

## 令和4年第8回西会津町議会定例会会議録

### 第1. 招 集

1. 招集日 令和4年12月 9日
2. 場 所 西会津町役場

### 第2. 開会、閉会及び会期

1. 開 会 令和4年12月 9日
2. 閉 会 令和4年12月14日
3. 会 期 6日間

### 第3. 議員の応招・不応招

#### 1. 応招議員

1番 荒海正人	5番 猪俣常三	9番 多賀剛
2番 上野恵美子	6番 三留正義	10番 青木照夫
3番 小林雅弘	7番 小柴敬	11番 清野佐一
4番 秦貞継	8番 伊藤一男	12番 武藤道廣

#### 2. 不応招議員

なし

## 令和4年第8回西会津町議会定例会会議録

### 議事日程一覧

#### 令和4年12月9日（金）……5～22項

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長諸報告
- 日程第4 管外行政調査実施報告
- 日程第5 付議事件名報告
- 日程第6 提案理由の説明
- 日程第7 報告第1号 委任専決処分事項

#### 令和4年12月12日（月）……23～68項

- 日程第1 一般質問（小林雅弘、上野恵美子、荒海正人、秦貞継）

#### 令和4年12月13日（火）……69～127項

- 日程第1 一般質問（伊藤一男、猪俣常三、小柴敬、三留正義、多賀剛、青木照夫）

#### 令和4年12月14日（水）……129～176項

- 日程第1 議案第1号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第2 議案第2号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第3 議案第3号 西会津町温泉健康保養センター条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第4号 令和4年度西会津町一般会計補正予算（第6次）
- 日程第5 議案第5号 令和4年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第2次）
- 日程第6 議案第6号 令和4年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第2次）
- 日程第7 議案第7号 令和4年度西会津町水道事業会計補正予算（第1次）
- 日程第8 議案第8号 令和4年度西会津町下水道事業会計補正予算（第1次）
- 日程第9 議案第9号 西会津町ケーブルテレビ施設の管理に係る指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第10号 西会津町総合計画・後期基本計画の策定について
- 日程第11 議案第11号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第12 議案第12号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第13 議案第13号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第14 提案理由の説明
- 日程第15 議案第14号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

- 日程第16 議案第15号 議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第16号 令和4年度西会津町一般会計補正予算（第7次）
- 日程第18 農業公社設立調査特別委員会の設置について
- 日程第19 農業公社設立調査特別委員会委員の選任について
- 日程第20 陳情第2号 土砂災害防護柵の設置に関する陳情書
- 日程第21 広報広聴常任委員会の継続審査申出について
- 日程第22 議会運営委員会の継続審査申出について
- 日程第23 議会活性化特別委員会の継続審査申出について
- 日程第24 農業公社設立調査特別委員会の継続審査申出について



令和4年第8回西会津町議会定例会会議録

令和4年12月9日(金)

開 会 10時00分  
散 会 11時24分

出席議員

1番	荒海正人	5番	猪俣常三	9番	多賀剛
2番	上野恵美子	6番	三留正義	10番	青木照夫
3番	小林雅弘	7番	小柴敬	11番	清野佐一
4番	秦貞継	8番	伊藤一男	12番	武藤道廣

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄 友 喜	建設水道課長	石 川 藤一郎
副 町 長	大 竹 享	会計管理者兼出納室長	五十嵐 博文
総 務 課 長	伊 藤 善 文	教 育 長	江 添 信 城
企画情報課長	玉 木 周 司	学校教育課長	佐 藤 実
町民税務課長	渡 部 峰 明	生涯学習課長	齋 藤 正 利
福祉介護課長	渡 部 栄 二		
健康増進課長	矢 部 喜代栄		
商工観光課長	岩 渕 東 吾		
農林振興課長	小 瀧 武 彦		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	長谷川 浩 一	議会事務局主査	品 川 貴 斗
--------	---------	---------	---------

# 令和4年第8回議会定例会議事日程（第1号）

令和4年12月9日 午前10時開議

開 会

開 議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議長諸報告

日程第4 管外行政調査実施報告

日程第5 付議事件名報告

日程第6 提案理由の説明

日程第7 議案第1号 委任専決処分事項

散 会

(全員協議会)

(広報広聴常任委員会)

○議長 おはようございます。

ただいまから、令和4年第8回西会津町議会定例会を開会します。(10時00分)

開会にあたり一言挨拶を申し上げます。議員各位には公私まことに御多忙のところ、御出席賜り厚く御礼を申し上げます。また執行部の皆様には御出席大変お疲れ様です。今定例会に提出される諸事案につきましては、後刻、町長から詳細にわたって説明されることと存じますが、円滑に議事を進められ適正妥当な議決に達せられますよう、切望いたしますとともに、諸般の議事運営に御協力を賜りますようお願い申し上げます、開会の挨拶といたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。日程に入るに先立ち事務局長から諸報告をいたさせます。

事務局長、長谷川浩一君。

事務局長。

○議会事務局長 本定例会に町長より別紙配付のとおり、13件の議案、及び1件の報告事項が提出され受理しました。本定例会までに受理した請願、陳情は陳情1件であり、陳情の要旨等はお手元に配付の陳情文書表のとおりであります。

次に本定例会の一般質問の通告は10議員からであり、質問者及び質問の要旨はお手元に配付の一般質問通告書のとおりであります。

次に例月出納決算の結果については、監査委員から報告があり、その写しを配付してございます。

最後に本定例会に議案説明のため町長、教育長に出席を求めました。なお本定例会に地方自治法第121条の規定に係る説明委任者として町長から副町長、各課長及び会計管理者、県出納室長。教育長からは学校教育課長、生涯学習課長をそれぞれ出席させる旨の通知があり、受理いたしました。以上であります。

○議長 以上で諸報告を終わります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第116条の規定により1番荒海正人君、12番武藤道廣君を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から12月14日までの6日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって会期は本日から12月14日までの6日間に決定しました。

日程第3、議長諸報告を行います。

9月定例会以降、現在までの議会活動はお手元に配付の議長諸報告のとおりであります。

次に陳情の受理、委員会付託について申し上げます。本日までに受理しました陳情は1件であります。会議規則第93条の規定により、お手元に配付しました陳情文書表のとおり、経済常任委員会に付託いたします。

日程第4、管外行政調査実施報告を行います。各常任委員長の報告を求めます。報告は

総務常任委員会、経済常任委員会の順で行ってください。

総務常任委員長、秦貞継君。

- 総務常任委員長 管外行政調査実施報告書。本委員会は下記のとおり管外行政調査を実施したので会議規則第75条の規定により報告いたします。

調査期間は令和4年11月7日から9日であります。

調査地及び調査事項について。千葉県長柄町、健康管理（人間ドック健診に関わる取組について）。埼玉県越谷市、公金、債権の徴収について。茨城県利根町、地域医療診療所での小児科設置についてであります。調査結果は別紙のとおりでございます。

次のページを御覧ください。千葉県長柄町の健康管理（人間ドック）健診に関する取組について。総務常任委員会は人間ドック、健診に積極的に取り組んでいる自治体の実態を調査し、今後における町民の健康管理に生かすため、千葉県長柄町を視察した。

長柄町の概要、人間ドック助成事業、次のページにいきまして、脳ドック助成事業、次のページ、前立腺がん検診の取組については表記のとおりでございます。

まとめとして、健診や人間ドック等を推奨、推進することによって、生命予後、注書きは後で御覧ください。の改善や、健康度の維持またそれに伴う医療費の軽減などが期待できる。長柄町と本町の違いの一つは長柄町のがん検診の中には、前立腺がん検診が含まれていることであり、国立がん研究センターによるガイドラインでは住民健診で前立腺がんが疑われ、検査を行った場合、50%から80%はがんが診断されないので、住民健診としては推奨しないとされており、国が指針を定める対策型がん検診（胃がん、子宮がん、肺がん、乳がん、大腸がん）には含まれていないことから、本町では実施していない。しかし近年50歳以上の男性の罹患率が上昇している。また早期発見、早期治療によって生命予後が良いことからがん検診に、前立腺がん検診を含む自治体が増えている。また人間ドックや脳ドックにおいては、長柄町は費用の7割相当（5万が上限）を助成している。本町においてはドックの助成は実施していない。今後公共施策として導入するにあたっては、生命予後の改善や、健康度の維持、またそれに伴う医療費の軽減を軸に据えて、メリットとデメリットの程度を比べて検討していく必要があると考える。生命予後に関しては記載のとおりでございます。

続きまして埼玉県越谷市の公金（債権）の徴収について。総務常任委員会は公金（債権の徴収）について、弁護士法人に徴収委託等を実施している自治体を調査し、今後における本町の財源確保に生かすため、越谷市を視察した。

越谷市の概要。公金（債権）の徴収については記載のとおりでございます。

ページを2つ飛ばしていただきまして、7ページになりますが、まとめとして、本町においても町民負担の公平性、公正性の確保のため、税や税外債権の徴収、回収に努め、未収金縮減への意識向上と、債権等の適正管理や徴収に向けて、各関係課間の連携、共通意識に一層の取組強化を図るべきである。

滞納者への対応は固定化傾向にある対象者に対して、生活指導や負担の公平性の理解を求めるとともに、債権管理条例のもと弁護士法人等に回収業務の一部を委託することも検討に含め、専門家の徴収指導等を参考に、業務効率の向上に取り組むべきと考える。

徴収担当者の負担軽減と不納欠損の適用に留意しながら、広く町民負担の公平性の確保



に努力されたい。

続きまして茨城県利根町の地域医療（診療所での小児科設置）について。総務常任委員会は国保診療所に小児科が標榜してある自治体を調査し、今後における地域医療に生かすため、利根町を視察した。

利根町の概要。利根町の国保診療所の内容は記載のとおりであります。

10 ページにうつりまして、まとめとして、利根町国保診療所では、近隣の医療機関との連携を保ちながら、町民に寄り添い医療の提供をしている。日常の診察以外にも訪問診療を行い、広く地域住民への医療提供を行っている。さらに小児科を設けることにより、子どもへの予防接種を行うなど、町民のニーズに寄り添う医療体制構築に取り組んでいる。

また、筑波大学との協定を生かして医学生を受け入れることにより、医師の後継者対策という課題解決にも取り組んでいる。利根町の医師が目指すプライマリーケアは、国保診療所らしい診療所をコンセプトに、地域住民が医療サービスを受けやすい体制構築を目指している。検査等での結果しだいでは、総合病院などの専門施設を紹介し、町民が健康で安心して過ごせるよう対応を行っている。

本町はこれまでも、地域医療の重要性を認識し、医師確保対策や、診療設備充実に努めてきた。町民の医療に対するニーズは年々複雑多様化しているが、安心して住み続けられる町を目指すには、診療設備充実はもちろんのこと、現在常勤していただいている医師が診察しやすい体制を確保しつつ、後継者となる医師確保対策も含め、安定した医療体制が維持されることが望まれる。以上であります。

○議長 経済常任委員会、委員長小柴敬君。

○経済常任委員長 それでは経済行政調査、経済常任委員会から申し上げます。

本委員会は下記のとおり管外行政調査を実施したので、会議規則第75条の規定により報告をいたします。調査期間については令和4年10月18日から20日までの3日間です。調査地及び、調査事項については（1）地域資源（ジビエ・森林・人材）を活用したまちづくりについて、岡山県西栗倉村。（2）株式会社モンベルと連携した周遊観光の活性化について岡山県鏡野町。（3）米粉の活用について、岡山県新見市。3地区を視察、研修しました。

それでは調査結果について申し上げます。

まず、地域資源（ジビエ・森林・人材）を活用したまちづくりについては、地域経済の活性化において地域資源の活用が求められてる中で、自治体に必要ビジョンや、資源の利用方法、人材の活用、自治体の支援を研修することを目的に視察をいたしました。自治体の概要等については記載のとおりであります。また研修先、及び視察内容において（3）の村ビジョンについてだけ説明を申し上げます。

村ビジョンについて当村は、「百年の森」構想を計画いたしております。2008年に村ビジョンである「百年の森」構想に着想し、森林整備に多様なベンチャー企業の参入を促進しました。2013年からはローカルベンチャー、地域外における新規事業育成の取組を開始し、地域おこし協力隊や、Iターンによる起業の流れが生まれました。この間の企業数が、45事業となっています。村ビジョンを村民にも分かりやすく打ち出し、地域における課題と取組を共有したことにより、移住者等が起業する際にも、地域との亀裂が生まれにくい

環境となってきました。

また構想を発展させていく際に、地域おこし協力隊制度が有効に活用されておりました。村外で働ける環境を作ることを目的とし、起業型（自らが起業する）と企業研修型（企業に地域おこし協力隊が研修する）の2種類の方法で実施しております。起業した事業者に複数の地域おこし協力隊を配置し、退任後はそのまま就職するなど村内での雇用や定住する流れにもつながっております。

では、まとめです。3ページを御覧ください。

西栗倉村は、地域資源を活用した多くの事業が立ち上がっている地域でありました。その発端は、村ビジョンである「百年の森林(もり)構想」による森林資源を活用した産業振興でありました。また、産業を構築していくにあたり、川上から川下まで一連の経済循環を包括した事業づくりがされており、できる限り村内で生産を行うことで、雇用や付加価値向上に向けた取組につなげておりました。

本町においても、昨今、地域資源を活用した支援の取組が行われております。今後、取り組むべきものとして資源活用に向けての町ビジョンの作成や流通・販売など消費者に届くまでを一連とした経済循環を構築する取組が必要と考えます。また、その過程で企業との連携や人材の活用、効果的なプロモーション活動等についても複合的に取り組む必要があると考えます。

ジビエの活用についても町で解体施設を設置し検討がされております。地域資源の一つとして活用が期待される一方、原発事故による出荷制限の課題や事業として成り立たせるためには一定頭数の確保が必要など課題への対応も必要と考えております。

次に株式会社モンベルと連携した周遊観光の活性化についてであります。目的としては、令和3年度に本町とモンベルとの連携協定が締結されたことにより、アウトドア等による周遊観光の活性化が期待される中、鏡野町における取組について調査・視察を実施しました。

自治体の概要、視察内容については後ほど御覧ください。

まとめとしまして、鏡野町は、これまで平成23年度からモンベルフレンドタウンとして関係性を深め、町内においてモンベルによるイベントの開催やアウトドア環境の整備を通じて連携を強化してきました。また、役場内においても観光事業や情報発信等を専門に担う「観光プロモーション本部」の設置など体制強化を図ってきております。今後の展望としても町営施設の改修に伴い、モンベル監修による施設設計の検討や指定管理者として運営を担うなど、さらなる連携強化が図られていく予定であります。

本町においても、観光交流協会をはじめ周遊観光の強化を図っている中でアウトドアコースなどの環境整備等が求められております。連携協定締結後の具体的な施策について目に見える形として進めていくことが必要と考えます。また、会津の他自治体では、モンベルショップの開設など、いち早い取組が実施されていることなど広域連携の枠組みによる連携強化も検討していかなければならないと考えます。

次に「米粉の活用」についてです。米の消費が年々減少している中、米の価格の下落に伴い、農家の収入も減少しております。このような状況のもとで、町の主要産業である農業を守り、主食である米の生産を確保するために、どのような方法があるのか、その一つ

の方法として「米粉の活用」に注目し、米粉パンを製造・販売している工房を視察いたしました。

自治体の概要、研修先、視察内容については御覧のとおりであります。米粉パンの特徴といたしまして、6ページであります。米粉80%のパンでありまして、100%ではありません。一応小麦アレルギーには注意が必要ということの説明を受けました。

まとめとしまして、米の消費対策としての米粉のパンを企画するのであれば、パンの製造・販売の基本として、パンの食味と食感が消費者に受け入れられるものでなければならぬと考えます。菓子パンは、さらにアイテムの多さが大切であります。本町でも取り組もうとするのであれば、米粉のパンだけでは投資額に見合った売り上げは難しいため、慎重な検討が必要と考えております。

米の需要拡大策を考えるならば、米粉のパンだけでなく、別の道も検討すべきであります。例えば、米粉を使うならば、小麦粉の6割しか油を吸わない米粉の特徴を生かし、カラッと揚がった天ぷらなども強く打ち出すことも考えられます。また「おにぎり専門店」の開設や町内の食堂・レストランで西会津のうまい米を宣伝するなど投資額が抑えられ、町内の活性化にもつながると考えます。

このように、米粉のパンだけでなく、幅広い米の需要拡大策を検討していくことが重要と考えます。以上です。

○議長 　ただいまの報告に対して質疑を行います。

　　まず初めに総務常任委員会、ありませんか。

　　（「質疑なし」の声あり）

○議長 　続いて経済常任委員会。

　　12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 　2点ほど質問したいと思っております。

　　1点は、岡山県西粟倉村のことですが、事業数が45事業となっておりますけれども、これのだいたいの内訳と言いますか、内容はどのような傾向にありますか。

　　それと地域おこし協力隊制度を利用してということでありまして、この、どのような形でその起業された事業所とか、いろんなところに配置されているのか。またその運営方法とかそういったものは、どのようになっておるのかをお聞きします。

○議長 　経済常任委員長。

○経済常任委員長 　それに関しましては、1番荒海議員が詳細に知っておりますので、荒海議員の方から報告を、だめか。

○議長 　1番、荒海正人君。

○荒海正人 　今の質問にお答えいたします。

　　まず、ベンチャー企業の40数件の内訳ですけれども、主に林業関係の事業ということで伺っておりました。内容としては、伐採の事業で、伐採の事業を加工の事業、またそれを活用した何て言うんですかね、木工関係であったり、あとは端材を使った小さな何て言うんですかね、手芸関係であったりってのもあったりして、概ね林業にまつわる事業でありまして、報告書の中にもありましたとおり、川上から川下まで様々なカテゴリーに、によってカテゴリーに分けながら起業されているということでした。

また2点目の地域おこし協力隊の事業についてですけれども、それぞれ形があるということでありまして、ほとんどが自分で事業を立てて、自分で事業所を設けて、運営しているということが、主であるというふうに向っております。ただ、一方で、新しい、町内の企業が新しくこの事業を立ち上げるにあたって、そこに何て言うのですかね、そこに合流するような形で、業務提携みたいな形でやっているというような例もありまして、そこは町内の企業との連携をしながら地域おこし協力隊の、退任後の活動にもつなげているというような内容でありました。以上です。

○議長 12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 一応説明聞きましたが、おおざっぱ過ぎてちょっと理解に苦しみます。もう少し具体的に内容的なことは、ちょっと説明できませんでしょうか。

○議長 経済常任委員長。

○経済常任委員長 各その西栗倉村のほうから報告受けております書類等を精査して後ほど武藤議員のほうに報告したいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長 よろしいですか。はい。ほかに。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これをもって管外行政調査実施報告を終わります。

日程第5、付議事件名報告を行います。付議事件名につきましては、お手元に配付の議会定例会、議案付議事件記載のとおりであります。

日程第6、提案理由の説明を行います。町長の提案理由の説明を求めます。

町長、薄友喜君。

町長。

○町長 本日ここに、町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私とも御多用中にもかかわらず、御参会を賜り厚く御礼を申し上げます。

本定例会に提出いたしました案件は、条例の一部改正、令和4年度補正予算案など、町政が当面する重要な議案、13件及び、報告1件であります。

以下そのあらましについて、御説明を申し上げますが、それに先立ちまして、最近における町政の主要事項について御報告を申し上げ、議員各位の御理解をいただきたいと思ひます。

初めに令和4年8月3日から4日にかけて発生した豪雨災害の復旧状況について申し上げます。町では発災後、速やかに災害復旧工事に係る測量設計業務を発注し、国の災害査定に備え、準備を進めて参りました。その後、10月中旬から開始された国の災害査定につきましては、公共、土木施設が10月21日に、林道施設が11月17日にそれぞれ終了し、農地・農業用施設につきましては12月9日に終了することから、順次、入札等の事務手続きを踏みながら、災害復旧工事を発注していく計画であります。

そのうち、特に被害の大きかった塩地区、向原地区、道目地区、下松地区の農地につきましては、既に応急本工事として発注したところであります。また、国庫補助事業に該当しない道路等につきましては、緊急度を勘案しながら町単独事業として順次発注し、復旧工事を実施している状況であります。町といたしましては、町建設業組合等の協力をいた

だきながら豪雨災害からの1日も早い復興・復旧を目指し、町民生活の安定に向け引き続き全力で取り組んで参る考えであります。

次に、「西会津町総合計画・後期基本計画の策定」について申し上げます。

来年度、令和5年度から7年度までの3カ年の町総合計画・後期基本計画につきましては、本年5月に策定作業を開始して以来、町民の皆さん25名による「総合計画検討会議」と、町職員25名で組織する「総合計画策定プロジェクトチーム」が連携し、策定作業を進めて参りました。

去る10月25日の町議会全員協議会において中間報告として計画素案について御説明申し上げ議員各位より御意見をいただいた後、「まちづくり基本条例」に基づき、翌10月26日から意見公募を開始し、新たに、町民参加型合意形成プラットフォーム「デシディム」も併せて活用し、11月4日まで計画素案に対し広く意見を募集したところであります。また、10月26日から町民懇談会を開始し、初回、26日に奥川みらい交流館で、同27日には新郷連絡所、11月1日には保健センター、同2日には西会津町役場で町民懇談会を開始し、出席された合計59名の町民の皆さんから貴重な御意見をいただきました。

このたび、議員各位並びに町民参加の手続きにより、いただいた御意見などを踏まえ、最終的な調整を行い、後期基本計画の原案がまとまったことから、去る11月29日開催の町総合政策審議会に諮問し、適当とする答申をいただいたところであり、本定例会に議案として上程しておりますので御理解願います。

次に、「首都圏等企業関係構築事業」について申し上げます。

本事業につきましては、町デジタル戦略の基本姿勢に掲げる「官民共創」の一つの取組であり、昨年度の首都圏等企業による西会津町視察交流ツアーでつながりを持った企業と継続的に関係を深め、将来的な本町への企業移転等の実現に向けて今年度実施している事業であります。

具体的には、つながりを持った企業が、本町を実証事業や研修などのフィールドとして活用するためのサポートを実施し、関係人口の拡大と、来町する企業との継続的な関係構築を推進するものであり、本年6月には、国内大手のコンサルティング企業が町内で耕作放棄地の解消に向けた仕組みづくりに関するプロジェクトイベントを開催したほか、11月には、ICT関連企業が「デジタルと防災」をテーマにした勉強会を開催し、また、国内最大手の総合電子工業メーカーが、中学生を対象としたスティーム教育、具体的には、プログラミングによる光を使った作品制作のワークショップを実施したところあります。また、12月にも広告メディア関連企業2社が来町し、町内での研修などを実施したところあります。

町といたしましては、こうした共創の取組によりデジタル戦略推進の円滑化・加速化や、将来的な本町への企業移転等の実現に向けて、民間企業とのさらなる関係構築を図って参りますので御理解願います。

次に、「喜多方地方広域市町村圏組合旧庁舎等の譲渡に係る公募型プロポーザルの実施」について申し上げます。

新庁舎の整備により用途廃止した同組合の旧本庁舎・消防庁舎及びその敷地並びに駐車場の物件について、同組合では構成市町村での協議を踏まえ、公募型プロポーザル方式で

民間事業者等からの提案を受け、その中の優秀な提案者に物件を譲渡することについて、11月25日開催の喜多方地方広域市町村圏組合議会臨時会で議決されたことにより、12月1日より民間事業者等の提案を募集しているところでもあります。今後は、提案のあった内容により、譲渡または解体費の支出の必要性などを審査し、譲渡先が選定されることとなりますので御理解願います。

次に、「株式会社モンベルとの連携」について申し上げます。

本町と株式会社モンベルは、本年6月2日に包括連携協定を締結し、その後、同社との打合せを行うとともに、庁内においては関係課による会議を重ね、事業推進を図っているところでもあります。

これまでの同社との具体的な連携の取組ではありますが、まず、モンベルクラブ提携施設である「フレンドショップ」に、道の駅にしあいづ、ロータスイン、西会津国際芸術村など町内5施設を登録したほか、10月3日には、モンベルふるさと納税ポータルサイトの開設を行ったところでもあります。

また、10月5日、6日には、同社が指定管理者として管理運営する高知県本山町のアウトドアビレッジ本山(もとやま)、及び愛媛県西条市のアウトドアオアシス石鎚(いしづち)の視察を行い、さらに現在、町内の自然環境などのアウトドア資源を活用した魅力創出に係る全体構想策定に向け、資源調査を実施しているところでもあります。

今後も同社と連携し、また会津・モンベル広域連携共同宣言に基づき広域連携も図りながら、本町の魅力発信とエコツーリズムの促進による地域経済、農林業の活性化等を図って参りますので御理解願います。

次に、「郵便局へのマイナンバーカード申請支援業務委託」について申し上げます。

国では、今年度中にほぼ全ての国民にマイナンバーカードを普及することを目標としており、その普及策として、郵便局の窓口でマイナンバーカードの取得申請支援が行えるようになったことから、11月28日に日本郵政株式会社と県内初となる業務委託契約を締結し、12月1日から申請支援事務の取扱いを開始したところでもあります。

本町のマイナンバーカード申請率は11月末現在で58.1%となっており、国が目標とする水準までは少し開きがありますが、マイナポイントの対象となる12月末にかけて、申請が集中するものと予想されることから、町内の4つの郵便局のネットワークを最大限に活用するとともに、町でも休日窓口を開設して受付体制を整え、普及促進に努めて参ります。

次に、「雪害対策本部の設置」について申し上げます。

これから本格的な降雪期を迎えるにあたり、去る12月5日に「西会津町雪害対策本部」を設置いたしました。

対策本部の設置に先立ち、冬を安全に過ごすための注意事項のほか、除雪に関する支援制度や相談窓口など、雪に関する情報をまとめた「にしあいづ冬の暮らしガイド」改訂版を町内全戸に配布して周知を図ることとしておりますが、雪による事故や交通障害等の雪害で町民生活に支障をきたすことのないよう、庁内の緊密な連携を図るとともに、関係機関・団体の協力を得ながら、迅速な状況把握と雪害予防対策、応急対策に万全を期して参ります。

次に、「今冬の除排雪対策」について申し上げます。

まず、「雪処理支援隊」についてであります。昨年度は8人体制で29世帯の支援を実施して参りました。今年度は11月に雪処理支援対象者を調査したところ30世帯となる見込みであり、現在9人体制により迅速に支援をしていくことで、冬期間の安心を引き続き確保して参ります。

次に、「除排雪費用助成事業」についてであります。豪雪対策本部の設置の有無によらず、75歳以上の高齢者世帯や障がい者世帯等で、自力での除排雪が困難な非課税世帯を対象世帯として助成するものであります。

助成額は年間1万円で、申請により給付券を交付するもので、現在、対象世帯へ通知し、申請の受付をしているところであります。

なお、この除排雪を行う事業者につきましては、町内の事業者や個人事業主等を募集し、現在135件の登録をしていただいております。合わせて、本事業の対象世帯以外の方で、除排雪をしてくれる事業者を紹介してほしいとの需要もあることから、登録事業者の中で公表を希望した事業者につきましては、広報誌やホームページ、「雪に関する相談窓口」等を通じて周知を図ることとしております。

次に、「町の除雪事業計画」についてであります。道路除雪は、町の除雪受託組合と直営のオペレータにより、生活道路や歩道を中心に早朝の通勤、通学等に支障が出ないよう万全の体制で実施して参ります。また、狭隘な町道につきましては、地域の皆さんの協力をいただきながら町が貸し出す小型除雪機械により除排雪作業を実施していく考えでありますので、御理解願います。

次に、「一人暮らし高齢者等への訪問（弁当配食）事業」について申し上げます。

本事業は、一昨年より引き続き、新型コロナウイルス感染症対策により、不要不急の外出制限などにより自宅等で過ごす時間が長くなり、身体的・精神的に健康への不安を抱える80歳以上の一人暮らし及び高齢者のみ世帯の方々の見守り対策と、弁当を町内飲食店から調達することで、低迷する地域経済の支援を兼ねて実施して参りました。

今年度は、6月から10月までの間の8月を除く毎月の計4回で1,639食を、さらに11月には希望する80歳以上の全ての高齢者を対象に954食を配食し、これまでに合計で2,593食を配食したところであります。

町では、今後も新型コロナウイルス感染症の感染状況を注視しながら、高齢者への必要な支援を継続して参ります。

次に、「令和4年度西会津町物価高騰対応生活困窮世帯緊急支援事業」について申し上げます。

本事業は、原油価格や物価の高騰による電気やガスなどの光熱費の上昇が町民生活に与える影響を踏まえ、高齢低所得世帯等の経済的負担を軽減し安心して生活できるよう、1世帯当たり7千円の町商品券を助成したものであります。令和4年11月14日までに対象となる680世帯に送付を完了し、町内商店等で使用いただいております。

今後も、光熱費のみならず物価上昇に対する国の緊急対策などの動きに適切に対応して参ります。

次に、「出産・子育て応援交付金事業」について申し上げます。

本事業は、令和4年10月28日に閣議決定された「物価高克服・経済再生実現のための

総合経済対策」において、長引くコロナ禍の中で少子化の進行が危機的な状況にあり、このため、妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援の充実を図るとともに経済的支援を一体的に実施する事業として、新たに創設されるものであります。

具体的には、令和5年1月より妊娠届出時及び出生届出時を通じて計10万円相当を給付するものであり、併せて面談等により心配事や不安事などの状況を把握し、必要な支援につなげていくものであります。なお、年度を前倒して実施することから、令和4年4月以降の出産について、遡及適用する経過措置が図られることとなり、本年度内の事業実施に伴う所要額を今次補正予算に計上したところであります。

次に、「新型コロナウイルス感染症」について申し上げます。

福島県内の感染状況につきましては、本年8月中旬に第7波のピークを迎え、以降、減少傾向で推移しておりましたが、10月下旬より再び増加傾向となり、11月からは1日の感染者数が2,000人を超える日が続くなど高い水準で推移し、現在では第8波に入りました。それに伴い県内の確保病床使用率も高くなるなど、医療体制のひっ迫が心配される状況が続いております。

町内の感染状況につきましては、全数届出の見直しに伴う県の対応により、9月26日より、市町村ごとの感染者数が公表されなくなったため、町内全体の感染者数の把握はできませんが、こゆりこども園や西会津小・中学校の感染状況、また高齢者施設からの感染状況の報告等を勘案しますと、町内の感染者が増加傾向と推測されます。

町といたしましては、今後もケーブルテレビなどを利用し基本的な感染対策の徹底をお願いするとともに、オミクロン株対応のワクチン接種や小児、乳幼児を対象としたワクチン接種について、希望者が速やかに安心して接種ができるよう進めて参ります。

次に、「西会津診療所の診療体制の変更」について申し上げます。

西会津診療所の非常勤医師として整形外科を担当しておりました佐藤信也医師につきましては、御本人の申し出により、11月の診療をもって退任されました。佐藤医師におかれましては、令和元年10月から約3年間にわたり本町の医療体制の確保に尽力いただきましたことにつきまして、衷心より御礼申し上げます。

なお、このたび、福島県立医科大学会津医療センターとの協議により、西会津診療所へ整形外科担当の医師として渡邊剛広（わたなべ・たけひろ）医師を派遣いただけることとなり、11月15日より、原則、毎週火曜日を診療日として診察を開始しております。

町といたしましても今後も医療体制の確保に努めて参りますので、御理解願います。

次に、「第17回西会津国際芸術村公募展 2022」について申し上げます。

本年度で17回目を迎えたこの公募展は、去る10月8日から10月30日の23日間、西会津国際芸術村において開催されました。

今年度におきましても、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、東京巡回展につきましては実施を見合わせましたが、実行委員の皆様をはじめ関係各位の御努力によりまして、感染予防対策を徹底し新しい生活様式に対応する形で開催したところであります。

作品の応募については、U(アンダー)15の部30点、U(アンダー)18の部46点、一般の部49点であり、昨年度より20点多い、合計125点でありました。

10月15日に執り行われた公募展表彰式では、若年層の作品発表の機会、並びに創作動



機の創出を狙いとして、今年度より新設した小中学生の部であるU(アンダー)15の受賞者をはじめ、多くの関係者に出席いただき、また、開催期間中、町内外から557人を超える方々が来場いたしました。

今後も、芸術を通じた青少年の健全育成と、様々な催事やイベントの実施による交流人口・関係人口拡大の拠点として西会津国際芸術村を活用して参りたいと考えております。

次に、「埼玉女子短期大学と西会津町との地域連携に関する基本協定の締結」について申し上げます。

埼玉女子短期大学エアライン専門ゼミでは、全日本空輸(ANA)の特別機「東北フラワージェット」の機体に町の花であるオトメユリが採用されたことをきっかけに、平成29年から安座地区のオトメユリ保護活動のボランティアとして、萱刈りなどの活動に取り組んでいただいているほか、階段の修復費用をクラウドファンディングによって寄附していただくなど、教育研究活動と地域社会の形成・発展に連携して取り組んできたところであります。

このたび、同大学の楢沢栄一(ぐみさわ・えいいち)学長並びに西会津応援大使である森川佳世教授の取り計らいにより、これまで、築いてきた関係をさらに発展させ、地域活性化や人材育成、環境維持・保全、SDGsの普及啓発など、多岐にわたり相互に連携して取り組む「地域連携に関する基本協定」を締結したところであります。

この締結を契機に、今後も幅広い分野での連携・協力を深め、官学共創のもと、将来にわたり持続可能な町を目指すとともに、地域活性化と次世代を担う人材の育成に努めて参る考えであります。

次に、「第37回西会津の文化と産業祭(西会津ふるさとまつり)」について申し上げます。

本年で37回目を迎えた「西会津の文化と産業祭」は、去る11月5日、6日の2日間にわたり「さゆり公園多目的広場」をメイン会場として開催いたしました。

昨年は、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、町民限定のイベントとしましたが、本年は、実行委員会の皆様をはじめ、様々な地域や団体の皆様の御努力と御協力により、例年通りの内容で開催できましたことに、改めて衷心より感謝申し上げます。

主な内容といたしましては、開催に先立ち11月3日からプレオープンとして、文化祭部門や健康福祉まつり部門の作品を展示し、多くの町民の皆さんに御来場いただいたところであります。

初日の5日は、オープニングセレモニーでの躍動感あふれる大山さゆり太鼓の披露から始まり、町内の皆さんが日頃の成果を発表する「民俗芸能と民謡の集い」、吉本芸人の方々や、福島ゆかりのミュージシャンの方々による「さゆりラフ・アンド・ミュージックフェス」、2日目には、例年より多くの参加者を迎え3年振りの開催となった「にしあいつ紅葉ウォーク」、西会津産新米コシヒカリを始めとした豪華賞品が当たる「ふるさと大抽選会」ほか、「丞神デナーショー」、「会津の女」の代表曲で活躍中の「小田島あつみ歌謡ショー」、恒例の「桐ゲタ投げ全国大会」、福島レッドホープスファン感謝祭やeスポーツ体験コーナーなどを開催しました。

このほか、本町自慢の美味しいお米をはじめ、蕎麦、みそラーメンにスイーツ、西会津高校魅力発信隊のカフェや、「結」交流協定を締結している沖縄県大宜味村の物産ブースな

ど、会場内にはたくさんの美味しいものがあふれ、本町の文化、自然、食などを存分に御堪能いただいたと感じたところでもあります。

また、2日間とも晴天に恵まれたことから、予想を上回る大勢の皆様にご来場いただき、盛会裡に終了することができました。

このふるさとまつりの開催にあたりまして、御協力いただきました関係各位に感謝申し上げますとともに、御参加いただきました町民の皆様に対しまして御礼を申し上げます。

今後も、地域の活性化が図られるよう充実した「西会津の文化と産業祭」としていきたいと考えております。

次に、「農業公社設立に向けた検討状況」について申し上げます。

本町の農業を取り巻く環境は依然厳しく、農業者の高齢化や担い手不足、米価の低迷による農家所得の減少など解決すべき課題が山積しております。町ではその課題解決と持続可能な農業の実現、地域経済の活性化、雇用の創出などを目的に、本町農業の将来を見据えた新たな体制整備の一つとして農業公社設立に向けた準備作業を前年度に開始し、今年度から本格的に進めているところであります。

農業公社設立に向けた検討組織として、町内の農業経営者や農林業に関わる公的機関の関係者などから意見を伺うため、委員15名による「西会津町農業公社設立検討会」を組織し、これまで6回にわたり検討を進めて参りました。

また、今年度は視察研修や農地所有者、担い手農家の方等へ、農業経営等に関する意向調査を実施し、運営状況や課題などについて調査してきたところであります。

なお、これまで検討会で出された意見や意向調査結果等を踏まえ、農業公社が担う業務や設立時期、組織形態、事務所の位置や農業機械の整備方法などを盛り込んだ設立基本計画を策定しており、今次の全員協議会において中間報告として御説明申し上げます。

次に、「西会津一うまい米コンテスト」について申し上げます。

本コンテストは、本町の米のPRと生産者の栽培技術の向上を目的に、平成26年度から行っており、今年は「コシヒカリ部門」に110点の応募がありました。

1次審査として食味分析計の測定結果により、上位5名を選出した後、去る10月26日に開催した2次審査において、米に関し幅広い知見を有する6名の審査員による実食審査を行ったところであります。

その結果、出戸の三瓶鐵江（さんぺい・てつえ）さんの米が、西会津一うまい米に決定いたしました。また、コシヒカリ以外の品種を対象にした「こだわりの品種部門」には11点の応募があり、最も食味値の高かった、柴崎の高橋正（たかはし・ただし）さんの「ミルキークイーン」が初めての受賞となりました。なお、入賞した米はいずれも審査員から高い評価を受けたところであります。

町では今後もこうした美味しい良質な西会津産米を全国の多くの消費者にPRしながら引き続き、生産者や販売事業者と連携した米の販売促進に取り組んで参りますので、御理解願います。

次に、「令和4年産米の作柄とモニタリング検査」について申し上げます。

農林水産省による10月25日現在発表の米の平均作況(さくきょう)指数であります。全国は「100」の「平年並み」となる見込みであり、福島県内では中通りと浜通りで「100」、

会津が「99」で全国と同様、「平年並み」となりました。

水稻の作柄につきましては、出穂期(しゅっすいき)以降の日照不足や断続的な大雨による倒伏(とうふく)などの影響が懸念されましたが、会津よつば農業協同組合への米の出荷状況を見ますと、本町の1等米比率は11月11日現在で93.7%となっております。

また、米の放射性物質検査につきましては、本町では早期出荷米が8月26日から始まり、11月9日には全ての出荷の自粛が解除され、西会津産米の安全・安心が確認されたところでもあります。

コロナ禍による米価下落の影響など、稲作農家を取り巻く環境は依然として厳しい状況ではありますが、町といたしましては、今後も美味しい西会津産米の生産が継続されるよう取り組んで参りますので、御理解願います。

次に、「鳥獣被害防止対策」について申し上げます。

例年同様、今年もツキノワグマの出没情報が寄せられ、現地調査をしたうえで必要に応じ、追い払いや捕獲を行うなど、被害防止に取り組んで参りました。12月8日現在の熊の捕獲数は19頭で、前年の同時期と比較し、7頭増加している状況であります。

また、イノシシ被害につきましては、稲の踏み倒しや畦畔の掘り起こしなどの被害が町内各地で発生しておりますが、町で進めている電気柵設置への補助支援により、対策を講じた農地においては被害が抑えられている状況であります。なお、今年は12月8日現在で18頭のイノシシを捕獲したところであります。

今後は積雪期に入ることから、猟友会による定期的なイノシシの巻き狩りを行い、加害個体の捕獲に努めるとともに、町といたしましては、引き続き電気柵設置などの被害防除、有害捕獲、集落環境整備の三つの対策を複合的に実施しながら、被害防止に努めて参りますので、御理解願います。

なお、現在整備を進めております「有害鳥獣解体処理施設」については、12月中の完成に向けて取り組んでいるところであります。

次に、「第37回時事通信社教育奨励賞優良賞の受賞」について申し上げます。

創造性に富んだ特色ある教育で顕著な業績を挙げた学校を称える、第37回時事通信社教育奨励賞の受賞校が9月26日に発表され、県内から唯一、西会津小・中学校が推薦され、全国59の推薦校の中から、優秀賞、特別賞に次ぐ「優良賞」を受賞いたしました。

本受賞は、地域の皆様から多大な御協力と御支援をいただきながら進めている「地域学校協働本部事業」や企業・大学等の支援を受けながら地域課題に取り組んでいる「アントレプレナーシップ教育」、さらには学校に家庭教育相談室「こころのオアシス」を開設するなど、地域と学校が一体となって教育活動を推進していることが評価されたものであります。

町といたしましては、今後より一層、学校と地域のつながりを大切にしながら、さらなる教育施策の充実に向けて参りますので、御理解願います。

次に、「第16回市町村対抗福島県軟式野球大会」について申し上げます。

本大会は9月10日に開幕し、本町チームは1回戦で矢祭町に、2回戦は浪江町に、3回戦は本宮市に勝利し、チームとして初めてベスト8に進出しました。矢吹町と対戦した準々決勝は、10月1日に県営あづま球場で行われ、惜しくも0対3で敗れ表彰台に登ることは

できませんでした。

並々ならぬ努力をされた選手、関係者の皆様に敬意を表しますとともに、御声援いただいた多くの町民の皆様に感謝申し上げ、次年度以降のさらなる成績の向上に向け、町といたしましても引き続きチームを支援して参ります。

続きまして、今回提出いたしました議案について御説明を申し上げます。

まず、議案第1号の「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

国の人事院は8月8日、民間給与と公務員給与の格差を解消するため、月例給を0.23%引き上げるとともに、令和4年度の勤勉手当の支給月を0.1月分引き上げる勧告を政府に対し行ったところであります。

これを受け、県人事委員会は10月5日人事院勧告に準じ、若年層を中心に職員の俸給について、平均0.23%引き上げるとともに、令和4年度の期末・勤勉手当の支給月をそれぞれ0.05月分ずつ引き上げ、人事院勧告の内容を踏まえた令和4年度以降の給与制度の総合的な見直し等の勧告を県と県議会に行ったところであります。

市町村の職員等の給与につきましては、国及びその他の地方公共団体、民間事業者等の給与を考慮して定めることとされていることから、本町におきましても勧告制度の意義を尊重し、人事院及び県人事委員会の勧告に準じ、令和4年度より、職員の俸給について、平均0.23%引き上げるとともに令和4年度の期末・勤勉手当の支給月を0.05月分ずつ引き上げるための改正を行うものであります。

次に、議案第2号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」について申し上げます。

地方公務員の定年につきましては、国家公務員の定年を基準として定めることとされており、国家公務員の定年が段階的に65歳まで引き上げられたことに伴い、令和5年4月から段階的に定年年齢を引き上げるなどの地方公務員法の一部が改正されたことから、町職員の定年につきましては、同様に段階的な定年年齢の引き上げや管理監督職上限年齢制の導入など、関係条例を改正するものであります。

次に、議案第3号「西会津町温泉健康保養センター条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

温泉健康保養センターはこれまで、町民の福祉の向上と、健康の増進に対し重要な役割を担ってきましたが、度重なる消費税の改定に加え、今日の燃料価格高騰や電気料金の引き上げなどにより、維持管理費が増加傾向にあるとともに、コロナ禍の影響から、ここ数年は利用者数についても減少傾向にあります。

温泉施設利用料については、平成9年に改定して以来、25年の間、据え置いて参りましたが、今次において、現行サービスの提供を維持するため、所用の改正を行うものであります。

次に、議案第4号「令和4年度西会津町一般会計補正予算（第6次）」についてであります。9,056万4千円を増額し、予算総額を73億2,821万9千円とするものであります。

今次補正の主な内容といたしましては、8月に発生しました農地・農業用施設災害復旧事業において、事業量精査による事業費を増額計上したほか、各種事業費の調整や国の人

事院勧告、県の人事委員会勧告の内容と職員の異動等を反映させ、給与等を調整したものであります。

補正の財源につきましては、国・県支出金などを調整することとし、財源調整の結果、不足分につきましては、財政調整基金から繰り入れることといたしました。

次に、議案第5号から議案第8号の「特別会計補正予算」についてであります。職員の給与等の調整や特定の目的に応じた事業の実施に伴い、所要の経費を調整したものであります。

次に、議案第9号「西会津町ケーブルテレビ施設の管理に係る指定管理者の指定」について申し上げます。

町では、公の施設につきまして、地方自治法第244条の2、第3項の規定に基づき指定管理者を指定し、施設の管理運営を行っております。このうち、「西会津町ケーブルテレビ施設」について、指定の期間が令和5年3月末日で満了するため、改めて指定管理者を指定する必要があることから、地方自治法244条の2、第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第10号「西会津町総合計画・後期基本計画の策定」について申し上げます。本案は、主な事業報告で申し上げましたとおり、今年度、町民参加により策定作業を進めて参りました「町総合計画・後期基本計画」について、意見公募や町民懇談会でいただいた意見等を踏まえ、最終的な調整を行い、計画案が完成しましたことから、西会津町議会基本条例第8条、第1項、第1号の規定に基づき議会の議決をお願いするものであります。

次に、議案第11号から議案第13号の「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること」について申し上げます。

本案は、「固定資産評価審査委員会委員」3名が本年12月31日をもって任期満了となりますことから、地方税法第423条、第3項に基づき、新たな委員の選任について議会の同意をお願いするものであります。

次に、報告第1号「委任専決処分事項」であります。町民バスの事故についてであります。このたび、損害賠償について相手方と合意に達し、委任専決処分の範囲内で和解しましたので、御報告するものであります。

以上、提出議案の概要について御説明を申し上げましたが、各議案の詳細につきましては、担当課長より説明いたさせますので、十分なる御審議をいただき原案のとおり御議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わります。

○議長 日程第7、報告第1号、委任専決処分事項の報告を行います。本件の報告、説明を求めます。

総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 報告第1号委任専決処分事項の報告について、御説明いたします。

地方自治法第180条第1項の規定により、昭和53年6月60日に御議決をいただいております「町長の専決処分事項の指定」に基づき、損害賠償並びに和解に関することについて、委任専決処分を行いましたので、その内容について御報告をするものであります。件数は1件で、物損事故に係るものです。

それでは、報告第1号の報告書を御覧ください。

まず、事件の発生年月日につきましては、令和4年7月27日であります。

その内容であります。野沢字塚田地内の大黒堂紫雲閣西会津ホールの駐車場で、駐車をするため車両を後退させた際、後方不注意により外壁に衝突し、公用車及び外壁を損傷させたものであります。

損害箇所等及び事件の相手方は記載のとおりであります。和解の年月日及び賠償額につきましては、令和4年10月17日、115,280円であります。

なお、過失割合につきましては、当方100%であります。

以上、地方自治法第180条第1項の規定に基づく委任専決処分事項の報告を終わらせていただきます。

○議長　ただいまの報告に対し、質疑を行います。ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで報告第1号、委任専決処分の報告を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会いたします。（11時24分）

令和4年第8回西会津町議会定例会会議録

令和4年12月12日（月）

開 会 13時00分  
散 会 17時10分

出席議員

1番	荒海正人	5番	猪俣常三	9番	多賀剛
2番	上野恵美子	6番	三留正義	10番	青木照夫
3番	小林雅弘	7番	小柴敬	11番	清野佐一
4番	秦貞継	8番	伊藤一男	12番	武藤道廣

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄 友 喜	建設水道課長	石 川 藤一郎
副 町 長	大 竹 享	会計管理者兼出納室長	五十嵐 博文
総 務 課 長	伊 藤 善 文	教 育 長	江 添 信 城
企画情報課長	玉 木 周 司	学校教育課長	佐 藤 実
町民税務課長	渡 部 峰 明	生涯学習課長	齋 藤 正 利
福祉介護課長	渡 部 栄 二		
健康増進課長	矢 部 喜代栄		
商工観光課長	岩 渕 東 吾		
農林振興課長	小 瀧 武 彦		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	長谷川 浩 一	議会事務局主査	品 川 貴 斗
--------	---------	---------	---------

# 令和4年第8回議会定例会議事日程（第4号）

令和4年12月12日 午前13時開議

開 会

開 議

日程第1 一般質問

散 会

（経常任委員会）

（一般質問順序）

- |           |          |          |
|-----------|----------|----------|
| 1. 小林 雅弘  | 2. 上野恵美子 | 3. 荒海 正人 |
| 4. 秦 貞継   | 5. 伊藤 一男 | 6. 猪俣 常三 |
| 7. 小柴 敬   | 8. 三留 正義 | 9. 多賀 剛  |
| 10. 青木 照夫 |          |          |



○議長 皆様、大変お疲れさまです。

令和4年第8回西会津町議会定例会を再開します。(13時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。

通告により、順番に発言を許します。質問者は順次、質問席に移し、発言を求めてください。

3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 皆さん、3番、小林雅弘でございます。通告にしたがって一般質問をいたします。

まず、初めに学校の給食費の負担軽減についてお尋ねいたします。

皆さん、公立小中学校の授業料が無償なのは当たり前のことと今思われています。義務教育だから当然だ、そう皆さんはお考えだと思います。私もそうです。児童生徒1人当たりの学校教育費を見てみると、2020年の試算で、小学校で93万円余り、中学校で112万円余りの税金が投入されています。もし小中学校が有償だったら、子供がいる家庭では可処分所得の多くを授業料に充てることになるでしょう。低所得の家庭はもちろん、中間層も授業料負担で困窮化することになります。就学率100%は実現できなくなると思います。

また、小中学校の教科書が無償なのは今では当たり前です。義務教育なのだから当然だと思っている方も多いと思います。しかし、小中学校の教科書が無償になったのは昭和38年のことです。それ以前は教科書を購入しなければならず、庶民には重い負担でした。皆さんの同級生の中には、お姉ちゃん、お兄ちゃんの教科書を使っている子供たちもいた、そういう記憶があると思います。

次に、義務教育だから無償で当たり前になるのは、学校の給食費であるべきです。文部科学省は学校給食法において、義務教育段階における学校給食の普及、充実及び学校における食育の推進を行うこととしており、給食の実施を呼びかけています。学校給食を無償化する妥当性は十分にあると考えます。

給食無償化を実施した自治体は、地域全体で子供の教育を支えよう、そういう意識が高く、給食の食材は地産地消で調達する方針にしていたり、食育を通じて地域への愛着を深めたり、地域のことを知ることとはとてもよいことではないでしょうか。最近はその町で小麦を栽培し、その小麦でパンを焼いて子供たちに提供している自治体も出てきています。

ここに地図がございます。福島県の状況はと言えば、既に75%の市町村で給食費無償化一部補助が行われています。西会津町と言えば、5%の地場の野菜に関して補助が出ているものの、我々の解釈ですと未実施という分類にされています。残念ながら、今では白い部分、未実施の地方公共団体は少なくなっています。

学校の給食費無償化をめぐる最近の動きでは、西会津町のお米が提供されている千葉県市川市が令和5年4月から学校の給食費無償化を実施予定です。青森市では、この10月から小中学校の給食費を無償化しています。東京都葛飾区では令和5年4月より学校給食費を無償化すると発表しました。

このように、学校給食費の無償化は着実に広がりを見せています。町では昨年12月議会

で教育長が、私たちも給食費の無償化については反対しておりません。そう述べたものの、その予算を教育内容の充実に充てたい、そうおっしゃっております。私は現場を預かる教育長ならこの考えは十分理解できるものと考えております。

そこで町長に伺います。町でも来年度から学校給食費の保護者負担軽減のため、当面半額補助を実施する考えはありませんか。その予算を含む教育費の増額をすべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、新型コロナウイルスの影響に対する支援について伺います。

1つ目は検査の問題です。

県は感染症が第8波に入ったとの認識を示しました。県は抗原定性検査キットを高齢者施設や障害者施設、小学校、幼稚園、医療機関などの従事者に配布し定期的な検査を実施、感染の早期発見と迅速な対応につながる、施設の入所者にもキットを配ると報道されましたが、町ではどのような計画になっているのでしょうか。

今後、新型コロナ対策では検査の重要度が増すと思われませんが、町民が抗原定性検査キットを購入する際、補助をしてはいかがでしょうか。

2つ目はエネルギー・食糧品価格等の物価高騰対策です。

昨年度は福祉灯油を実施しましたが、今年の灯油価格は昨年をはるかに上回っています。今年も福祉灯油を実施すべきと考えますが、いかがでしょうか。

最後に町の農業政策について伺います。

1つ、ミネラル野菜の取組について、現状はどうなっていますか。2つ、ミネラル野菜の取組について、今後どのように考えていますか。3つ、農業公社設立について、現在どの程度まで検討が進んでいるのでしょうか。

以上、質問といたします。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 3番、小林雅弘議員の学校給食費の負担軽減についての御質問にお答えをいたします。

まず、本町における学校給食費の半額補助を実施するつもりはないかとのおたがしでございますが、これまで令和元年9月、同年12月、令和3年12月の町議会定例会において答弁したとおり、学校給食費については学校給食法及び同法施行令により、学校給食の実施に必要な施設整備及び修繕費、調理員等の人件費は設置者である町が負担しております。

それ以外の運営に要する食材費や光熱水費は、学校給食費として児童生徒の保護者が負担することと規定されておりますが、本町においては光熱水費も町が負担し、保護者には食材費のみを負担いただいております。また、その食材費に対して町内産ミネラルコシヒカリやミネラル野菜の利用促進と保護者負担軽減のため補助金を交付し充当しているところであります。さらに、経済的に負担が困難な世帯に対して、就学援助制度により約24%の児童生徒は無償対応となっております。本町の保護者は食育への意識も高いことにより、学校給食費の未納はない状況であります。

一方、学校給食費の無償化については、それを行うことで食育への関心の低下や無償化を当然とする意識の高まりの懸念などの課題も想定されています。

このようなことから、これまで学校給食費の無償化等は慎重に検討を進めてまいりまし

たが、家庭教育の役割や受益者負担の必要性から、当面は学校給食費の半額補助を実施する考えはありませんが、今後の経済状況や国、県等の動向も鑑み、必要に応じ検討してまいります。

次に、教育予算の増額についてであります。本町では教育改革を推進するため児童生徒の将来につながるICT教育、「産官学民の知のリソース」を活用した産官学民連携教育、豊かな自然と学校教育共同本部事業の「地域の教育力」を活用した教育など、県内においても先進的な特色ある教育を進めており、他の市町村と比較しても教育予算は十分充実し、優れた教育効果を上げているものと考えております。

その他の御質問につきましては、担当課長より答弁いたします。

○議長 健康増進課長、矢部喜代栄君。

○健康増進課長 3番、小林雅弘議員の新型コロナウイルスの影響に対する支援についての御質問のうち、新型コロナウイルス感染対策についてお答えいたします。

国ではwithコロナの新たな段階への移行を進める中で、高齢者施設等におけるクラスター対策を強化することが重要であることから、高齢者施設等の従事者等に対する検査の実施のさらなる推進を図るため、特例として抗原定性検査キットの無償配布を始めました。

検査キットの配布数につきましては、高齢者施設や児童施設へは1人当たり週に2回から3回程度、検査をする積算で、従事者1人につき3か月分として36個の検査キットが配布されます。なお、医療機関につきましては、同様の積算で2か月分が配布されます。

御質問の、町内の高齢者施設等への配布状況についてであります。町内の配布対象となっている施設や事業所等に確認したところ、高齢者施設11事業所と、こゆりこども園、西会津診療所で配布の希望を提出しており、既に配布を受けている施設もあるとのことですが、そのほかの施設においても12月末までには配布を受ける予定とのことあります。

次に、抗原定性検査キット購入に対する補助についてであります。抗原定性検査につきましては、県において無症状者を対象とした県内206か所の薬局など無料検査所の設置を行っております。また同じく県において、重症化リスクの少ない濃厚接触者や有症状者を対象とした抗原定性検査キット無料配布の受付をウェブもしくは電話で行っております。

町といたしましては、検査キット購入費に対する補助の予定はございませんが、引き続き県で行っている無料配布等の事業への案内を進めていくこととしております。今後も町民の皆さんの身近な相談窓口として、新型コロナウイルス関連の各種相談に幅広く対応してまいりますので、御理解願います。

○議長 福祉介護課長、渡部栄二君。

○福祉介護課長 3番、小林雅弘議員の御質問のうち、福祉灯油の実施についての御質問にお答えいたします。

御承知のとおり、現在、灯油のみならず電力・ガスのエネルギー価格や食料品当の物価高騰により、全国的に家計への負担が増加しているところであります。

このため国ではこの現状を踏まえ、特に家計への影響の大きい低所得者世帯等に対して、一世帯当たり5万円の支援を決定し、町ではその給付に向け準備を進めているところであります。

また、町では今年9月に同じく原油価格や物価の高騰に対して、物価高騰対応生活困窮世帯緊急補助事業により、いち早く低所得者世帯等へ光熱費や食料品等に対する7千円の助成を行ったところであります。

さらに、長引くコロナ禍による個人消費の復活と地域経済の活性化を図るため、地方創生臨時交付金を活用して、全町民に対し1人当たり5千円の商品券を計2回、これは今後1月配布を含めてであります。配布するなど各家庭の経済的な負担の軽減を図ってまいりました。

おただしの福祉灯油の実施についてであります。これまでも灯油価格の急激な高騰による家庭への影響緩和のため、低所得者世帯等に対して実施してきておりますが、本年度については、先ほど申し上げました様々な支援策を既に講じていることに鑑み、現時点で福祉灯油としての補助事業の実施の予定はございませんので御理解願います。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 3番、小林雅弘委員の御質問のうち、町の農業政策についてお答えいたします。

まず1点目の、ミネラル野菜の取組の現状についてですが、町では平成10年度より土壌分析に基づいたバランスのよい土壌で栽培した野菜の生産を推進する健康な土づくり事業に取り組んでまいりました。現在は74戸の農家がミネラル栽培に取り組んでおり、それぞれ農協や道の駅よりっせ、地元小売店や首都圏スーパーなどへ出荷しております。平成20年では約8千万円であったミネラル野菜の年間総出荷額は、平成30年には約1億3千万円にまで増加いたしました。コロナ禍などによる消費低迷や生産者の減少などにより令和3年は約9千万円となっております。

現在の普及拡大の取組としましては、栽培普及専門員を配置し、圃場を巡回して、栽培指導や農作物栽培研修会を開催しているほか、特に主要作物であるきゅうりの収量向上を目指して、町、喜多方農業改良普及所、農協による連携会議を開催し、農家所得の向上に取り組んでおります。

また、生産拡大への支援としましては、これまで158棟の園芸用パイプハウスを整備し、ミネラル栽培野菜の生産拡大による産地化、意欲ある生産者の支援を行っております。

2点目の今後の取組についてですが、ミネラル野菜は消費者や小売店などから一定の評価を頂いておりますが、一方で生産資材の高騰やコロナ禍などによる消費の減少による収益の減少、生産者の高齢化や後継者の確保などの課題があると認識しております。

このような課題の解決に向け、今年度は生産者の皆さんと健康な土づくり事業の目的やメリットについて再確認する意見交換会を実施し、課題の洗い出しや普及拡大に向けた取組を検討するとともに、生産者がミネラル栽培に取り組むメリットを実感できるよう、今後も生産者の皆さんと意見交換しながら連携してまいりますので御理解願います。

次に、農業公社設立に向けた検討状況についてお答えいたします。

本町の農業を取り巻く環境は、米価の低迷やコロナ禍等による米の消費減少、担い手の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増大などにより年々厳しさを増しております。このような課題の解決に向けて、町農業の先導的な調整役を果たしながら、担い手農家と連携し、農業者が安心して農業に取り組めることを目標に、農業公社の設立の調査・検討作業を昨

年度から開始したところであります。

調査・検討組織としては、町内の農業経営者や農林業に関わる公的機関の関係者など委員 15 名による西会津町農業公社設立検討会を組織し、昨年度は 2 回の検討会を開催いたしました。委員会では町の農業者が抱える課題の解決や、将来の町の農地と農業を維持、発展させるために農業公社のような法人組織が必要であるとの意見が大勢を占めたことから、町では農業公社設立に向け、本格的に検討作業を進めることといたしました。

今年度の検討状況は、新潟県や山形県の農業公社などへの視察研修を実施したほか、農地保有者や担い手農家などを対象に、今後の耕作や農業経営などに関するアンケート調査とヒアリングを行ったほか、検討会を 4 回開催いたしました。現在は農業公社が担う業務や設立時期、組織形態、事務所の位置や農業機械の整備方針などを盛り込んだ基本計画の策定作業を進めております。今後は、住民説明会やパブリックコメントを来年 1 月に開催し、出された意見や要望などを整理しながら最終案としてまとめてまいります。町としましては、町内の担い手農家や農業法人などと連携して、将来にわたり持続可能な農業の実現のため、農業公社の設立準備作業を鋭意進めてまいりますので、御理解願います。

○議長 3 番、小林雅弘君。

○小林雅弘 まず、学校給食費の件についての再質問をさせていただきます。

町長が心配なさっているのが、学校給食費について無償化をすると食育への関心の低下や無償化を当然とする意識の高まりの懸念などの課題、これも想定されるということでした。これは以前から言われてきたことです。それで私、柳津町、美里町、そして金山町、この 3 町の教育委員会を訪ねまして、幾つかお話を伺ってまいりました。

まず、この 3 町に共通する意見といたしましては、無償化したことによって町民の反応はどうですかと聞きましたら、保護者の方々に非常に喜んでいただいていると。何のクレームもなかったというようなことでございます。

さらに、ある教育長さんから、やはり同じような懸案が出されました。これを無償化することによって、保護者が無償化を当然とするような風潮があるんじゃないかというような懸念があったんだというような話がされました。そこで私、僭越ながら栃木県大田原市の例を挙げさせていただきました。この大田原市は無償化が始まって時間が経過すると、どうしても当然のことである、そういう意識がされて感謝の気持ちが薄らいでしまう、これは町民に対する感謝ですね、これが懸念されるため新学期が始まる 4 月に無償化の趣旨を伝える通知文を、学校を通じて保護者宛てに配付し、機会あるごとに無償化の趣旨を伝えてもらうよう学校にお願いしています。さらに、公聴会でその都度お願いしている、そういう内容でございました。それをお伝えしましたところ、うちでもぜひそれを参考にしたいというようなお言葉を頂いてきています。ですから、こういう問題前向きに取り組んでいけば解決できる問題だなと思います。

それからもう 1 つ。私の質問ずっと今まで、今回 4 回目ですが、困窮家庭への支援ということは申しておりません。そうではなくて憲法の観点からやるべきではないのかとそういうふうに主張しておりますので誤解なきようお願いいたします。

それから、私主張しておりますのは、やはり教育。これは当然お金がかかりますし、もっともっと私はかけるべきだと思っています。例えば現在やられている様々な方策、これ

はずばらしいと思います。これを一步でも二歩でももっともっと進めていただきたい。例えばICT教育の問題ですと、これからはソフトが大事になってきます。ソフトの購入に関しては大きなお金がやっぱり必要だと思います。ですのでこういうものも含めて教育予算を検討していただけないかとそういうふうに思います。ちなみに、柳津の一般会計に占める教育費の割合、これは令和4年度。

○議長 議員、一問一答ですから、ひとつひとつ区切って質問してください。

○小林雅弘 分かりました。

柳津の一般会計に占める教育費の割合は令和4年度、当初予算約40億2千万円に対して、うち教育費が4億1,403万円。これは運動公園の指定料も含んでおります。で10.3%、これはほかの町村からも多いと言われているようです。それから、三島町の一般会計に占める教育費の割合、これは数字挙げませんが、当町と同じぐらいの感じですね、6.1%。金山町では、担当の方がいらっしゃらなかったもので、令和3年度、決算に占める教育費の割合は9.0%です。

我が西会津町はどうかと言いますと、令和4年度当初予算62億2千万円に対して、うち教育費、これはさゆり公園の指定管理料も含んでおります。4億3,164万2千円で6.9%です。令和3年度決算で見ますと、70億2,666万9千円で、うち教育費は4億315万円で5.7%です。やはり、これからの今教育委員会が進めている教育、そして私が求めている保護者負担を考えますと、もっともっと増やすべきではないかというふうに思いますが、町長いかがでしょうか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 小林議員の再質問でありますけれども、学校給食費の無償化はこれまでも、先ほど答弁したとおりでありますけれど、町の教育に対する基本的な方針は、何度も教育長から答弁申し上げてきましたけれど、いわゆる子供の学力向上、さらには学校教育の強化充実、そちらのほうに町は重点的に予算の配分をしてきました。今いろいろお話されましたけれども、確かにほかの町村では学校給食無償化あるいは半額とか3分の1とかといういろいろなやり方をしていますけれども、町はこれまでそういう方向でとにかく子供さんたちの将来を考えたところに町の予算を重点的に投入してきたということは、これまでのいろんな町の取組が、それこそ文部科学大臣賞、過去3度受賞していただいたし、あるいは時事通信社の融資友好として表彰を受けたりしているわけですよ。ですから給食費の学校教育費の割合だけで私は判断はちょっとどうなのかなというふうに思っています。というのは確かにそのときのそれぞれの町村で、かけないといけないときに予算が重点的に配分されていたかもしれませんし、私のほうの町は過去数年前から子供さんの教育については相当財源を投入してやってきたわけですから、確かに割合としては6%、あるいは6.9とか5.7とかいう数字になってますけど、中身の問題、中身でひとつ紹介していただきたいなというふうに思います。

学校給食費については、やらないということではなくて、これからの経済的、社会的な状況を勘案しながら、そういう状況になったときには検討していきたいというような答弁をさせていただいたわけですから、今後そこはこれから慎重に検討してまいりたいと思っておりますし、学校教育予算についても他の町村に先駆けて様々な支援策をやってきてい

るので、そこはひとつ御理解をいただきたいなど。

要は子供たちが将来に向けてしっかりした教育を受けていただくということが私は大事だというふうに思っておりますので、そこはひとつ学校給食費、過去3度質問されているんな町村を調査されているようでありますけども、町はその方向に進んできたし、これからもその方向に変わりはありませんけれども、ただ将来的には検討する余地はあるなどというふうに思っています。

○議長 3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 前、予算のことをおっしゃったので過去2回、非公式に予算の提案をさせていただきました。今回は一般会計で出せるんじゃないかというような提案をさせていただこうと思いましたが、その件については御回答がなかったので割愛をさせていただきたいと思えます。

私も町長とは同じ考えでございます。ただ1点だけ違うのは、私たちは保護者の負担を軽減ということも大切ではないのか。もちろんそれは考えていらっしゃるんですけども様々な方策を講じていらっしゃると思います。でも1年間で大体1人当たり5万円の給食費、2人だと10万円にもなってしまう、そこをやはり半額でも補助していただきたいというのが私の切なる願いでございます。

2022年度6月8日のニュースで、子ども家庭庁に関する参考人として国会に呼ばれた明石市長が述べた内容を紹介させていただきたいと思えます。

明石市は5つの無料化を実施しています。これは全部所得制限がないんです。その1つが中学校の給食費無料化。読ませていただきます。

日本は少子化の加速や経済の停滞と言われておりますが、その原因の1つは私たちの社会が子供に冷たすぎるのではないかと思えてなりません。子供を本気で応援すれば人口減少の問題に歯止めをかけられます。さらに経済もよくなっていくと考えております。お金がないからせこいことをするんじゃなくて、お金がないときこそ子供にお金を使うんです。そうすると地域経済が回り始めてお金が回り始める。明石では子供のみならず高齢者、障害者、犯罪被害者やLGBTQについても全国初の施策が展開できております。お金ができてきたので子供だけではなくて、みんなに優しい町がつくれたということを理解しております。子供を応援すればみんな幸せなんです。子供や子供の親だけでなく、お年を召した方も幅広いみんなにとって、私たちの社会にとっていいことなんだという発想の転換をぜひお願いしたい。子供の未来は私たち自身の未来であり、子供の未来は日本社会の未来だと本気で考えております。

これ明石市長です。これを御紹介させていただいて、この問題については終わらせていただいて、次に移らせていただきます。

それでは、2番目が新型コロナウイルス感染症対策で検査キットの問題なんです。

検査キット、今、町で買うと幾らだか御存じですか。

○議長 健康増進課長。

○健康増進課長 お答えいたします。

抗原定性検査キット、市販の価格ということですが、幅はあるかと思いますが概ね千円台ではないかなというふうに思っております。

○議長 3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 おっしゃるとおりです。1,800円。私もこの間買ったんです。東京へお見舞いへ行くときに夫婦で検査キットを買って検査をして行ったんです。そのときには1,800円なんです。

もう1つ質問。県による無料検査、期限はいつでしょうか。

○議長 健康増進課長。

○健康増進課長 答えいたします。

先ほどの1回目の答弁で申し上げました県の無料検査場、設置されておりますが、会津でも26か所ほど設置されておりますが、これについては本年12月31日までということがあります。

それから抗原定性検査キットの無料配布、宅配されるものですが、これについては当分の間というふうになっております。

○議長 3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 やはりこれからのコロナ対策、だんだんだんだんインフルエンザと同じようにという動きも強まってきておりますが、やはりこれはインフルエンザとはかなり違う種類の病気でございますので、検査キットを今後も使っていくべきというよりも重要視すべきだと考えております。ぜひ町で買うと1,800円の、これについての補助を御検討いただきたいと思っております。

この問題はこれぐらいにして、次に移らせていただきます。

福祉灯油の問題です。

○議長 答弁はいいですか。

○健康増進課長 答弁、結構です。

○小林雅弘 福祉灯油の問題です。

去年、福祉灯油、実施されたときに灯油の値段1リットル当たり幾らだったでしょうか。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それではお答えいたします。

町は令和3年度に福祉灯油を実施しております。その際に検討いたしました灯油価格の18リットル当たりの価格が1,845円で積算しております。

○議長 3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 すみません。それ18で割っていただけますか。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それではお答えいたします。

先ほど申し上げました18リットル当たりの灯油価格を18で割り返しまして、1リットル当たり102.5円でございます。

○議長 3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 ありがとうございます。昨年、資源エネルギー庁のデータに基づいて私の計算とほとんど一致したということで納得した経過がございます。今年はなぜやらないのか。今年は去年よりも上回ってます。それで去年の価格と今年の価格の差というのは19円あると認識しておりますが、いかがでしょうか。



○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それではお答えいたします。

昨年の18リットル当たりの価格で申し上げますと、1,845円でございます。それが資源エネルギー庁が発表いたしました福島県内の11月期の価格が1,955円でございますので、18リットル当たりで110円違うこととなります。これを18で割り返しますと6円10銭の差があるというふうに認識しております。

○議長 3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 また認識がずれましたけれども、今まで過去10年間、12月、1月、2月、3月度までの4か月の中で一番高い価格、これは過去10年とってみました。最高値の平均が1,602円。これいちいち確認しなくてもいいと思うんです。単純なことから。リットル89円の計算です。

今年12月5日の価格、これ町内の価格です。1,944円、1リットル当たり108円です。そうすると計算すると19円という先ほどの計算になります。去年も400リットルで計算しましたよね。で400リットルを掛けますと7,600円という金額。去年は大体5千円だったので私も納得したところでございます。今年は7,600円、さらに広がっている。その中でやらないかというような私の見解でございますが、答弁の中で低所得者世帯等への光熱費や食料品に対する7千円の助成とか、さらに国の政策で5万円の支援とか、今年はかなり手厚いというようなことで、さらにということを求めるつもりはございませんが、やはり灯油の価格、この冬の生活に関しては非常に大きなものが影響がございます。ぜひ今後もきちっと計算していただいて、大きい場合は福祉灯油の実施を検討していただきたいというふうに思います。

時間もないので、最後の質問に移らせていただきます。

私疑問なんです、ミネラル野菜が拡大していくような答弁だったと思うんですが、生産者の減少とかで随分1億3千万まで増加したんですけど、平成30年ね。令和3年は9千万まで落ちているということなんです、今後これをどうしていくのか、これは町にとっては方向性を決める大きな課題だと思うんです。なぜかと申しますと、農業公社の設立の、今日御説明をいただいたんですが、その中で有機栽培そういう文言があったと記憶しておりますが、全員協議会資料の中で有機栽培という、それから特別栽培というような文言があったと思うんです。

じゃあ1つ質問です。このミネラル栽培、これミネラル栽培というのか、別の名前で行くと何とか農耕と言うんだよね。すみません。これの関係というのは同じようでもかなり違うものだと認識していますが、ミネラル栽培と有機栽培とか特別栽培の違いというものについて御説明いただきたいと思います。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 それでは御質問にお答えをいたします。

まず、ミネラル野菜につきましては、微量要素を含む土壌分析、これ3年間連続で分析を行いまして、その結果によって不足するミネラル分を補給、認定された圃場で栽培された農作物をミネラル栽培というふうに定義をしております。

有機栽培につきましては考え方は同じなのかと思いますが、土壌分析をした上でそこに

投入する資材が有機なのかどうかというところで、そこは分かれるというふうに考えております。

○議長 3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 そうなんです。有機は有機肥料なのかどうかというのが一番大きいですね。この町としてミネラル栽培と有機栽培あるいは特別栽培をやっていく場合、整合性はどうか取っていくのかお聞きしたいと思います。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 それではお答えをいたします。

まず健康な土づくり事業について申し上げますが、平成9年に開催されました、ふるさといきいき村づくり国サミットで、当時の、農業科学研究所の中嶋常允先生の基調講演からスタートした事業でございます。健康な土づくり事業の一番の目的でございますが、健康な体は健康な食べ物から、健康な農産物は健康な土からということでスタートした町の施策的な事業であります。今、町のほうでミネラル野菜の課題として先ほど答弁でも申し上げましたように、生産者の減少でありますとかそういった部分で生産量が落ちている状況でございますが、農家の皆さんとこれからもう一度ミネラル栽培についてどうやって原点回帰と申しますか、目的に沿えるような事業展開ができるかということについては、町の政策で実施してまいりましたので、町も十分関わって取り組んで生産量の向上であるとか農家所得の向上に結びつけていきたいと考えております。

また一方、有機栽培につきましては、既に町内の担い手農家の皆さんで有機栽培あるいは特別栽培米を生産した後の高収益が販売ルートというのを既に確立しておりますので、そういったグループの皆さんには主体でそういった農家さんやっていただきまして、町ができる支援については間接的に支援をしていきたいということで、目的が少し違うのかなという考えでございます。

○議長 3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 じゃあ確認だけさせてください。どっちがではなくて、二本立てで今後も考えていくという認識でよろしいでしょうか。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 お答えをいたします。

先ほど答弁申し上げましたとおり、政策的に行ってきた健康な土づくり事業については、町もしっかりと農家の皆さんと一緒に取り組んでいきますし、また有機栽培あるいは特別栽培に取り組んでいる農家の皆さんもそれぞれこだわりの作り方をされているという部分では支援をしていきたいと考えてございます。

○議長 3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 理解をいたしました。

最後に1つ質問です。この間、先ほどの全員協議会でも様々な本当にいい議論がされたと思いますが、その中で農業公社の経営問題は避けては通れない、そういうふうに思っております。

ちょっと調べたところ、総務大臣よりの通達は平成26年8月5日の第三セクター等の経営健全可化の推進等について、これ総務大臣からの通達です。同日に第三セクター等の経

営健全化等に関する指針の策定について、というのが総務省自治財政局局長から出されています。さらに令和元年7月23日、第三セクター等の経営健全方針の策定と取組状況の公表について、というのが総務省自治財政局公営企業課長から出されております。これ共通するのが経営問題です。公共性と企業性を併せ持つ第三セクターでは、地域住民の暮らしを支える事業を行う重要な役割を担う一方で、経営が著しく悪化した場合には、地方公共団体の財政に深刻な影響を及ぼすことが懸念されます。このため総務省では云々とありまして、各地方公共団体において関係を有する第三セクター等について効率化と経営健全化に速やかに取り組むことを要請しています。これが3つの通達に共通の内容です。かなり経営問題、危機感を持っているんだと、これが総務省だと思います。

そこでお聞きしたいんですが、私これどうしてもよく分からないんですが、農業公社設立に当たっての責任者って誰でしょうか。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 農業公社設立の責任者は、ということですが、今回設立する予定の農業公社につきましては町が全額出捐することを予定しておりますので、その設立の責任は町にあるというふうに認識しております。

○議長 3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 ということは個人ではないということですね。町にあるんだと。ぜひ今までの国からの通達を生かしたり、また先ほど全員協議会でも出されましたように生産者の皆さんと言いますか、町民の皆さんの意見の中でも経営問題、出されていたと思います。ぜひそれを十分検討していただいて、また議会に対しても十分検討できる資料と時間を与えてくださいますようお願い申し上げまして、今回私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 2番、上野でございます。私は今次定例会に2件の一般質問を通告いたします。

1つ目は、在宅高齢者支援についてであります。

高齢化が急速に進展する中で地域包括ケアシステムが構築されてきました。西会津町ではさらに地域福祉においても包摂性、誰一人として取り残さないという方向性が示されています。

そこで地域が抱える課題を理解し包摂性を実現するためにお伺いいたします。

1、今年度初めての取組であった地域包括支援センターによる出張相談会の評価は。

2、アウトリーチ型支援の強化に対する考えは。アウトリーチ型支援とは福祉分野では支援が必要であるにもかかわらず、届いていない人に対して行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報支援を届けるプロセスのことで、相談者の日常生活の場、自宅などに向く訪問支援が有効であるとされています。

3、総合事業の中で基本チェックリストの対象者に該当しなかった高齢者のフォローは。

4、地域包括ケアの中での保健師による戸別訪問の現状は。

5、地域包括ケアを強化するために小さな単位、例えば地区、集落、歩いて行ける範囲での支援体制の構築に対する考えは。

6、地域に暮らす人々が共に支え合う仕組みづくりへの考えは。をお聞きいたします。

2つ目は保育園留学についてであります。

保育園留学とは北海道厚沢部町で始まった取組です。未就学児のいる家族が一時預かり保育事業を活用して、1週間から3週間程度、厚沢部町で唯一の認定こども園に通わせ大自然に触れながら過ごせる暮らし体験型保育サービスです。人口約3,500人の厚沢部町ですが、この町が今都会の子育て世代の熱い注目を浴びており、2021年11月に保育園留学を開始するや否や全国から月100件以上の申込みが殺到し80組がキャンセル待ちの状態だということです。西会津町でも今年1例目の保育園留学の受入れが実施されました。

そこでお伺いいたします。

1、西会津町において1例目となった保育園留学の評価は。

2、この取組を進めるに当たっての課題は。

お聞きします。以上でございます。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 2番、上野恵美子議員の在宅高齢者支援についての御質問にお答えいたします。

初めに、1点目の今年度初めて取り組んだ地域包括支援センターによる出張相談会の評価についてであります。奥川地区で2回、野沢地区で1回、計3回実施いたしました。実施に際して事前にケーブルテレビや広報などで周知を図ったところ、14の方が相談に訪れたところであります。

このように地域に出向いて相談会を開催したことにより、介護や医療、福祉サービスのほか、日常の困りごとの相談などの機会の確保が身近な場所で図られ、より気軽に相談できる体制づくりの構築ができたと考えております。

次に、2点目のアウトリーチ型支援の強化についてであります。高齢化が進む本町において地域に出向き支援していくことは、地域が抱えている課題等につながる絶好の機会となり、誰一人として取り残さない社会の実現のため取り組まなければならない1つであると考えております。今後も地域へ出向き、地域の方々と積極的に交流することにより地域の情報をつかみ、生活に支障や危機的状況が生じる前に関係が構築できるよう取組を強化してまいります。

次に、3点目の基本チェックリストの対象者に該当しなかった高齢者へのフォローについてであります。基本チェックリストは生活機能の衰えのおそれのある高齢者を早期に把握し、介護予防・日常生活支援総合事業へ対象者をつなげ、心身状態の悪化を防ぐために活用しております。この基本チェックリストの対象者に該当しなかった方については、実施いただいた結果をもとに御本人のお話を伺いながら、生活機能の維持向上のためのアドバイスや町が実施しております健康づくり事業への参加の提案、また御本人の心身の状態の変化に応じて、いつでも再度チェックが可能であることなどを伝え、継続して関係が保てるよう取り組んでいるところであります。

次に4点目の、保健師の戸別訪問の現状についてであります。町の保健師につきましては、住民の健康の保持増進のため地域保健法をはじめとした各種法律に基づき様々な活動をしており、また地域包括ケアシステム構築においては、その連携や調整の中で保健師

の果たす役割は非常に重要であると認識しております。現在、町の保健師は健康増進課のほか、子育て支援センターと地域包括支援センターに配置しており、連携して保険業務を進めております。

おただしの戸別訪問の現状についてであります。保健師はそれぞれ担当する業務において医療や介護などの関係機関などと連携を取りながら、必要に応じ戸別訪問を行っております。こうした戸別訪問による保健活動は、訪問先での信頼関係の構築により対象となる方の生活実態などを把握し、身体機能が低下している高齢者へは介護予防事業の調整、認知症の方やその家族へは対応やサービス利用などへの助言や支援、さらに地域関係者との連携の面としても重要なアプローチの方法でありますので、今後も適時適切に実施してまいります。

次に、5点目の小さな単位での支援体制の構築に対する考えであります。本町の65歳以上の高齢者数は12月1日現在で2,761人、高齢化率にして48.3%と、人数は減少しておりますが高齢化率は上昇しており、また世帯単位では高齢者1人世帯は698世帯、高齢者のみの世帯は458世帯とそれぞれ増加の傾向にあります。

このような中、高齢者の多くはいつまでも住み慣れた自宅や地域で安心して暮らし続けたいと願っており、介護が必要になっても、また認知症になっても、できるだけ住み慣れた地域で暮らし続けられるよう介護や医療、生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築が求められております。

現在、町では新しい健康づくり事業や介護予防事業など様々な健康事業延伸のための取組のほか、医療と介護を連携させた在宅支援、老人クラブ活動やサロンを通じた交流と生きがいづくり、見守りネットワーク、認知症サポーターによる地域の見守り体制の構築など様々な施策を実施しております。

この実施に際しては、これまで集落や老人クラブ、サロンなどの小さな単位についても対象として事業を展開してきており、今後はさらに進む高齢化に対応できる効果的な支援体制について、関係機関と検討を重ね、地域包括ケアシステムの推進を図ってまいります。

次に、6点目の地域に暮らす人々が共に支え合う仕組みづくりについてであります。人口減少による少子高齢化が急速に進展する中において多様化する福祉ニーズに対応するため、介護保険制度をはじめとする公的な支援制度の整備がこれまで図られてきております。

しかしながら一方で、家庭や地域、社会の役割にも変化が生じてきており、さらにコロナ禍の影響など相まって、そのつながりが希薄化し様々な課題が生じ深刻化してきております。このため、行政を主体とした公助の取組のほか、地域に暮らす人々が共に支え合う共助の仕組みにより、より身近できめ細やかな支援が求められております。

町といたしましては、町民の皆さんの共助に対する意識の醸成や、今ある共助の仕組みを維持継続するために必要な支援を行うとともに、社会環境の変化により生じる新たなニーズに対応するため、その共助の新しい仕組みづくりについて町民の皆さんとの協働により取り組んでまいりたいと考えておりますので御理解願います。

次に、保育園留学についての御質問にお答えいたします。

保育園留学は、過疎に悩む自治体と民間事業者が連携して幼少期における様々な自然体

験などの心身とも健やかに育つ環境の提供や、保護者へは、いつもとは違う環境で働きながら子育てに向き合う時間の提供、受入れ側では知らないお友達と関係を持つことによる成長体験、また子育て家族が地域で実際に生活することによる地域経済への貢献、さらに関係人口の創出やその先にある移住・定住などを目指して取り組まれております。

初めに、1点目の1例目となった保育園留学についてであります。今回試行的に実施したもので東京都在住の1歳のお子さんに去る7月19日から29日までの間、こゆりこども園を御利用いただいたところであります。今回のお子さんは登園初日からクラスに溶け込むことができ、これまでの生活にはなかった自然豊かな環境での保育を十分に楽しむ様子が見え、保護者からは新しい環境に飛び出したことでコミュニケーション面や体力面でこれまでにはなかった姿が見られるようになり成長を感じていると大変前向きな評価を頂いたところであります。また、在園児につきましても最終日には握手やハイタッチでお別れすることなど、新しい友達を受け入れ、共に過ごすことを楽しむなど人間関係の成長が感じられたところであります。

しかしながら一方で、子供の年齢やその成長、発達段階にもよりますが、一般的に幼少期の子供は家族や保育士など身近な特定の人との強いつながりによる安心感をよりどころとして、日々新たな体験を積み重ね成長していくものと言われており、慣れない環境の中で過ごすことは成長につながる可能性がある反面、負担が大きいとも考えられます。今回のお子さんも利用期間の後半に疲れによるものと思われる発熱があり、数日間お休みとなりました。

なお、今回の御家族については来年1月30日から2月10日までの期間で2回目の利用予定となっております。お友達と再会することによる双方の子供たちの反応や冬期間の町の暮らしの感想などを聞く機会となりますので、それによりさらに評価検討してまいります。

次に、2点目の取組を進めるに当たっての課題についてであります。お子さんをお預かりする保育現場の受入体制と町外の方との事務手続や、子供の成長・発達の状況を毎回確認しなければならない担当者の負担増加などが挙げられます。しかしながら、保育園留学は全国的にも注目されおり、町が掲げる関係人口の創出や若者・子育て世代をターゲットにした移住・定住施策の推進にも効果が期待できます。また、少子化が進む本町における在園児に対する幼少期の社会性を養う機会と捉えることもできることから、先ほどの課題の解決と併せ、その実施に向けて今後検討してまいりますので御理解願います。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 それでは、再質問させていただきます。

まず、1件目の在宅高齢者支援についてからお聞きしていきます。

高齢化のスピードが加速度を増して、今まで築き上げてきたシステムではなかなか十分ではないところが出てきたというか、隙間が出てきたと私は感じております。それが特に80代、90代の、独り暮らしの高齢の方、また高齢者世帯の方々に多いのですけれども不安とか孤立、孤独、また孤独死という形になって現れてきていると。この現状を私は町の方々を尋ねていて、とても課題として捉えているところなんですけれども認識をお聞きします。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは御質問にお答えいたします。

議員がおっしゃるように、先ほど申し上げました高齢化が進む中で独り暮らしや高齢者のみ世帯が増えている現状が町にはございます。そういった中ではさらに高齢者80代、90代の方の階層が増えてきているということも現状でございます。そういった方々が不安に感じていらっしゃる部分を少しでも解消するために様々な横のつながりや地域でのつながりなどが必要になってまいりますので、そういった部分で町としても先ほどの答弁の中でも申し上げましたが、様々な機会を捉えてつながっていきたいというふうに考えてございます。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 その中で今年度初めての取組であったということですがけれども、出張相談会、高齢者とその家族等の生活総合相談ということで、この取組はとてもよかったと思います。答弁の中にもありましたけれども、まず相談できる機会を創出されたということ、そして町の中に入ってできるだけ住民の方々との距離を縮めたという点において、すごくいい取組ではなかったかなと思っています。

この取組は継続していくのか、そしてまた地区によって課題も様々だと思っておりますので、今年度は野沢、奥川地区であったということですがけれども、ほかの地区とか集落には広げていくのかお聞きいたします。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは、出張相談会の御質問にお答えいたします。

議員がおっしゃるように、非常にこの地域の身近な場所で相談を受け付けられるといったところでは大変評価できる取組なのかなと感じております。奥川地区と野沢地区での開催、3回にとどまっておりますので機会を見つけて、この事業についてはできる限り回数をさらに増やしていきたいというふうな考えがございますので御理解いただきたいと思っております。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 ぜひ広げて行っていただきたいと思っております。

まず町民の方々が、先ほど答弁にもありましたけれども、何に困っているのか、何に対して不安を抱えているのかということをごら側が気づけるということが重要だと思っております。支援の体制を築いたとしても、そこに築けなければそういう支援に結びつけることはできないということで、そこで定期的に通院している方とか、また、かかりつけ医がいる方はそこに相談できます。健康面での相談から福祉への連携も図られていると思っております。

介護サービスを利用している方はケアマネージャーに聞くことができます。要支援の方々が様々なサービスを利用されていますけれども、そのようなサービスにつながらない方、また出張相談会に行きたくてもそこまで行けないという人もいますけれども、そういう方々に対してはどのように相談できる機会を創出していくと考えておりますか、お聞きします。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは、相談機会の創出といったところでの御質問にお答えいたします。

先ほど議員がおっしゃった様々なところとつながりを持っていらっしゃる方については、その関係機関がさらにその方の個別ケアをしていただいているというふうな認識でございますが、そこにつながるのないう方につきましては、何かきっかけがないとなかなか関わりづらいということもございますので、これまで御家族からの訴えですとか、御本人や遠くにいる御家族からの訴えなどによって関わる機会が始まるわけなんですけれども、それだけではやはり不足する部分もございますので、様々な情報、地域の御近所の方の情報であったりだとかそういった情報など、あとは地域にいらっしゃる民生委員さんの情報だったりだとか、そういった情報をキャッチしまして迅速に対応できるような体制に、今現在も行っておりますが、さらに進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 私も不安を抱えてる方というのはやはり80代、90代の高齢の世帯の方という、そしてサービスにつながっていない方が多いと思っています。年に1回の総合事業の基本チェックリストのときには該当にならなかった人でも高齢の方は状態が変わりやすいので、訪問すると実はこういうことに困ってたんだとか、実はこういうことが不安なんだということが聞かれることが多いです。訪問しなければその方不安に気づけないし、その方が不安を表出されないまま対応が遅れるということもあります。今、在宅において強化すべき1つはアウトリーチ型支援、訪問型の支援で、年1回ではなくてその後もしっかりフォローしていくということで、やはり個一人一人と向き合うというところの強化が必要なのではないかと思いますが、お考えをお聞きます。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは一人一人に向き合った個別ケアの御質問でございますが、議員がおっしゃるように、一人一人の状態に応じた様々な支援については確かに必要なことだというふうに感じております。ただし、行政が行う業務の中で人的な限りもございまして、できる限りそういった声を拾いきれないようなことでは事業としては望ましくない形でございますので、その事業の取組のやり方などで工夫をしながら、そういう声が漏れない形で事業が展開できるよう取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので御理解いただきたいと思います。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 その中には保健師さんの役割の中に訪問指導という役割があると思います。65歳以上の高齢者に対して、介護保険利用者だけではなくて介護予防が必要と思われる方に対しても訪問して、介護予防に関する内容を指導することとなっております。総合事業の対象者は65歳以上の全ての高齢者でありますし、高齢の方は状態が変わりやすいということでは、せめて優先的に80代、90代の高齢の独り暮らしの方、また高齢者のみの世帯の方に異常のあるないにかかわらず、適宜、訪問支援というのは強化の1つとしてお願いできないでしょうか。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは保健師の訪問指導についての御質問にお答えいたします。

地域包括支援センターが高齢者の生活に関わる支援をしております。その中には社会福祉士や保健師、また居宅介護支援専門員などといった資格職がおりまして、高齢者の様々



な相談支援をそこの地域包括支援センターで担当しております。包括支援センターでは様々な相談を電話や訪問などで行っておりますが、自分たちの機関だけではなくて、様々な福祉や健康づくりの部門、そういった介護の事業所といった様々な機関からの情報をもとに、その方への訪問が必要な場合は緊急性に合わせながら訪問を行っているところでございます。

先ほど来、話のあります基本チェックリストもその1つでありまして、このチェックリストで評価される事業対象者の方にはサービスと言うか、関わりを持たせていただいておりますが、このチェックリストから漏れた高齢者については細かな相談業務の中で必要な介護予防の事業ですとか健康づくりの事業、町の様々な事業がございますので、そういったところを御案内を差し上げながら、日常の維持に努めていただきたいということで関わらせていただいておりますので御理解いただきたいと思います。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 今、課長が言われたみたいにチェックリストで漏れた人たちの支援をどうしていくかという、そこをぜひ今後の強化については検討していただきたいと思います。訪問していくと、どこに相談すればいいのかわからないというふうに言われる方もいらっしゃいます。相談するところが分かればすごく安心して日常生活を安心して送られると思うんですけども、幾つか窓口があって相談支援を行っているし、様々な場面でお知らせはしていると思うんですけども、なかなか周知方法について、それも生活に密着していることであって生命に関わることでありますので、やっぱり個人個人、一人一人を重視して周知していただけるようなそういう工夫もお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それではお答えいたします。

先ほど答弁で申し上げました出張相談会の中でも、地域包括支援センターの仕事が初めてそこで説明したことでお知りになったという来場者の方もいらっしゃいました。相談する先が必要にならないとそこの相談機関がどこにあるのかというのが、なかなか興味がなくて情報として入りづらいというところがございますので、そういったところではできる限り町の広報ですとかケーブルテレビ、そういった周知の方法を活用しながら広く町民の方に御理解いただけるような周知の方法について検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 次に、小さな単位についてお聞きしていきたいと思っております。

今、在宅において登録ヘルパーさんが自宅から地区を越えて自分の車で利用者さん宅へ行ってサービスを提供するというケースが多いと思っておりますけれども、登録ヘルパーさんの高齢化も進んでおりまして、特に冬などは車で地区を越えて遠くまで行くのがなかなか難しくなったというような声も聞かれるようになってきました。そのような現状や今後のことも考えたときに、町全体を見据えながらも小さな単位、地区単位であったり集落単位であったり歩いて行ける範囲内での支援体制というのを考えて強化していく必要があると思っております。

1つには小さな単位の中で身体介護ができるヘルパーさんの確保、育成、そしてその範囲の中で身体介護を伴わない家事援助であったり生活支援の研修を受けた方々を増やして、そこで活躍していただくという体制も考えていく必要があるのかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは、小さな単位での支援体制の構築といった御質問でございますが、議員がおっしゃるように、地域の中で今登録ヘルパーさんも高齢化、また減少傾向にあります。そういった中で家事援助など家庭に対する支援の手がなかなか回りづらくなったといったところでは、何かほかの協力いただけるような体制づくりというのも求められてきているのかなというふうに感じております。

町では介護職員初任者研修を毎年実施して、そういったニーズに対応するための対応はしてきているつもりでございますが、なかなか研修にも参加者が集まりませんで、本年度は研修事業自体中止とさせていただいたところでございます。そういった部分もございまして、今後そういった地域の力の部分で何か高齢者を支える仕組みづくり、シルバー人材センターの話もありましたけれども、そういう支える力をこれからどんどん体力をつけていくような取組についても町でも検討してまいりたいというふうに考えてございますので御理解いただきたいと思います。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 もう1つ、大切なところが地域の支え合いということだと思うんですけども、地区や地域、また集落によって課題が様々あると思います。地域の方々とともにどういう課題があるか、それに対してどうしたらいいのか、それを実行に移していくところまで進めていかないといけないと思うんですけども、そのような取組というのは今されているのかお聞きします。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは地域での支え合う仕組みづくりの話でございますが、高齢者の生活支援といったところでは、先ほど来申し上げましたように地域での支える力が非常に大切になってまいります。町といたしまして、具体的に支える力について取り組んでいるといったところはございませんが、地域の中には老人クラブですとか自治区、あとはサロン活動を実施しているといった単位もございます。そういった集団の中で必要な高齢者向けの支援など町が関われる部分がある場合については、そういったところから声を拾いながら支援策を考えていきたいというふうに考えておりますので御理解いただきたいと思います。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 今のサロン活動の中でさすけねえわとかワイワイかたろう会の中で、ある地区では地域の方々から自ら課題を話し合って解決について話し合ったという取組があったということはお聞きしましたがけれどもいかがでしょうか。情報はないでしょうか。

○議長 健康増進課長、矢部喜代栄君。

○健康増進課長 さすけねえわの健康づくりということですので、私のほうからお答えさせていただきます。鎌田實先生の指導に基づきまして、現在その下で指導いただいております。

ます医師がおりますが、その医師たちに指導を受けまして地域に入って、まあ自治区などですが、みんなでワイワイかたろう会というようなそれぞれの地域で自分たちの地域づくり、それから健康づくりを話し合っ、これから何が必要でどういった活動、生活習慣、支え合い、そういったことを広く話し合うような話合いの場の設定を促すような取組を先生の指導を受けながら進めております。

これに参加した皆さんにつきましては、この取組、非常に参加してよかったと、気づきを促されたと、これからまた健康にいろいろ自分がやりたいことをこれからやっていくためには健康が一番というような健康づくりの健康習慣の意識の醸成につながっているということで非常に皆さんに好評を得ております。今後もそういった、これは地域の主体性が一番ですので、こちらからというよりは希望する集落、積極的に取り組む集落を働きかけまして、またそういった取組の広がりをつくっていききたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 それでは、ワイワイかたろう会を軸にして実現実行まで支え合いの体制づくりまで持って行くというふうにいるのかお聞きします。

○議長 健康増進課長。

○健康増進課長 お答えいたします。

1つの目的としては、そういった地域の一体感の醸成ですとか、支え合いの仕組みづくり、広くは健康意識の醸成ということで、今後の地域での暮らしだったり、自らの健康習慣の醸成だったり、そういったことを広く健康づくりを目的に実施しておりますので、地域の支え合いもその1つかと思います。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 実現していくことに大きな意味があると思いますので、ぜひその取組も強化していただきたいと思います。

次に、保育園留学についてお聞きします。

体験した親子はその後、北海道の厚沢部町の保育園留学も体験したそうなんですけれども、西会津での保育園留学は厚沢部町に決して劣るものではなくて、むしろそれ以上であったと言っても過言ではないというふうにおっしゃっているとお聞きしました。今答弁の中にありましたこの事業に対してはとてもメリットが大きくて、そして町にとってのメリットも大きい事業だと思います。前向きに検討してこれから進めていくか検討していくと思うんですけれども、その中で保育環境の整備というところが課題に挙げられてくるのかなと思います。今の段階でどのように保育環境を整備していけるとお考えでしょうか。お聞きします。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは、保育環境の整備についての御質問にお答えいたします。

やはり町外から保育園留学を受けられるためには、その受け入れる体制づくりが非常に重要になってまいります。今現在、こういうこども園では、各クラス単位でクラス運営を行っておりまして、その中で一時保育的な利用の仕方の子供たちへの影響、また保育士への見守る目の影響などが多々考えられるところでございます。そういったところを今課題

として捉えておりました、その見守る目でしたり子供たちへの影響といったところで、どういふ導入の仕方が町に適しているのかと、町ではできるのかというところを鋭意今検討している最中でございますので、その中でよりよい西会津町町内での取組を形づくっていききたいというふうにご考えておりますので御理解いただきたいと思ひます。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 この事業は一時預かり保育という制度が活用できて、さらに町の遊休物件であったり空き家を利活用することもできるというところにおいては、事業展開がその部分においてはスムーズにいくものだと思いますので、ぜひその保育環境を整備して事業を締められるようお願いしたいと思ひます。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 暫時、休議します。(14時43分)

○議長 再開します。(15時00分)

1番、荒海正人君。

○荒海正人 皆さん、こんにちは。1番、荒海正人です。本日の一般質問は2点、豪雨災害の対応についてと、西会津産米のブランド化についての2点についてお尋ねいたします。

まず初めに、豪雨災害の対応についてお尋ねいたします。

8月に発生いたしました豪雨災害から約4か月がたったところであります。この間、国の激甚災害指定が決定し、併せて県や町でも各種支援等が実施され、また町でも暫定スケジュールについて示されたところであります。12月に入り、既に国の査定も終了し完全復帰に向けて概ねの見通しが見えてきたという時点でもあると考えることから、今後の対応についてお尋ねするものであります。

1点目、国の査定が完了し、被害額等の全体把握がされてきた中で、完全復旧のめどなど全体スケジュールについてどのように検討されていますか。

2つ目、9月議会において、同僚議員の質問で受益者負担の軽減をするという判断の表明を町長からも頂いているところであります。受益者負担の軽減措置について、町分担金徴収条例の範囲でどのように判断されるのか、その割合等についてもお尋ねいたします。

3つ目、こちら9月議会で議論された内容になりますが、災害関連情報を統括するワンストップ窓口等の設置について、どのように考えているのか、重ねてお尋ねいたします。

4つ目、復旧作業が進められていく中で、自治区や地元住民に対して情報を共有するための説明会等の機会が必要と考えますが、町の見解をお尋ねいたします。

次に、西会津産米のブランド化についてお尋ねいたします。

西会津産米のブランド化については、町総合計画プロジェクトXの1つ、西会津町農林産物のブランド化の中にも位置づけられ、またこれまで多くのイベント等で販売促進が行われてきたものになります。今後さらなる具体的な効果を生んでいくに当たって、特に流通・販売・情報発信等の強化が必要と考えますが、町の見解を伺うものになります。

1つ目、町が行っている事業の中で、西会津産米の流通・販売・情報発信に関わる事業は何でしょうか。またこれまでの実績について、どのように捉えていますか。

2つ目、ふるさと応援寄附金事業で認知された西会津産米について、継続的に購買していただくために、どのように取り組まれていますでしょうか。

3点目、先日実施されました西会津産地ツアーと2022表参道西会津ナイトの狙いと、その後の効果について、どのように捉えているのでしょうか。

以上が一般質問の内容となります。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 1番、荒海議員の西会津産米のブランド化についての御質問のうち、西会津産地ツアーと西会津ナイトの狙いとその効果についてお答えいたします。

まず、産地ツアーの狙いでありますが、本庁の地場産品が生まれた町の風土を体験していただくとともに、生産者や販売事業者とのマッチング及び意見交換を行い、各分野でよい評価を受けている米やミネラル野菜、菌床キノコ、6次化商品などの販売促進による地場産品の振興と地場産業の活性化による所得向上を図るとともに、町の認知度アップを目的として開催しております。参加者はマーケティングや販売促進サポート事業を展開する企業経営者、飲食店関係者、フードコーディネーター、料理研究家、メディア関係者、全国100店舗を展開するスーパーの関係者など17名でありました。

また、都内イベントにつきましても、町及び地場産品の認知度アップと生産者等とのマッチングを行うため東京都港区青山地内で開催しております。参加者は産地ツアーに参加した方や産地ツアー参加者からの紹介による米や食の関係者など97名の参加があり、生産者等との名刺交換など関係の醸成が生まれ、中にはイベント中に具体的な相談がなされたケースもありました。

参加者の評価は、米がおいしい、生産者の話が聞けてよかった、取引を検討したい、西会津のファンになったなど、よい評価を頂いており、既に地場産品を直接購入された方もおります。現在はスーパー等と取引開始に向けて商談を進めている事業者もあり、今回のイベントに期待する効果が現れ、新たな販路の確保に向け動き出しております。

また今回の参加者の中にはインフルエンサーもおり、SNS等で本町の情報を発信していただき、農林産物のイメージアップや町の認知度アップにもつながっております。さらに参加者の持ついろいろな情報ツールから情報発信をしていただいたこともあり、ふるさと応援寄附金においても11月の前年同月比で654万1千円、22.7%の増となったところがあります。

今後も今回のイベントに参加していただ方々との良好な関係を保ちながら、町の認知度アップ及び地場産品等の振興並びに地域経済の活性化を図るとともに、ふるさと応援寄附金の増額に向け、イベントの実施や情報発信に努めてまいりますので御理解願います。

その他の御質問につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 1番、荒海正人議員の西会津産米のブランド化の御質問のうち、流通・販売・情報発信に関わる事業及びふるさと応援寄附金で認知された西会津産米の購買の取組についてお答えいたします。

初めに、米の流通・販売・情報発信についてですが、西会津産米に限らず全国的にほとんどは農協や商系米穀卸売業者などの集出荷業者が農家から米を購入し流通・販売しており、一部は農業法人や大規模農家等が消費者へ直接販売しております。

おただしの流通・販売に関わる事業については、生産者が販売価格などにより売却先を

決めることが基本であり、町が直接関わるのは難しいところがあります。しかし、販売・情報発信については、町と交流のある沖縄県宮古島市や大宜味村などのイベントで町内産米のPR活動と販売を行っているほか、農協の特別栽培米のグループが大手米穀卸売業者や、カタログ販売している生協の販売促進活動に町職員が同行するなど、生産者と行政が一体となって情報発信と販路の確保、拡大へ積極的に取り組んでおります。

また、今年度はふるさとまつりにおいて、西会津一うまい米コンテストで入賞した米の注文票を会場内で配布したところ、有利な直接販売につなげることができたところであります。

2点目のふるさと応援寄附金で認知された西会津産米の継続的な販売に向けた取組ですが、サイト運営会社との取決めにより寄附していただいた方に対して営業を直接行うことは制約があります。また、町内産米の販売先については全体数量の約6割が農協などの集出荷業者への販売、2割が自家消費等のため、消費者へ直接販売できる数量は2割程度と推計しており、そのほとんどは売却先が決まっており、新たな販路を開拓するためには直接販売が可能な一定量を確保する必要があるなど課題があります。

しかし、ふるさと応援寄附金で多くの方が西会津産米を選んでいただいている現状を踏まえ、生産者に対して品質向上への支援を行い、また購入者に対して西会津産米のよさをPRする冊子を同封するなど継続的に購入していただくPRに努め、販売促進に取り組んでいきたいと考えておりますので御理解願います。

○議長 建設水道課長、石川藤一郎君。

○建設水道課長 1番、荒海正人議員の御質問のうち、豪雨災害の対応について、お答えいたします。

被災した公共土木施設、林道施設、農地・農業用施設の全ての災害査定が終了したことから、小災害事業を含め早期の発注・完成を目指し作業を進めているところでございます。

1点目の災害復旧事業に係る工程等につきましては、農地・農業用施設をはじめ全ての被災箇所について、今年度中に工事を発注し、早期の完成を目指してまいります。ただし、町道久良谷線は被災箇所が複数に及ぶことから、一部区間については次年度以降に発注となる見込みであります。

また、用水路等の農業用施設については、来春の営農作業に極力支障を来すことがないように請負業者と協議を行い、工事を進めることとしております。

次に、農地・農業用施設災害復旧事業に係る受益者分担金の軽減措置についてであります。本災害復旧事業の最終的な国庫補助率の確定が令和5年2月下旬以降になると想定されております。また本災害が激甚災害に指定されていることなどから、補助率のかさ上げが見込まれ、さらに測量・設計に要する委託費の一部についても国庫補助の対象となることなどから、これらの結果を踏まえた上で軽減措置等の検討を行いたいと考えております。

次に、自治区や地元住民を対象とした説明会等の開催についての御質問ですが、町ではこれまで自治区長を通じ災害復旧事業の進捗状況等について、情報の提供と共有を図ってまいりました。今後もケーブルテレビや広報誌等も活用しながら、さらにきめ細やかな対応に努めてまいります。また、地域や集落全体に関わる案件等につきましては、必要に応

じて説明会等の開催について検討してまいりたいと考えております。

町といたしましては、全ての災害復旧について国庫補助金等の有利な財源を最大限活用し、被災者の負担軽減に努めるとともに、早期発注・早期完成を目指し、一日も早い復興・復旧に全力で取り組んでまいりますので御理解をいただきたいと思っております。

○議長 町民税務課長、渡部峰明君。

○町民税務課長 1番、荒海正人議員の豪雨災害の対応についての御質問のうち、災害関連情報を統括するワンストップ窓口等の設置についてお答えいたします。

町では災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、地域防災計画に基づき災害対策本部を設置し、各課等で役割を分担して災害に関する情報を一元的に集約し、被害の最小化と迅速な回復に向けて全町で対応に当たっており、事務局である町民税務課が情報の取りまとめ、関係団体や各課への連絡調整窓口を担っております。

おただしのワンストップ窓口等の設置については、災害の様態によって取るべき対応が異なるほか、災害の規模が大きくなればなるほど人的対応力にも限界があるため、これまでと同様に各課等の役割に応じた対応が基本となりますが、被害状況を正確に把握し、支援を必要とする方に必要な支援が行き渡るようにするためには被災された方が受けられる支援制度や相談先について分かりやすくまとめて紹介することが重要であると認識しております。

このため、この度の8月3日からの豪雨災害では、被災者支援制度を一覧にした案内チラシを全戸に配布したところであり、今後もより分かりやすい周知に努めてまいりますので御理解願います。

○議長 1番、荒海正人君。

○荒海正人 順次、再質問させていただきます。

まず最初に、災害復旧について再質問していきます。

概ね状況については、捉えることができました。それぞれカテゴリー別に分からない点について、また深くお尋ねする点について伺っていききたいなと思うわけですが、まず町の復旧状況については了解したんですけども、併せて河川であったり県道であったりというものが被災している状況でありまして、管轄は別で県だったりになるんでしょうけども、そういった河川や県道等の復旧状況について、県との情報共有等情報がありましたらお示しください。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 県道や河川等の復旧のスケジュール等ということでございますが、県におきましても我々市町村と同じ時期に国の災害査定を受けておりました。現時点では県の情報はホームページに掲載されているのみということで確認しているんですけども、それは査定後の件数と金額だけでございます。ただし作業的には今後、我々市町村と同じように災害復旧工事の入札手続等が進められて、今後本格化するものと思っております。町といたしましても、県の個所ではございますけども早期の復興復旧を要望してまいりたいなというふうには考えてございます。

○議長 1番、荒海正人君。

○荒海正人 ぜひ、管轄は別ですけども、情報共有しながらできるだけ同じタイミングで

臨んでいただきたいなというふうに思います。

次に、農地についても言及いただきました。地元で見えても大きい本工事で来年の作付に大きく関わるようなところは対応もしていただいているというわけでありますけども、これについても業者の方と今後業者の決定になりますけども協議しながら作付に間に合うようにやっていただきたいわけですが、そういうように言っているわけですがけれども、その辺りについても念押しをお願いしたいわけですが、作付に間に合うようお願いしたいんですけども、その点について改めて確認となりますけども、その点もう一度お願いします。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 来年の作付に支障ないよということでございます。今後、速やかに査定が終わりましたので工事の発注手続を行いまして、早期の発注、そして早期の完成ということを目指してまいる考えでございます。特に用水路の農業用施設につきましては優先的と言いますか、今後入札が終わってから、業者が決まってからということになってしまいますけども、その辺事前によく業者と相談、協議を行いまして、工事がいち早く進むように調整してまいりたいなというふうに考えてございます。

○議長 1番、荒海正人君。

○荒海正人 農地は特に、今大きい本工事やっていたらいい箇所についても来年度の食いぶちにも本当につながってくる場所ですので、その点は町の改良区のほうでも対応いただいていますけど、町のほうでも一緒になって臨んでいただきたいというふうに思っております。

また、今回災害復旧、対応していただいている箇所はあらかじめ自治区から申請のあった場所を対応していただいているというふうに聞いています。その箇所については、先ほどの答弁にもありましたが、全て対応していただくということでありました。ただ、やはり中には飛び地で小規模だった場所であったり、あとは災害にそもそも該当しないというものも含まれていたというふうに認識していますけども、そういったものも含めて地元としては今回の災害で被害があったという箇所申請したということだとは思いますが、そういった箇所についてはどのように考えられていますか。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 自治区からの申請があがったものについての対応ということでございます。箇所別に挙げたものにつきましては、全て現地確認等をまず行いまして、その後これは国庫補助に該当するのか、例えば小災害復旧事業に該当するのか、もしくはいずれにも該当しない場合は町で住居を貸し出したりというような個別相談をさせていただいております。その中で適切な対応方法というものを申請の挙がってきた自治区長さんと事前によく協議しまして合意形成を取った後、その話合いの内容を個別に結果を記してお返しして確認するというようなことで、全ての記載箇所については救済していきたいなというふうに考えております。

○議長 6番、三留正義君。

○三留正義 質問の内容を議長はお伺いして気がつかなかったのが、今回の災害に過去のも合わせているような発言であるのかなと私はうかがって聞いてたんですが、今回の



激甚災害のときじゃないものもみたいな言い回しであったかと私は聞いているんですけども、ちょっと好ましくない、それも含めてというようなことをおっしゃったようだから、そここのところ、ちょっと確認してください。

○議長　確認します。

じゃあ荒海議員、もう一度、質問。

1番、荒海正人君。

○荒海正人　私が述べた内容としては、災害の定義として当てはまらなかったようなものもあるというふうな質問だったと思います。ですので、これまでのことも、これまで発生していたものも含めてということではないんですけども、そのような内容で質問いたしました。

○議長　今回の災害に限るということによろしいですか。

○荒海正人　今回の災害に限る。

○議長　建設水道課長、課長もそういう認識で御答弁をいただいのかと思いますが、もう一度お願いします。

○建設水道課長　私、今申し上げましたのは、今回の8月3日から4日にかけての豪雨災害に関する答弁としております。

○議長　1番、荒海正人君。

○荒海正人　あと、災害復旧に対して、今回の申請に当たっても建設水道課の職員の方が寄り添っていただいたという経緯も承知しています。町で調査したものと見比べて、そうじゃない内容見比べて、ここの部分もどうかというふうな話もしていただいたということで認識していますので、その点については町としても本当に努力していただいたなというふうに感じています。

ただ、やはり今回の災害の対応に当たっては自治区から申請が挙がってきたものでの対応になっているわけでありまして、場所によっては本当は災害に当てはまるんだけども申請に挙がっていなかったとか、今後挙がるかもしれないというようなことも中には地元では聞かれていまして、そういったケースについては町としてどのように対応されるんでしょうか。

○議長　建設水道課長。

○建設水道課長　申請が漏れたようなというか、そういった部分かなと思いましたがけれども、先ほど申し上げましたように、国の災害査定につきましては9日現在で全て終了しているというようなことでございます。ただ、今議員がおっしゃったように、例えば申請漏れと言いますか、出さなかった部分が後から出てきたというようなケースかと思うんですけども、その場合は、あるいはその都度、自治区長さんなり被災者のお話をよく聞かせていただきまして、その上で現地確認をさせていただきます。今後、町としてどのような対応が適切か、それは個別に検討させていただければなというふうには思っております。

○議長　1番、荒海正人君。

○荒海正人　今回の災害は今までにない未曾有の災害だったと思います。ですので地元においても常日頃意識はしていますけども、今回の災害で驚いて、またたくさん箇所にもまたがっているわけでありまして、その認識等も別々であったかと思っておりますので、今後その

ようなケース等がありましたら引き続き寄り添う形で対応していただければなというふうに思っています。

次に、2番の質問に対しての再質問ですけれども、繰り返しになりますけれども9月議会で町長の答弁の中で受益者負担に対しての軽減措置ということで明言いただきました。本当に地元住民としてはありがたいお話を頂いたなというふうに感じています。実情申しますと、その割合を聞いてできる限り有利な状況で普及も進めたいと思っているし、そうじゃない場合は今後どうしようかなという話も出ているわけですがけれども、やはり受益者としては今後どれぐらいの額が自己負担になるのかということがやはり今一番気になっている部分でありまして、また今回、国の激甚災害指定がされたということと国の査定が終わったということで、ある程度全体の額も決まってきました、全体シミュレーションもされているかなというふうに思っているわけですが、できる限り町のほうで負担割合というものを考えていただきたいなと、飲み込んでいただければなというふうに考えているわけですが、現時点で、先ほど国の査定が終わって2月下旬頃というふうな答弁でしたけれども、町長の考えも合わせて聞かせていただけたらと思いますのでお願いします。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 受益者の分担金についての軽減措置でありますから私のほうから答弁させていただきたいと思いますが、御承知のとおり8月3日から4日にかけての豪雨災害については、先ほど建設水道課長が答弁したとおりであります。今次の災害は9月30日に激甚災害に指定されたということであります。この激甚災害に指定されますと、国の通常の補助率がかさ上げされて高補助になるわけです。そうなったときに町及び従事者負担の分担金が大幅に軽減されるということになるわけでございます。最終的な補助率については、先ほど建設水道課長が答弁したとおり、今後町から国に対して補助率増高の申請をして、そしてその事業者が確定しないと補助率が出てこないというか確定できないと。それが大体来年の2月頃だということですから、今の時点でどのくらいだと言われてもなかなか申し上げることができないというかね。そこはひとつ御理解をいただきたいなというふうに思います。

ただ町としては、被災された農地及び農業用施設の災害は災害に指定された事業も、あるいは小災害もそれ以外の災害についても全ての災害については公平性の観点から町に規定されている分担金徴収条例の15%というのがあるわけですが、今回の災害と言うか、いわゆる自然災害だということを考えたら受益者負担の軽減というのは私はやっぱりこれをやらないといけないのかなというふうに思います。その割合については根拠がない中で何%と言うわけにはいきませんので、もう少し待っていただくしかないのかなというふうに思います。できるだけ受益者負担を軽減するようなことで町は今検討しておりますので、どうかその辺はぜひ御理解いただいて受益者の皆さんにはそのようなお話をさせていただくとありがたいなというふうに思います。

○議長 1番、荒海正人君。

○荒海正人 今回の災害に当たっては、町で対応されるものに関しては平等に対応していただけたということも言っていただきました。やはり地元に住んでいる人たちは、どれだけかかるかということで気になっているところでもあります。国の査定も終わって、今後事業者も決まって、できるだけ早くそういった方向性について決めていただいて周知して

いただければなというふうに思いますので、引き続き対応をお願いしたいというふうに思っております。

あともう1つお願いしたいものとして、今回災害対応で様々対応していただいているところでもありますけれども、よくこうした対応される中で安心安全という言葉が使われます。対応に当たっては安全性を最優先されながらの対応ということで対応していただいたというふうに感じています。

プラス安心性という部分で再質問させていただきますけれども、今回地元の人としては対応としては満足しているものの、その経緯だったり進捗だったりというのが分かりにくい部分もあったということで聞いています。建設水道課だつたりのほうにも様々問合せもいっているかというふうにも思いますけれども、やはり地元の人とのコミュニケーションということが重要だと思っていて、その中のひとつのアイデアとして説明会ということで提案させていただきましたけれども、検討していただけるということでお願いしたいわけでもありますけど、やはり安心感をつくる上でどれだけ進んでいるか、どういう形になるのかというのも都度都度確認していただきたいなと思うわけですが、この点についても確認させていただければと思います。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 地元への説明会等というような開催の件でございますけれども、被災者等に対しましては、特に農地ですとか個人の財産と言いますか、個別対応でそういったところはいろいろ情報提供をさせていただいたり、あとは直接面談もしくは電話で相談というようなこともあればそういった回答をさせていただいております。あと先ほども触れましたように、そういった合意形成になった部分については文章でも回答、あとはいろんな制度の解説なんかも区長さんを通して周知もさせていただいたところでございます。こういった様々な手法で情報提供はさせていただいてきたところでもありますけれども、さらにきめ細やかな対応というのは今後も引き続き心がけていきたいなと思います。

あと、そういった個別のものですから直接関係者のほうに情報提供の共有はしてきたというのが多かったわけですが、例えば地域全体、集落全域、例えば道路の関係ですとか、町で言えばあるわけですが地域全体に関わるようなこと、案件でというようなことであれば必要に応じて説明会というのも十分検討していきたいなというふうに思います。

○議長 1番、荒海正人君。

○荒海正人 お願いしたいと思います。本当に何度も何度も重ね重ねですが、未曾有の災害でいろんな情報が飛び交っていて、先ほど区長さんづてに伝えている部分はあると言いましたけれども、やはり中にはそこから先の浸透についてクリアされているという方もいらっしゃる。地元で一人一人まで届いていないという話も聞かれますので、その伝え方、分かりやすさについては、引き続き安心感をつくる上でもお願いしたいというふうに思います。今回の災害に関しては、様々な対応をしていただいているということは重々承知でありますけれども、些細な点についても御配慮いただきたいなというふうに思っています。

次に、米のブランド化について再質問したいと思います。

これまで様々なブランド化ということで町を挙げて取り組んできたところでもあります。

その中で米に関わる対応も、この中では私の質問では流通・販売・情報発信等に関わる事業もされてきたということでもありますけれども、今回テーマとしているのはブランド化ということでありまして、ブランドを認知されていくということはイコール所得にも関わってくるのかなと思っております、ということは米農家の方たちの所得にも影響してくるのかなと思っております、その点これまでの取組の中で米農家の影響、所得アップしたような実感があるとか、そういった点についてはどのように感じられていますか。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 それでは御質問にお答えをいたします。

農家の所得向上についての御質問でございますが、御承知のとおり近年、米の消費量が毎年毎年全国的に減少しております。またそういったことから米価の価格も低迷をしているという非常に厳しい状況であるというふうに認識をしております。そういった中で町内の農家の中には、栽培にこだわった作り方をされている法人などもあります。例えば有機栽培でありますとか特別栽培米、こういった栽培をすることによって有利に価格を設定して販売をしているという農家さんも出てきており、そういった栽培をさらに広げるための攻略なども農家の皆さん、法人などはやっているという状況であるというふうに認識をしております。

○議長 1番、荒海正人君。

○荒海正人 それぞれの農家に至っても高く売る取組をやられていると思いますが、町内の農家、今日は西会津産米ということで米農家に特化して質問しますが、西会津町内でも米を生産されている農家、様々いらっしゃいます。大きくやっている方もいれば、新しい取組をやっている方もいたり、そうでない方もいます。高齢で今までのやり方、あまり変えるための情報もないという方もいらっしゃいますけれども、西会津全体の米農家を見た上で、今課長から答弁いただいたのは取り組まれている方の実績だと思っておりますけれども、西会津全体の米農家を捉えてはどのように感じられておりますか。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 それではお答えをいたします。

数量ベースで具体的な数字は今手持ちで持っておりませんが、農家の数としましては、農協などに出されている数、農家のほうが数としては多いのかなというふうに考えております。先ほど申し上げましたように、全国的にお米の消費量が低迷している中で農家の所得向上というのは継続した営農に引き続き取り組むかどうかというところでは非常に大きな判断基準の1つというふうに考えております。町全体として米の販売価格を上げていくということは簡単なことではないのかなというふうに考えております。

そういった中で、例えばですが全員協議会の中でも御説明を申し上げましたが、農業公社の設立準備を進めておりますが、農業公社が担う業務の1つとして農林産物の新たな販路の開拓という部分も農業公社の役割として位置づけていきたいというふうに考えております。農業公社ですと、これまで町が直接手を出すことが難しかった流通であるとか販売の部分についても積極的に関わることが出来ますので、そういったところで西会津産米をより有利な価格で販売していけるようなことも考えていきたいと思っております。ただ、そうは申し上げましても農業公社設立するまでの間はこういった方法でそういった所得向上につ

なげられるかという部分については、町としても検討していきたいというふうに考えてございます。

○議長 1 番、荒海正人君。

○荒海正人 様々取り組めるところに関してはどんどん取り組んでいただいて、値段のアップイコール所得のアップにもつなげていただきたいなと思いますけども、やはり西会津産米ということで考えると、そうじゃない農家さんもたくさんいる中で、それでも西会津産米の名前を挙げていかないといけないという取組も必要だと思います。ですので売り方の方法として、今課長言われたことも大事だと思いますけども、やはり西会津産米とはというところのイメージというのも挙げていかなきゃいけないなと思っていて、それが今回質問しているブランド化につながる部分だなというふうに感じているところです。

それで私のアイデアの中の1つですけども、今ふるさと応援寄附金がかなり反響あるということでかねがね情報をもらっているわけでありまして。先ほど今年度の途中経過も示していただきましたけども、昨年度実績で言うと全体で7,566件、うち米に関しては2,756件という、かなりの件数の寄附を頂いているというところでありまして。ふるさと応援寄附金の一番特色と言うか、西会津のものとはというところで売っているのが、私もかねてから言っていますけども日本の田舎西会津町、でこれは野菜にも米にもつながっている部分でありまして、こういうキャッチャーなというか、西会津とはというところで分かりやすさがある、そこから見てみたらおいしい米があるなということで寄附にもつながっていると思います。ですので、やり方として特定の作り方を打ち出していくというのも、さらなる上積みでさらに値段を上げる方法だとは思いますが、やはり全体のベースを上げていくと、西会津産米のイメージのベースを上げていくという上でのブランドというの必要だと思ってまして、その点で日本の田舎、西会津というものがあって、そこに多くの方たちが注目しているということでもありますので、そういったものも使えないかなというふうに考えているわけですけども、そういった視点というのはいかがですか。どのようにお考えでしょうか。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 それではお答えいたします。

ふるさと納税におきましても、議員申されました日本の田舎というキャッチフレーズは使用して町のPRをしているということでございます。ブランドのイメージというところで申し上げますと、やはり議員申されましたように、現在ふるさと応援給付金の中でも返戻金品のトップとして選ばれているという現状がありますので、これからさらに前に行くには全国的にもブランド米と呼ばれるのは数百種類あると言われております。その中でせつかくふるさと納税でつながっていただいた方にPRするという部分では、西会津のおいしいお米ということだけではなくて、例えば西会津の自然環境だったり生産方法だったり生産者の顔とか思いが伝わるような販売の方法もブランド化につながっていくのかなというふうに感じております。

○議長 1 番、荒海正人君。

○荒海正人 ぜひそういった取組も実施していただきたいなというふうに思います。ただ先ほど答弁の中にもありましたけども、ふるさと応援寄附金で寄附された方に対して直接

販売促進の活動をしたりとか、そのリストを使って何らかの販賣的な戦略を打つというのは制度上難しいということでもありますので、ということはもうひと仕掛け、ふた仕掛け、何らか誘引していくような流れを仕掛けとして作っていかなきゃいけないというふうに思っています。ですので、そういった取組について今後も検討していただきたいわけですが、そういった今後の展望についても触れていただければと思います。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 それではお答えします。

今、町で日本の田舎のブランド化をさらに強力に推し進めようということで事業を推進する体制を整備しておりますので、その中で米などについても位置づけをしてPRをしていきたいというふうに考えております。

○議長 1番、荒海正人君。

○荒海正人 そういったアイデアのもう1つとして、先日一番最初の質問でもしましたけども、産地ツアーだったりお米ナイトということで本当に多数の方が来ていただいて、西会津の米を評価していただいたわけですね。実際に一番最初の答弁の中にもそこから取引が始まるような話も出てきているようで本当にうれしい取組だなと。いい評価できる取組だなというふうに思っているわけですが、先ほど町長の答弁にもありましたけども、かなり一般の方ではなくて、そういう販賣ルートだったり情報発信の力を持っている人も来られたということでありました。そういった方が今後の町の米の流通だったり販賣だったり情報発信を考える上では、そういった方が必要だなというふうに考えるわけですが、町長であったり町民税務課長も触れられていると思いますけども、なぜそういった人たちがうちの町のお米だったり環境というのを評価してくれたとか、見て喜んでくれているのかなということもお話を補足で頂きたいんですけども、その点いかがですか。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 今回の産地ツアー並びに都内イベントにつきましては、所管が税務課で実施しておりますので、お答えをしたいと思います。

今回の産地ツアーに来ていただいた方々というのは、各分野で活躍している著名な方ということで、どうしてそういう方が来ていただいたかと言いますと、昨年お越しいただいた方が西会津を気に入っていただいて、非常によい評価をしていただいたわけですね。その方が今回こういうことをやるということで協力していただいて、それなりの関係者にこういうことをやるということを伝えていただいて興味を持って来ていただいたと。来ていただいた結果、先ほど町長の答弁にもございましたけども、そういう評価で大変西会津を気に入っていただいたということでもあります。

まず、普段私たちが食べている料理でも非常に田舎料理はおいしいだとか、米がおいしいだとか、本当に食べ物が非常にどれを食べてもおいしいというような評価でした。また田舎のような時間がゆっくり流れるとか自然がいいとか、そういった来てよかったというようなことを評価していただいております。最終的には西会津のために協力できればとか、西会津のファンになってまた来たいというようなことまで言っていただいております。今でもそういう方々とはつながりは持っております、また来年も来たいなということもおっしゃっていただいております。また、来ていただいた方がさらに違う人を紹介していただ

いたりだとか、どんどんと輪が広がっているような状況でございます。

○議長 1番、荒海正人君。

○荒海正人 やはり今話を聞くと、来ていただいたり伺っていろいろと見て聞いたりしてもらい中で、今回お米をテーマにやったということでしたけども、やはりお米がおいしいの一点突破だけではないと。こういう西会津の雰囲気だったり人とのつながりだったりというのも評価された中にはあるんだろうというふうに思っています。そういったところを今後の西会津の米とはというふうに表現したときに、そういったところも含めて打ち出していくというのが西会津産米のブランド力のアップに、底上げにもつながっていくと思います。

最後にお尋ねしようと思いますが、やはりそういった部分の取組をぜひお願いしたいというふうに思っているんです。予算のバランスを見るとこれまでの農業政策というのは生産の部分に対してバランスを置いていたと。いい物をつくろうという意識でやってこられたかと思うわけですが、これからの時代いい物だけをつくっても売れない時代になってくるわけです。ですので流通だったり販売・情報発信、要はブランド化に向けた取組であったり、予算のバランスもぜひともお願いしたいというふうに思うわけですが、その点について最後お言葉頂きたいと思います。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 それではお答えをいたします。

議員申されましたとおり、全国でこの先西会津のお米をPRして、また農家所得の向上につなげるということ大変重要な部分になってきますので、先ほど申し上げましたように西会津の日本の田舎のブランド力の強化をしていくという部分で、関係課が連携してこの部分の問題についても取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長 1番、荒海正人君。

○荒海正人 ぜひそういった考え方、あと西会津のイメージ全体に至るところまで取り組んでいただければなというふうに思います。それがこれからの西会津の農業を支える一番最初のステップかなとも思っていますので、ぜひお願いしたいと思います。

以上で一般質問を終わります。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 皆さん、こんにちは。4番、秦貞継です。本日は事前の通告に従い、順次質問してまいります。

質問は施設の指定管理についてであります。西会津町は様々な施設を指定管理者制度や業務委託制度を活用し運営しているが、施設を運営する指定管理、住民の福祉を増進する目的を持って、その利用に供するための施設である公の施設について民間事業者が保有するノウハウを活用することにより住民サービスの質の向上を図っていくであります。や業務委託先、これまでの管理状況について、以下の点を質問いたします。

1つ目として、本町が指定管理者制度を活用して目指すものは。

2つ目、本町における指定管理者制度の効果と実績は。今回はロータスイン及び国際芸術村についてお聞きしております。

3つ目として、指定管理者へのチェック及び指導はどのように行っているか。同じくロ

ロータスイン及び国際芸術村への施設運営方針やこれまでの経過についてであります。

4つ目として、これまでの指定管理者制度における課題や反省点はあるか。

5つ目として、今後、町の発展のため指定管理者制度の活用をどのように考えるのか。

以上であります。町側の明快な答弁を求めます。

○議長 副町長、大竹享君。

○大竹享 4番、秦貞継議員の指定管理の御質問のうち、制度を活用して目指すもの、課題や反省点及び今後の活用についての御質問にお答えいたします。

公の施設の指定管理者制度につきましては、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理運営に民間の能力を活用しながら住民サービスの向上と経費の削減を図ることを目的に平成15年6月の地方自治法の改正により創設されたものであり、本町では平成18年度から導入しているところであります。

これまで福祉施設やさゆり公園、温泉健康保養センターなど15施設について、それぞれの施設の設置目的や規模、機能等を考慮し、効果的かつ効率的に管理運営ができるよう指定管理者選定委員会において、申請者の業務内容や業務実績などの書類審査やヒアリング等の手続を経て指定管理者を選定し議会の承認を得て委託しているところであり、各施設の指定管理者に選定された事業者については、それぞれ知識や経験を生かして柔軟性のある管理運営を行い、住民サービスの向上と経費の削減に努めております。

次に課題等ではありますが、指定管理施設の老朽化が進んでおり、施設の修繕費の増加やウクライナ問題による燃料、電気料金の高騰により各施設において管理運営経費が増嵩しております。また、地域振興施設においてはコロナ禍の影響によって落ち込んだ利用者について、いかにして回復させていくかが課題であると考えております。

次に今後の活用につきましては、その目的であります施設管理運営面での利用者の利便性の向上、管理運営費の削減による負担の軽減、さらには地域振興や活性化に資する事業展開などによる利用者の増加に向けて、指定管理者と定期的に情報共有を図り、安定的かつ継続的なサービスを提供するとともに、町内における雇用の場の確保や地域経済、町民福祉の向上につなげていきたいと考えておりますので御理解願います。

○議長 商工観光課長、岩渕東吾君。

○商工観光課長 4番、秦貞継議員の施設の指定管理についての御質問のうち、ロータスイン及び国際芸術村についてお答えします。

初めに効果と実績についてではありますが、まずロータスインにつきましては、これまで父の日、敬老の日などの記念日や、ふるさとまつりなどのイベントに合わせた風呂の日イベントの実施に加え、スポーツ合宿での宿泊利用、越後街道食事業の展開などに取り組んでまいりました。その結果、直近の令和3年度の実績としては、日帰り温泉利用客数が約4万6千人、宿泊利用者数が約2,200人となったところであります。コロナ禍の影響が大きかった中でも施設の効率的な運営に努めており、温泉施設の利用による健康増進と福祉向上、並びに地域の振興に十分な効果を上げ、今後も適切な管理運営が期待できるものと判断しております。

次に、国際芸術村につきましては、リトアニアとのアーティストの交流事業や作品展示、駐日リトアニア大使館との交流事業、台湾国立文学館との交流事業などを実施するとともに



に、今年度で第17回を迎える国際芸術村公募展の開催や、地域資源を活用した様々なイベントやワークショップなどを行ってまいりました。こうしたデザインやアートの交流事業を通じ、本町のPRを行うとともに西会津ファンの増加による交流人口の拡大、移住定住の推進などに取り組んできたところでもあります。その結果、全国各地から多くの自治体や団体等の研修視察を受け入れているとともに、直近の令和3年度の実績としては来館者数が約3,500人であり、新聞・雑誌やインターネットなどのメディアへの広告換算料は約1,900万円となったところでもあります。

本施設につきましてもコロナ禍の影響を大きく受けたところではありますが、感染症防止対策を徹底した事業運営と施設管理に努めており、芸術・文化の振興及び地域の情報発信を通じた交流人口の拡大と地域の活性化に十分な効果を上げ、今後も適切な管理運営が期待できるものと判断しております。

次に、指定管理者へのチェックと指導についてであります。各施設ともに年度の事業計画に基づいて町担当課との定例会議を行っており、その中で事業の実施状況等について町から助言や指導を行っております。

ロータスインにつきましては、その他の関連施設と合わせて、各施設管理者との毎月1回の打ち合わせ会議を実施しており、国際芸術村につきましては、本年度はコロナ対策によるオンライン形式でのミーティングを実施しているところでもあります。

また、指定管理期間の中間年及び最終年におきましては、指定管理者選定委員会による事業実績の点検と評価を行っているところでもあります。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 それでは順次、再質問してまいります。

確認ですけど、私も言いましたし答弁書にも書いてありますけど、指定管理者制度というのは、結局民間のノウハウを利用して町民の福祉に資することですね。ということはこの制度で一番恩恵を受ける者は町民の方々でよろしいかどうか、そこの認識をまず町側にお伺いします。

○議長 副町長、大竹享君。

○副町長 お答えします。

議員おただしのとおり、この制度によって公の施設、この指定管理者制度ができることによってそういった民間の方もその管理を受託できるということになったわけですけども、受託することによって民間が持つ能力さらに柔軟なサービス、さらに有する能力、そういったものを生かして町民の福祉の増進、または町民サービスの向上に努めるといった趣旨の下で指定管理者制度が導入されております。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 そこは同じですね。

ちょっともう1つなんですけど、先ほどちょっと質問でも申し上げましたが指定管理者制度と業務委託制度、別々でありますけども、ここの業務委託するものと指定管理で分けるものというものの判断というのは、町側はどの基準を持って行っているのか、そこ一応確認のためにお伺いいたします。

○議長 副町長、大竹享君。

○副町長 お答えします。

指定管理者制度は公の施設の指定管理に基づく手続に沿って導入しているわけですし、これについては条例の中で指定管理者を設けることができるという設置条例が設けられている施設について指定管理者制度を導入しているという状況でございます。

○議長 指定管理と業務委託の違いというか判断は。

○副議長 それはあれですか、指定管理の中で業務委託を、こんなんやるやつを示している。

○議長 その違いということなんだべ。

○副町長 それ以外のものについて、例えば設計業務、あとは土木業務、そういったものについては業務委託というような形で取り扱っているのかなということでございます。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 そうすると施設の運営をお願いするとなると、うちの町ではほぼ指定管理者制度に頼るような状態だという認識でよろしいでしょうか。

○議長 副町長、大竹享君。

○副町長 先ほど言いましたように、指定管理者を導入するには条例で指定管理者を設置することができるという決めに条例の規定の中に入れなくちゃいけないということで、この条例自体は議会に諮って承認を得て、この施設については指定管理者制度でやりますよというのを町側から議会に諮りながら承認を得てやってきたという経緯でございます。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 質問の仕方が悪かったかもしれませんね。例えば行政が管理してきたものを民間をお願いする場合は指定管理者制度しか選択肢はないという方向で認識しました。了解しました。

でですね、指定管理者制度っていろいろ私も調べてみましたが、本来であれば例えば町が今まで管理してきたけども、これを民間にお願いしたいなとなったとき、複数者の指定管理者がいて、我々はこういうサービスをします、こちらはこういうサービスをします、でも私はこういうとこサービスをします、でここを例えば費用対効果を計算しながら、どのお願いする指定管理先がどれだけ町民に対して恩恵が一番あるのか、費用対効果も含めて一番効果的なのかというのを本来であれば判断して、それをまた年度改正ごとにいい意味で競い合う形が望ましいと思うんですけども、うちの町は実際の話、今までもそうですけど指定管理者に対してはほとんど1社ですよ。本来であれば今言ったような競争原理というのが働けば民間の力をさらに伸ばせると思うんですけども、そこができない部分に関してはどうやって民間の力を、競争力を伸ばさせようとお考えでしょうか。

○議長 副町長、大竹享君。

○副町長 お答えいたします。

指定管理者制度の目的の1つとしては、先ほど言ったように民間の能力を生かして住民サービスの向上ということと、また民間の能力によって経費の削減を図るというようなことがあるわけですけども、結局今議員がおっしゃったように、民間、資本同士で競争して、例えば指定管理料の安いほうを受託させるとか、そういう手法が狙いだと思うわけですけども、本町でも指定管理をするときの1回目については公募ということでしまして、競争

の原理を働かせて何社か応募していただくようなことをやったわけですが、これまでのところ私が記憶するには、そういった競争はなく、町内の1社だけというような状況であって、実際に競争原理は働いてないのかもしれませんが、公募した結果1社であったと。

2回目以降については、この条例の中で公募によらないで業者を選定できるというような条項もありますので、それまでの過去の実績などを鑑みて、今後も継続して良好に管理できるというふうに思われる指定管理者については非公募で選定してきたというような経緯でございます。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 今副町長のお答えの中にもありましたけども、まさにそのとおりで住民サービスの向上と経費削減ですよ。ですけど、これが本来であれば競争し合えばもっといいもの、もっと安くができたんですけども、うちの町はできない。そうすると、これを誰が、例えば民間にしてみれば少しでもお金が欲しいわけですよ。サービスも一生懸命やっているとは思いますが、さらなるどこかに負けないという競争力は働かないわけですよ。そこは私は町側が指導したりメスを入れて他市町村や実例団体ほかも含めていろんな情報を含めて指導し、さらに前に進める。本来であれば民と民だったんですけども、公と民間が協力し合い、同じ方向を見て力を合わせてやっていくべきだと思うんですけども、そのような方向性に関しては今までどのように取り組んできましたか。私はそう思います。

○議長 副町長、大竹享君。

○副町長 確かに先ほど言ったように、指定管理者の趣旨、目的としては競争の原理を働かせるということでしたけども、結果的に町内は1社という形が多かったということでもありますけども、当然1社に対する指導なりチェックなりは、何度も申しますように先ほど商工観光課長がなったように月1回の打合せとか、あとは年度別に協定を結ぶ際に例えば経費の節減とかそういったものはどういうふうに行われているとか、そういったものに対する指導、チェック等を行いながら、できる限り経費の節減を図ってきたと。ただし経費の節減ばかりを追い求めることによって住民サービスが低下するということにもなりかねないので、その辺のバランスを取りながら指導してきたということ。それからあと町内の業者がほとんどなわけですけども、これも町内でできる企業があるんだったら町内の企業に任せる、これも町の経済の振興につながるわけですから、その辺のことも考えつつ選定作業もあったのかなというふうに考えております。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 大体指定管理者に関わる町の考え方については大まかに理解いたしました。

では、今度は詳細にわたってロータスイン及び国際芸術村についてお聞きしたいと思うんですけども、まずここは大事だと思うんですけど、よく先輩議員が声を高らかにロータスインができたときはこういう目的だったんだというお話があるんですけども、もう一度分かりやすくロータスインが設置されたときにどういう目的で何を目指してロータスインが設置されたのかをお示してください。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 秦議員の御質問にお答えいたします。

ロータスイン、温泉健康保養センターでございますけれども、設置当初の考え方という

ことでありますれば、温泉施設の利用による健康増進と福祉向上及び地域の振興に寄与するものということが当初の考え方というふうに認識してございます。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 分かりました。先ほど副町長がおっしゃったとおり、経費削減ばかりではなく健康維持、町民福祉に資する目的もあったということですね。ここ非常に私、先輩方の議論の中でお話聞いているうちに非常になるほどなというものもありまして、一部どうしても先ほど言った赤字か黒字か、ここがマイナスかプラスかだけに分かりやすいのでそっちに目が行っちゃいますけども、本来はそういう目的であったということですよ。この大事な本来の設立当初の思いというのは町民の方々にどのように周知されていますか。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 設立当初の考え方の町民への周知ということでございますけれども、施設の設置当初は町の広報誌などで広く町民の方に周知をされたものということは確認してございますが、その後どういった手段で毎年周知を図ってきたかというのは記録のほう確認できませんでした。しかしながら毎年、議会で事業の実績やその設置の考え方についても報告を申し上げておりますので、そういった形で議会には報告させていただいているということでございます。

また、これまでロータスインは約30年の事業展開の中で、十分に町民の皆様に対してはその考え方というものは既に浸透しているものというふうに理解をしております。

以上でございます。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 我々議会議員というのは町民の代表なんです。で議会議員の中からも説明の中でも赤字黒字の話が非常によく出ることがあると思いますけども、やはりこれは議会に説明することが重要、もちろんそちらも重要ですけども、広く当時はそういうふうに広報したかもしれませんけど、本来の目的はこういうものだったよ、だから皆さんいっぱい利用して健康になってください、町が福祉サービスをしてこういうのを提供しますから使ってくださいねというのを、これは前にやったからじゃなくて定期的にある程度のスパンで町民の皆さんに知っていただくことで、もっと利用客の増にもつながるし町民福祉健康にもつながる、当初の目的を達成されると私は思いますけども、その辺の周知に関して今後はいかがお考えでしょうか。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 継続した施設の考え方のほうPRということでございますけれども、施設のサービスを都度、町民の皆さんにPRすると同時にそういった施設設置の考え方、どういった位置づけなのかということも合わせて、この考え方を継続して町民の皆さんに理解していただけるように町と指定管理者、相談をして取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 ぜひそうしてください。私ロータスインの皆さんの、温泉保養施設の利用状況を先週2日おきぐらいに調査に行ってみましたが、行くところで一緒に、まあ顔見知りばかりなんですけど、でもなかなか会えなかった人に会えたり顔を見たり、そこで裸の

付き合いでいろいろお話をするというのはやっぱりよかったですね。特に先週は寒かったので露天風呂も気持ちよかったですし、サウナもあります。たまたまそこにいた長野県のお客さんだったんですけど、サウナに私が入ったときに真向かいに座ってその人が言っていましたけど、こんな国道から近いところにこんなすばらしい温泉があるって知らなかったと言っていました。その人はサウナに何回も何回も入ってしっかり全部のお風呂入って、いやよかったよかったって帰っていきましたけど、やっぱりそれだけすばらしい施設だと思うんですよね。この恩恵は本来であれば町民の方が広く使っていただきたいと思うんです。

もう1つ、ただ、使いたくても使えないような人がいると思うんですよ。というのは足が弱い人、自分で車を持ってない人とかそういった人たちもフォローするような考え方もあっていいんじゃないのかなと。今そういった方向に関して対策等、もしくはお考えであったり実行してきたものがあればお示してください。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 まず、ロータスインの温泉施設の設置の経過を申し上げますと、竹下総理大臣のときにふるさと創生1億円の使い方をどうするかということで町民アンケートをとりました。そのときに温泉が第1位、温泉をつくってくれと。それでその温泉を使って町民の健康増進、福祉の向上に温泉を目的にしたわけです。当時は700円からスタートしたんですけど今は400円になっていますけど、いろいろ変遷があって町内町外分けたときもありましたけども、今は町内外統一して400円になってますけれども。

今お話ありましたようにあそこの施設を町民の皆さんに使っていただきたいということで、やっぱり足の問題があってね、マイクロバスで集落で5人と言ったかな、それは定かではありません。5人以上まで埋まれば送迎をしますというやり方をしてきたわけですけど、最近ちょっとその辺は私も承知してない部分があるわけですけど、今高齢化になって、しかも人口減少になって高齢者の足の確保を考えたときにどういうやり方があるのか、ちょっとここは利用増を図るための手法は検討しないといけないのかなというふうに思いますし、ロータスインのできた経緯だけちょっと私が知っている範囲で申し上げました。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 親切、丁寧な説明ありがとうございました。ということですよ。一番はやはり町民の皆さんが気持ちよく行ってよかったな、あってよかったなと思ってもらえるようにしていただきたいなと思います。

また、先ほど全員協議会の中でも説明ありましたが、私の知り合いがたまたま渋谷からこっちに来るといことがあって宿泊を予約しようかなと思ったら満杯だって言われたんです。今、国で行っている宿泊支援の効果だと思いますが、私が問合せした曜日、その人が泊まりたいと言った日は火曜日なんですよ。週の真ん中でも満杯になるほど今非常に好調な売上げだと私は思うんですけれども、こういった状況は実際の話、回復してきているんですか。それは恩恵と言うんですかね。ロータスインに対する利用客の増減というのはどうなんですか。今、減少なんですか、それとも増加傾向なんですか。そこを確認したいと思います。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 ロータスインの宿泊者の実績の傾向について、お答えをさせていただきます。

ます。

現在令和4年度11月末現在までの推移ですと、コロナ前の令和元年度と比較いたしますと宿泊客では約82%に回復しているというようなところでございます。御承知のとおり昨年度、一昨年度はかなり宿泊客も落ち込んだわけでございますけれども、現在のところは8割程度、入込客数が回復しているというような状況でございます。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 喜ばしい。ただ、まだ安心はできませんけどね。さらなる売上げ向上を目指さなくちゃいけないと思いますけど、現時点では少し明るい兆しが見えたと理解しておりますが。

また、私も知り合いから聞いたんですけど他市町村においては今回のうちが持っているロータスインのような温泉保養施設だとかそういったものが閉鎖してるんだよというお話を聞いたんですよ。私が考えるに、多分やめてしまうのは簡単かもしれませんが、うちの町はそれに周りの市町村が手を引く中、逆にそれに向かって施設を利用して町民福祉の向上、健康維持のため、また地域経済の発展のため、さらにひいては従業員の生活、要は仕事の場にもなっていますよね。そこを守っていこうという判断に関しては個人的には応援したいと思うんです。ですから今後も他市町村の動向を参考に右へ倣えせずに、どうやったら売上げを、こっちのほうが大変ですよ。やめるというのは簡単ですけど、ですけど先ほど来申し上げておりますとおり、町民の方々の理解やお客さんの理解を得ながら、さらに利用客の向上に向けて頑張っていくべきだと思いますけども、その辺に関しての考えをお聞きいたします。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 議員おただしのとおり、施設のサービスをずっと継続していくためには売上げも向上させていく取組が必要であるというふうに認識してございます。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 でどうやって伸ばしていくか。私は自分の考えですけども、やはり建物ももちろん大事ですけども、それを支える人間だと思います。人材。この人たちがやる気にならず、どんなにきれいなホテルであっても従業員の対応が悪ければ、お客さんも来なくなっちゃうわけですよ。今お話聞いているとおり、売上げもだんだんだんだん伸びてきている、ちょっと明るい兆しも見えてるという。で従業員の方々も一生懸命頑張っていますよ。頑張った結果というのは民間というのはその結果が自分の給料に反映されて、あっ頑張ったからよかったな、じゃあもうちょっと頑張ろうかな、この好循環のほうに持って行かなくちゃいけないと思うんです。そこに関して、間違えなく上げますなんて町長なかなか言えないと思いますけども、従業員をやる気にさせる方向性に関してはどうにお考えなのかお聞きします。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 民間の指定管理受託者でありますので、給料のことはここで答えることは御遠慮させていただきたいと思っております。しかしながら従業員の皆さんが仕事に対する満足感を持つ、あるいは全員が仕事に関する感動を共有することというのは大変重要なことだというふうに考えてございますので、指定管理者と十分に協議をしてみたいと

考えております。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 ちょっと思いが先走ってしまいました。失礼いたしました。ということでそのとおりだと思います。従業員の方が前向きになってもっと頑張ろうと思う施策や現場の意見を吸い上げること。一番問題を知っているのは現場だと私は思います。なので従業員の方々の意見を大切にして、ぜひこれからも取り組んで温泉保養施設のさらなる発展に取り組んでいただきたいと思います。

もう1つです。国際芸術村に関して質問を変えます。

まず、指定管理者へのチェックというのは選定委員長は副町長でよろしかったでしょうか。確認のためお伺いいたします。

○議長 副町長、大竹享君。

○副町長 今回の指定管理者の選定委員会について、選定委員長については私が委員長を務めさせていただいたということでございます。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 なぜ私が温泉保養施設と国際芸術村に分けて聞いたかということ、指定管理の設置目的である町民への恩恵、町民の満足度追及のためそれぞれの施設が頑張っていると思うんですけども、ロータスインに関して、温泉保養所に関しては私が歩いて、それ以外にも話を聞いておこしてほしい、頑張してほしいという話は聞くんですが、国際芸術村に関して、まず副町長、選定委員長として町民の声をどのように捉えていらっしゃいますか。

○議長 副町長、大竹享君。

○副町長 お答えしたいと思います。

選定委員会の中の委員としては、芸術村を担当している商工観光課長も入って、それぞれヒアリングしたり審査したりしています。そしてまた、それぞれの打合せとか年度別の報告、そういったものも踏まえて住民の声などは聞こえているのかどうかというのを聞いたところ、そういったことがなかったというようなことで選定委員会の中では話がありました。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 なかったということで。あえてわざわざ否定する方もいないとは思いますが、必要であればアンケート等も含めて町民の声をお聞きになったほうが良いと思います。私はあまり正直いい話は聞きませんでした。

令和2年度、令和3年度、国際芸術村管理委託料と令和2年度に関しては1,889万8千円、約1,900万円ですね。で令和3年度決算で1,536万9千円、約1,540万円が支払われておりますが、それ以外に国際芸術村の指定管理者に対して町が公の、資金ですか、支払われている予算というのは総額で町から幾ら支払われたかお示してください。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 ちょっとお答えを整理させていただきますが、指定管理業務、指定管理の国際芸術村事業に関して指定管理者に支払った委託料は、議員今おただしの中でありました指定管理業務委託料のみでございます。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 以前、資料を頂いたんですけども、指定管理委託料以外に委託料として例えばワークインレジデンス調査業務委託料とか、ふるさと応援寄附金広告デザイン委託料というのも支払われていたと思うんです。あとそれ以外にも何点か国際芸術村施設管理業務委託料以外に町から支払われていた金額があると思いますが。まあいいです、資料頂いたので整理しますが、令和2年度でプラス約800万円ぐらいですか、で去年令和3年度で、あっこっちが800万か。そうすると総額、例えば令和3年。

○議長 指定管理に関わることで発言をお願いします。

○秦貞継 私、業務委託のことも質問の項目に挙げておりますが、よろしいですか。

○議長 はい、じゃあ。

○秦貞継 よろしいですね。

○議長 通告の小題が施設の指定管理というようなことで出てますので、それに沿ってお願いします。

併せまして質問の中でいろいろ個人の特定につながるような発言にも十分留意していただきますように。つながらないように配慮をお願いします。

○秦貞継 分かりました。であれば、ちょっと質問を変えましょう。

令和3年度の間接評価を見させていただきましたが、収支計画書ですね、一番最後のページにあったと思うんですけども。指定管理の総額が1,629万2,974円でしたっけ、令和3年度。このうち支出の部分で人件費が占める割合、金額1,040万、63.8%、約64%が人件費なんですけども、ここまで人件費がかかる理由というのは、どうしてなのでしょう。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 指定管理委託料を決める際に、人件費の積算の考え方ということでお答えさせていただきます。

まず、その施設に何人配置しているかという中で、それぞれ配置しているスタッフがどういう業務をやっているか、その業務に何時間従事しているか、そのうち施設の指定管理業務に係る業務に何時間従事しているのかというのを詳細に聞き取りをいたしまして、それでその時間数にそれぞれの従業員の職責に応じた給料の単価、そういったものに乗じまして1人ごとに何時間従事して、幾らかかるかというものを積み上げて人件費の積算の根拠というふうにしてございます。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 中間評価では従業員数が代表理事が1名、正社員3名、パートタイマー業務委託3名、合計7名で、確か中間評価の中ではお互いの仕事を共有し合うことによって効率化を図るというように話あるんですけども、常時、要は4名ですか、まあ出張があったりするかもしれませんが、こんなに人数必要なんですか。逆に言うところの方々が施設管理、例えば、国際芸術村で一番多い業務というのは何なんですか。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えをいたします。

まず人数についてでございますけれども、実際、人の数については今議員から御指摘のあったとおりでございますが、指定管理料に参入される人員数というのは細かく申し上げますと3.82人でございます。3.82人約分を指定管理料として参入しているということで



ございます。

業務の多い割合と申しますと、1つには施設の管理運營業務、それと同じくらいの比率でアートに関する事業、いわゆるイベントの企画、実施でありますとかワークショップの企画、実施、そういったものが同じくらいの割合で占めているというふうな内容でございます。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 というのは私も実際、国際芸術村の中で何が行われているとか分からないし、町民の方々からも何やっているか分からないと。私地元の柵山とか奥川、野沢町内、いろんな人のお話を聞きましたが分からないんですよ。地元の柵山の人ですら、あんまり交流ないんだよなど。複数の人に聞きましたが、そんな状態なんです。先ほど来指定管理の本来の目的というのは、町内の町民に対しての恩恵がどのくらいあるかと。それが将来的なのか、目の前のものなのかもちろんあると思いますけども、ただ町民に対して理解していただくには、私は施設の指定管理を行っている方々が自分たちがやっている活動が我々議会だけじゃなくて町民全体に分かるように。なおかつこういう恩恵があるんだ、その人たちはこのために頑張っているんだ、こういう結果を残しているんだと、ここが情報発信としてされているのかどうか、理解は得られているのかどうか、私はちょっと甚だ疑問なんです。その辺のお考えは町側はどのように捉えていらっしゃるのでしょうか。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えをいたします。

町民の方へ芸術村の事業がどれだけ知られているのかというような御質問でございますけれども、町としてどれだけ知られているのかというような客観的な分析はしてございません。しかしながら議員がおっしゃるように、施設で行われている事業がもちろん町民の方に支援していただいていることは当然なことだと思っておりますので、より町内外に広く知っていただけるよう、指定管理者と十分に協議をして取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 芸術村と付き合ってきた方が言っていました。なじみが足りないと。全くそのとおりだと思います。私もアートによる地域活性の成功事例とかも一生懸命探したんです。出てはくるんですが非常に難しいです、これ、多分そうだと思います。

その中でも成功した事例が2つあったので、日本橋馬喰町と神山町なんですけど、どちらにも言えるんですけど、例えば馬喰町の活動の成功事例ですけども、鳥山という人なんですけども、地元で長く活躍する実業家で、催事など地元の活動に深く密着していて濃密な人間関係を形成していた。神山町の大南さんと言うんですかね、人柄的にも地元の老人などと胸襟を開いて話せる特質を有していたことが大きな要因となった。どちらも共同体内部との親和性が極めて重要であるというふうに、ある大学教授の論文で指摘されております。また、違うある財団の記事でも、成功に必要なものとしてパーティーやイベントのみでは何も生まれないと。地域住民に具体的に何をもたらせるのかというものを地域住民の理解を得ることで前に進むとどちらも言っているんです。

やはり自分たちが何をしているか、一生懸命頑張っているのは皆さん誰でも同じだと思います。

いますが、その結果がどうだということに関してちゃんと真摯に向かい合って、一生懸命頑張ってきたけどなかなかうまくいかないのであれば、それはひょっとして指定管理者としても問題があるのかもしれないし、方針に問題があるのかもしれない。そこはきちっと捉えて、確かに耳の痛い話かもしれませんが、反省すべき点は反省して、しかも先ほど来申し上げているとおり、人件費に毎年1千万円以上のお金を使っている事業にもかかわらず、今回で4年半ですよ。あと1年半で指定管理の満期を迎えますが、あと残り1年半の間にそういった方向性をきちっと、先ほど来副町長にお伺いしましたが、本人たちにもしっかり問題がなかったどうか、本当に町民から支持されているのかどうか、恩恵を受けていると町民が感じているのかどうかも調査した上でお話しする必要があると私は非常に重要で大事だと思うんですけども、町の見解をお伺いいたします。

○議長 時間を延長します。

副町長、大竹享君。

○副町長 お答えしたいと思います。

今議員がおっしゃったように、地域の方々への理解、町民への理解、そういったものは公の施設を管理している指定管理者にとっては大変大切なかなということでもありますので、これらについては今後もそれぞれ担当課の中でも毎月の打合せでもお話させていただきますし、また年度別にこれから協定を結ぶ際にもこの辺を強く指導してまいりたいなと思っております。この辺はヒアリングの中でもどの程度町内に対してPRなり理解を高めることをしてるんだというようなお話もさせてもらった際には自分たちとしては、かわら版というお知らせを毎月出してみたりとか、ケーブルテレビを通して宣伝広告をしてみたりとか、そういう努力はしているというようなお話でしたが、今のお話にあったようにまだまだ理解が足りない点については当事者と十分打合せをしながら、また指導、チェックをしていきたいというふうに思っております。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 直接お話してください。都会じゃないんです。ここ田舎なんですよ。私も都会からUターンしてきた人間として思いますが、どちらも経験して。やはり人と人のふれあい、ぬくもり、これが残るのが田舎の非常に大事なよさだと思います。なので一方的な情報発信じゃなく歩み寄りや話合いの場を持つ。それも特定の人間じゃなく広く交流を持つように指導していただきたいと思います。

それと、先ほど来私何回も人件費のことを申し上げていますが、国際芸術村の指定管理者、平成29年の12月と思いましたが、全員協議会の資料の中で確か町側こう言ったはずですが。3年たった自分たちで独立してやっていると。で今回3年間指定管理をお願いしたいと我々議員に対して説明があったはずですが。今になってまだ約1,600万ぐらいの、まあ以前よりは確かに指定管理料は削減されておりますが、当時そういったものが4年半たってもなかなか進まない、まあ進んでるのかもしれませんが。この状況の中で今後は、経費に関しては町側はどのようにお考えなんでしょうか。我々全協にはこういう説明があって私はそれで納得したつもりですが、今後のお考えについてお伺いしたいと思います。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 分かりました。自己資金で要は補助金をもらわず運営できると、ここにいる議員の何人かも聞いていたと思いますけど、そういう説明だったと思いましたよ。にもかかわらず、今なぜこうなのかなと。

○議長 ただいま、答弁調整です。

ただいまの秦議員の質問に対して、確認のため、暫時休議します。(16時57分)

○議長 再開します。(17時03分)

4番、秦貞継君。

○秦貞継 資料がないということなので。我々は間違いなく聞いたんですけども、全員協議会、今度気をつけて話を聞くようにします。

じゃあ逆に、指定管理者の中間評価の中で、あるページの経理削減の部分のところ新たに自主財源、企業努力の下で経理事業コーディネーターの雇用を実施し運営体制の強化を図る、これ要は経費削減ですよ。ここ、図ると言っている前回の2回目の指定管理を受けたときに入っていた内容が、今回の中間評価で消えているんですよ。これ、私ぱっと見て本当に経費削減する気があるのかなとちょっと疑ったんです。こういったところも含めて、やっぱりもうちょっと削れるものがあるんじゃないかなと思うんです。そこをもうちょっと選定委員会の委員長である副町長さん、申し訳ないけどちゃんとチェックされたんですか。あと経費削減に関しての指導等をどのように行ったのかお伺いします。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 ただいま議員のおっしゃって指摘された部分については、例えば人員の確保の部分、先ほどもお答え申し上げましたとおり、実人員のうち全部を指定管理料で見ているわけではございませんので、残った人員分の処遇というのが必要ですので、それらは自社事業の中で指定管理者が収益の確保を図って対応していくというふうな理解をしているところでございます。

収益性の確保につきましては、御承知のとおり営業施設ではございませんので、なかなか収益を上げることは難しいわけですが、中には飲食施設であったり、あるいはイベントやワークショップ等での売上げ等もございますので、幾らかでも指定管理料が節減できるような努力をさせていただくように指定管理者とは今後も協議をしまいたいというふうに考えてございます。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 時間もございませんので、最後に。

経費削減を図るのは大切なことだと思います。ただ、先ほど一番最初に申し上げました、例えば温泉保養施設のように町民の理解があればもっとよく言ってもらえるんですよ。ところが町民の理解が得られないものに関しては、なぜこれだけの大金を払わなくちゃいけないんだ、もっとこんなお金削れっぺしたという話になるんですよ。なのでくどく何回も何回も町民の理解をというお話をしておりました。

ただ、町民の目に見える形でないものに関しての投資に関しては、ある程度経費削減に関しても厳しく切り込むしかないと思いますし、そこに関しては先ほど来申し上げているとおり、競争できない西会津の環境の中では難しいと思います。行政側がしっかり指導して前に進めるしかないと思いますので、今後もさらなるチェック、経費削減、町民への理

解、そこを含めた努力を町に望み、私の一般質問といたします。

以上です。

○議長 お諮りします。

本日の一般質問はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。(17時10分)

令和4年第8回西会津町議会定例会会議録

令和4年12月13日（火）

開 議 10時00分  
散 会 16時21分

出席議員

1番	荒海正人	5番	猪俣常三	9番	多賀剛
2番	上野恵美子	6番	三留正義	10番	青木照夫
		7番	小柴敬	11番	清野佐一
4番	秦貞継	8番	伊藤一男	12番	武藤道廣

欠席議員

3番 小林雅弘

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄 友 喜	建設水道課長	石 川 藤一郎
副 町 長	大 竹 享	会計管理者兼出納室長	五十嵐 博文
総 務 課 長	伊 藤 善 文	教 育 長	江 添 信 城
企画情報課長	玉 木 周 司	学校教育課長	佐 藤 実
町民税務課長	渡 部 峰 明	生涯学習課長	齋 藤 正 利
福祉介護課長	渡 部 栄 二		
健康増進課長	矢 部 喜代栄		
商工観光課長	岩 渕 東 吾		
農林振興課長	小 瀧 武 彦		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	長谷川 浩 一	議会事務局主査	品 川 貴 斗
--------	---------	---------	---------

# 令和4年第8回議会定例会議事日程（第5号）

令和4年12月13日 午前10時開議

開 議

日程第1 一般質問

散 会

（議会運営委員会）

（一般質問順序）

- |          |          |          |
|----------|----------|----------|
| 1. 伊藤 一男 | 2. 猪俣 常三 | 3. 小柴 敬  |
| 4. 三留 正義 | 5. 多賀 剛  | 6. 青木 照夫 |

○議長 おはようございます。

令和4年第8回西会津町議会定例会を再開します。(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸報告をいたします。

3番、小林雅弘君から14日まで欠席する旨の届出がありましたので、御報告いたします。

日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、順番に発言を許します。質問者は、順次質問席に着き、発言を求めてください。

8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 皆さん、おはようございます。8番、伊藤一男であります。私は今次定例会において、大きく2項目にわたって一般質問しておりますので、これから順次質問をいたします。

まず初めに、公民館の施設整備についてであります。

公民館は、町民誰もが生涯学習活動や文化活動などを目的に気軽に集うことができる施設であります。しかしながら、駐車場や障害者の方々が車椅子などで館内を自由に動けないなどの不便があり、また、建物の老朽化も進んで、近年頻発する自然災害などの危険性が増していることなどから、早急に施設整備を検討すべきと思いますが、町の考えについて伺いたいと思います。

それでは、2つ目は、森林資源活用による活性化であります。

本町は面積の84%が森林であり、豊富な森林資源を有していることから、森林資源活用による活性化についてお伺いをしたいと思います。

まず1つ目として、森林資源活用による活性化ということで、まず1つ目、町内の森林で伐採した間伐材を利活用することで、森林施業を推進し、適正な森林管理を目的に実施している森林資源循環利用促進事業の今年度の取組状況についてお伺いをしたいと思います。

2つ目は、会津地域の13市町村や民間企業などで組織している会津地域森林資源活用事業推進協議会の今年度の取組状況についてお伺いをしたいと思います。

○議長 生涯学習課長、齋藤正利君。

○生涯学習課長 8番、伊藤一男議員の公民館の施設整備についての御質問にお答えいたします。

公民館は、子供から高齢者まで幅広い年代層の方々が、教養、文化等を学びながら、生きがいや健康、仲間づくりなどを行うことを目的とした社会教育の拠点施設です。町公民館は、事務室のある旧館が昭和43年、大ホールのある新館は昭和52年に整備し、建築からそれぞれ54年、45年を経過しています。

老朽化等に伴う施設の修繕、設備の新設・更新については、毎年計画的に実施しており、例えば今年度は、大ホールへの網戸設置、廊下等の照明のLED化、トイレの手洗い場の自動水栓化を図り、快適で利用しやすい環境整備に努めております。

おただしの障害者等への対応といたしましては、旧館と新館入り口のバリアフリー化、

新館への昇降機の設置を平成 23 年度に実施しております。また、エレベーターの設置もこれまでに検討してまいりましたが、耐震への影響や設置場所などに課題を残しているところでもあります。

駐車場については、止められる台数は 20 台ほどであり、満車の場合は町営原町駐車場を利用いただき対応しているところでもあります。

最後に、早急に施設整備を検討すべきとのおただしについてではありますが、施設整備には多額の費用を要することから、財源には地方債が見込まれます。現在、小学校やこども園整備等大規模事業に係る地方債の償還中であり、大規模事業を引き続き実施することは町の財政に大きな影響を与えることから、整備時期等について慎重に検討し、整備計画が具体化するまでは、引き続き施設の改修や修繕等により快適で利用しやすい環境整備を図ってまいります。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 8 番、伊藤一男議員の御質問のうち、森林資源活用による活性化についてお答えいたします。

まず 1 点目の森林資源循環利用促進事業の取組状況であります。本事業は町内の森林資源の活用と地域内循環の推進を図ることを目的に取り組んでおります。事業の流れとしては、町内で伐採した間伐材を近隣の燃料生産施設へ搬入し、ペレットボイラーの燃料として加工し、加工された燃料を町内公共施設のボイラー燃料として活用するものであります。

今年度の事業実績は、11 月末時点で間伐材の搬入量が 306.75 トン、そこから加工費分を差し引いた町への納品予定量は 18.5 トンですが、今後さらに 30 トン程度の間伐材を搬入する予定であります。

なお、伐採・運搬作業については、町森林組合に委託しており、財源には森林環境譲与税を充当しております。

次に、2 点目の会津地域森林資源活用事業推進協議会は、会津地域の行政機関や公共的団体、民間企業などが一体となり、森林資源を活用した林業の活性化や、木質バイオマスエネルギーによる環境負荷の低減、新たな産業の創出による地域経済の発展など会津地域の振興を図る目的で平成 29 年 5 月に設置されました。

おただしの本協議会の今年度の取組状況を事務局に確認したところ、バイオマスを利用した再生可能エネルギーへの取組が進んでいる先進地への研修や森林資源活用に向けたセミナーの開催などが計画されていましたが、新型コロナウイルスの感染状況や 8 月に発生した豪雨災害への対応などにより、計画された事業の実施は難しい状況であるとのことでありました。

町としましても、本協議会での検討状況や国や県の動向を注視しつつ、町の豊富な森林資源を活用し、林業の振興や雇用創出、町の活性化につなげていけるよう検討を進めてまいりますので、御理解願います。

○議長 8 番、伊藤一男君。

○伊藤一男 それでは、答弁いただきましたので、それでは、これから再質問をしたいと思っております。



まず最初に、公民館施設の整備についてであります。町公民館は多くの町民の皆さんが利用されることから、まず、公民館で実施されている事業の参加者数、そして事業数についてまずお伺いをしたいと思います。

○議長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 お答えいたします。

生涯学習課で所管している事業ですか、今年度実施している事業については、公民館で開催している事業もございますし、スポーツ、それから図書館等で所管している事業もございます。生涯学習課で計画している社会教育事業あるいは社会体育事業、総数で言いますと 55 事業ほどございますが、そのうち公民館を利用した講座というのは実数 6 講座でございます。昨年度の実績でございますが、6 講座 328 名の利用者、これ延べでございますけれども、あったところでございます。

○議長 8 番、伊藤一男君。

○伊藤一男 325 人ですか、そのぐらいの利用者だということですが、平成 29 年度、コロナ禍の中で、今、平成 29 年度あたりはかなり多かったわけですが、それから比較すると大分少ない参加人数ということになっているんですか。

○議長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 御質問にお答えいたします。

平成 29 年度の公民館講座の利用人数なんですが、ちょっと手元に正式な人数、書類がなく、正式な人数がないんですけれども、全体的に年々公民館講座の参加者というのは、高齢化、人口減少と伴いまして、減少傾向にございます。ですので、令和 3 年度の実績は、平成 29 年度と比較しますと、微減ということであろうと思います。

○議長 8 番、伊藤一男君。

○伊藤一男 次に、利用団体ですね、公民館を利用されている団体というのは何団体ぐらいあるのでしょうか。

○議長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 お答えいたします。

令和 3 年度の実績でございます。いわゆる社会教育団体、市民の団体とかですね、コーラスとか手芸ですとか、昔語り、絵画等の社会教育団体、そのほかに自治区さん、それから町の各課ですね、等、いろいろな団体が利用されてございます。令和 3 年度の実績でございますと、実数で 57 団体が利用したということでございます。

○議長 8 番、伊藤一男君。

○伊藤一男 この団体の中で、人数の多いと申しますか、団体の中で人数の多い団体というのはどのぐらいの人数がいるのでしょうか。

○議長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 お答えいたします。

各役場の課ですね、が主催する研修会ですとか、会議ですとか、そういうのですと、かなり人数が多くなるものもございますが、社会教育団体ですね、が、町公民館、教育委員会に登録されている社会教育団体の中で最も人数が多いのは 38 になります。

○議長 8 番、伊藤一男君。

○伊藤一男 多い団体で38人であるということですね。

そういう中で、多い団体、利用する方で多い団体もあるわけでありますが、そういう活動スペースが狭いとか、あと、使い勝手が悪い、そういうような、現在はそういう苦情とか、そういうことはないでしょうか。

○議長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 お答えいたします。

コーラスの団体さんなんですけど、コーラスで、コロナ禍ということで、マスクをして活動するのが問題がある、できないというようなことで、戸を開けてやりたいんだがというようなお申出がございまして、そちらについては、先ほどの最初の答弁でも申し上げましたが、大ホールに網戸を設置し対応させていただいたところでございます。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 以前はステージが狭いとか、そういうことで、ちょっと前に出したりしたんですが、そういうところの、今はステージが狭いとか、そういうような苦情はないですか。

○議長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 お答えいたします。

ステージについての苦情等については耳にしてございません。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 以前はいろんな踊りとか歌とかそういう、生涯活動の中でもそういういろんな活動の中で、やっぱり参加者が、参加者というよりも、そういう団体の数が多くて、なかなかステージが狭いなというのが以前は大分あったようですが、今は何かそういう苦情があまり寄せられて、ほとんどないというようなことで理解してよろしいですか。

次に、公民館には足腰のやっぱり弱い高齢者や障害者の方々が利用されると思うんですが、今のあれだと、平成23年に一人乗りの昇降機は備え付けたということではありますが、何かいろいろ、今はいろんな問題があってどうのこうのというようなことが先ほどの答弁であったわけではありますが、昇降機の利用者数なんていうのはどうなんですか。年間。

○議長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 お答えいたします。

新館ホールに設置しております昇降機の利用についてでございますが、令和3年度、昨年度でございますが、3件の御利用がありました。3件でございますが、実質お一人の方が3回使用されたということでございます。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 この昇降機の点検などは、そういう安全管理についてはどのようにされているのか。業者に頼んでやっているのか、それとも公民館の職員の皆さんでやっているのか、それについてはお答えありますか。

○議長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 お答えいたします。

業者等への安全管理の委託といいますか、そちらのほうはやっておりませんで、実際に使われるお話がありましたら、事前に職員が確認したり、定期的に職員が乗って、その安全状況を確認しているというところでございます。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 そういう点検の義務がなければ、それは職員の皆さんで安全を確認してやるということだけでも大丈夫だと思いますけれども、やっぱり今の答弁の中で、耐震への影響や設置場所などに課題を残しているとか、いろんなそういう問題点があるわけですので、やっぱりそういう問題点を出していただいて、やっぱりいつでも使えるというか、昇降機を、障害者の皆さんであったり、そういう方々が使えるような状況にさせていただきたいと思います。

次に、公民館は、先ほど答弁にもありましたように、建築後、旧館といたしますか、昔は改善センターというようなことで最初はやってきたのか分かりませんが、54年たつてると。新館については45年経過しているというようなことから、今、町の公民館というのは、野沢地区で災害があった場合において避難所に指定されていると思うんですが、その点についてはどうですか。

○議長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 お答えいたします。

町公民館は指定避難場所になってございます。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 であれば、そういう避難所にもなってることですから、耐震診断、そういうことも行っていたのでしょうか。いるのでしょうか。

○議長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 お答えいたします。

耐震診断につきましては過去にやっております、旧館がDランクでございます。それから、新館につきましてはCランクでございます。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 C、Dランクということは、地震の場合、どのくらいの地震に耐えられるのか、その辺についてお答えください。

○議長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 お答えいたします。

Cランクにつきましては、大地震のときの震動、衝撃に対して倒壊または崩壊する危険性があると。Dランクにつきましては、大地震時の震動及び衝撃に対し倒壊または崩壊する危険性が高いというようになっております。大地震という定義でございますが、震度6強以上という定義でございます。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 震度が6強でDランクとなると、そういうことになると思うんですが、やっぱり非常に危険性のある建物だということがこれで分かると思うんですが、それで、次の、今回の後期基本計画では、取組の方向性や具体的な取組の中で、人の減少などを踏まえ、長期的視野に立ち、今後検討を実施するというように、前期基本計画よりも一歩踏み込んだ文言になっているわけですが、これは後期基本計画の期間中に検討を実施するという事で理解してもよろしいでしょうか。

○議長 生涯学習課長。

○生涯学習課長　　お答えいたします。

議員おただしのとおり、総合計画の後期基本計画の中に、生涯学習活動施設の整備に向けた検討ということで、今の案では掲載させていただいているところがございます。答弁の中では、大規模事業の償還等の絡みもあって、今後検討するというところでございましたが、内部の検討というのは実施したいというようなことで考えております。

例えば今現在の機能に不十分はないかですとか、不具合はないか、例えば新しく、全く新しく更新するのがいいのか、あるいは、耐震補強をして大規模改修というのがいいのか、あるいは、その財源はどんなものがあるのか、補助金、地方債、あるいは、ほかの自治体といいますか、公民館整備、どんなような整備をしているのか等、事前の内部調査ですね、その辺についてはいろいろ調査を実施して、検討していきたいというようなことで考えております。

○議長　　8番、伊藤一男君。

○伊藤一男　　今、答弁いただきましたが、内部的にというような検討というか、これ総合計画の後期の基本計画にのっているものなので、ただ、その内部的なということは、全庁的には情報を共有されていないとか、してないというようなことになるわけですね。それでいいですか。

○議長　　生涯学習課長。

○生涯学習課長　　お答えいたします。

内部と申しますのは、基本計画を計画期間中につくるですとか、議会の皆様、町民の皆様等、公にできる部分はあるかどうかちょっと不明、今のところは全くさらな状態で検討しておるところであります。例えば今後の公民館整備においては、他の課が所管する施設というのも可能性としてはあるのかな、その辺も含めて検討はしていかなきゃいけないかなというふうなことで考えております。

それから、財源の部分についても、当課だけでは判断できかねる部分もございますので、その全庁的な実施事業ですね、今年度実施する事業等も加味しなければいけないものですので、当課だけではなく、全庁的なというようなことで考えております。

○議長　　8番、伊藤一男君。

○伊藤一男　　なかなか公民館の、生涯課長の答弁だけでどうのこうのなんて言いませんので、いろいろ多額の財源が必要だということでもありますので、ちょっとここで、新たな公民館の建設には多額の財源が必要になることでもありますので、総務課長にお伺いをしたいんですが、令和3年度の決算状況を見ますと、財政指標もそんなに悪くありませんし、起債残高も令和3年度をピークに、今まで大規模事業をやったその残高もだんだん減っていくと、減少していくというような中で、公民館の新しい施設整備について、いろんな考え方はあると思うんですが、今、先ほど言ったように、財政的にもよくなってきている、残高もなくなっているというようなことで、これからそういう整備を検討し、計画していけるのではないかなと思うんですが、総務課長の見解をお願いいたします。

○議長　　総務課長、伊藤善文君。

○総務課長　　お答えいたします。

まず、起債の決算の状況という形なんです。先ほど伊藤議員、令和3年をピークと言

いましたが、今年度がピークでございまして、今年度のピークが約8億6千万円ほどというところで、それが令和7年度までについては約8億円台の推移でいくということで、財政運営に対しては厳しいものという部分も考えているところでございます。

また、先ほども生涯学習課長のほうから整備方針等の部分についていろいろと話もございましたが、やはり、まず整備に向けては、場所とか様々な部分、検討の課題、あと規模感、また補助の活用とか、あとは、どのような起債が対象になるのかというものも全て検討して、内部で調整していかなきゃいけないと考えているということでございます。

また、起債の償還額が減ってるから大規模事業ができるかという分ではございませんで、今後、町として大きな課題といたしましては、喜多方広域圏でごみ処理場の課題が出ております。最終処分場につきましては令和8年度までには完成させなくてははいけません。また、それに伴いまして、可燃ごみ処理施設につきましても建て替えの必要性があるということで、こちらのほう何十億円単位の大規模事業を広域圏で控えているというような部分もございますので、一概に今から整備を向けてという部分はなかなか言えない状況だなというのを今考えているということでございます。

しかしながら、やはり公民館老朽化しているという部分は否めない事実でございまして、内部検討を進めながら、十分に整備方針という部分は、今後十分に慎重に検討していかなければならないのかなというのがまず、とは考えております。また、全て町が全部財政負担して建てるという部分もございませんで、様々な民間手法を取り入れた考え方もございますので、その辺も踏まえて様々検討していきたいと考えております。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 公民館の施設整備については、財政的な財源の考え方として、公民館建設の基金の創設とか、そういうことをまず検討しながらやっていかないと、一概には、いろんな起債とか何かしてもなかなか難しいと思いますので、そういうようなことも考え合わせて、また、国の交付金についても、そういう社会福祉関係の施設を入れることによって補助金もあるというようなことも聞いておりますので、その辺についてはどのように考えていらっしゃいますか。

○議長 総務課長。

○総務課長 お答えします。

整備に向けて基金等を造成して計画的に積み立てていってはどうかというような部分、また、様々な複合施設を入れた上での様々な起債の活用というような部分の御提案でございしますが、今現在、公民館の部分につきましては、まだそこまでの議論が進んでない状況でございまして。

したがって、先ほど申し上げましたとおり、どのような機能を有する、コミュニティ施設を建てたほうがいいのか、公民館だけでいいのか、様々な部分もございまして、その辺はこれから内部の検討の中でそういうものが必要なのかどうかというのは十分に検討しなければならないと考えておりますし、その基金の造成に当たっては、それがしっかりと計画になれば、しっかりと積み立てていくということは考えていきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男　この問題は、この質問の最後に町長に伺いたいと思うんですが、やっぱり町長の考え方も確かに大きなあれだと思うので、町長にまずお伺いしたいんですが、新たな公民館の施設整備は町の大変重要な課題だと思いますので、町長に新たな公民館の必要性について、その辺の考えについてお伺いをしたいと思います。

○議長　町長、薄友喜君。

○町長　新しい公民館の整備というようなことのおただしでありますけれども、今、生涯学習課長、総務課長が答弁したとおり、大変な大きな課題がたくさんあるわけであります。ただ、今の公民館は確かに高齢者の皆さんにとっては不便なところがある。私も町長に就任してから、とにかく何かエレベーターを設置できないかということで再三言っております。

最近もその話を出して、どういうふうになればエレベーターができるのかというようなことで、これまでもいろんな対応策を考えてきたんですけれども、ただ、あの施設が将来的にあのままでもいいのかということを考えてときに、やっぱり将来をどういう考え方で整備したほうがいいのかということでもありますけれども、これには内部の検討は、もちろんこれは必要です。財政の問題とか、いろんなことを考えないといけませんし、ただ単に公民館だけでいいのか、あるいは、いろんな複合施設を、複合的に施設を整備したらいいのか、それと同時に、やっぱり町民の皆さんの意向はしっかり聞かないといけないと思ってるんですよ。だから、そういうことを考えると、やっぱりある程度の期間をかけてじっくり検討する必要があるのかなというふうに思っております。

ですから、取りあえずやっぱりこの基本計画の後期計画の中で、まずどういう検討の仕方、検討しないといけないことなのかということでの検討というのは、私はそういう考えで、後期計画は取りあえずこの3年間の中でしっかり考えていただいて、さっきも申し上げたように、広域の負担がこれからどんどん出てくるんですよ。最終処分場が、今の話がありましたけど、それから、ごみの焼却場の更新、さらに、その先にいわゆる環境センターといいますか、藤田のあれもこれから出てきて、本当に大変な負担がこれから出てくるわけありますので、そういうことを考えたときに、いつ頃がいいのかも含めて、それはやっぱりいろんな方面から検討して結論を出したいなというふうに思っておりますので、取りあえずは後期計画の中ではいろんな課題に対する検討をまずしていきたいと、そんなふうに思っています。

○議長　8番、伊藤一男君。

○伊藤一男　いろいろ広域的な問題もありますし、あれかも分かりませんが、やっぱり十分検討していただきたいと思います。後期の基本計画の中で十分検討していただきたいと思います。いずれ、いずれかのこの時点で誰かがやらなければならないことだと思いますので、十分検討して、これから取り組んでいただきたいなというふうに思います。

次に進みまして、森林資源循環再利用事業の再質問に移りたいと思います。

この事業の委託料は445万3千円というようなことで、財源については、ちょっと先ほど答弁の中で説明ありましたが、環境譲与税の予算から支出しているということですが、一般財源の持ち出しはなかったということで理解してよろしいですか。

○議長　農林振興課長。

- 農林振興課長　それでは、お答えをいたします。  
財源につきましては、全額森林環境譲与税を充当しております。
- 議長　８番、伊藤一男君。
- 伊藤一男　今年度の事業は予定どおり終わったのかどうか、その点についてお伺いしたいと思います。
- 議長　農林振興課長。
- 農林振興課長　それでは、お答えをいたします。  
答弁の中でも申し上げましたが、残りあと 30 トンほどの搬入が見込まれておりまして、間もなく事業としては完了する予定でございます。
- 議長　８番、伊藤一男君。
- 伊藤一男　これから冬期間に向かって、これからの残りの部分というのは大丈夫なんでしょうか。
- 議長　農林振興課長。
- 農林振興課長　お答えをいたします。  
森林組合のほうに確認しましたところ、間もなく年内には完了するというところで、降雪への影響はないのかなというふうに考えてございます。
- 議長　８番、伊藤一男君。
- 伊藤一男　まあこれ森林組合という名前を出しても大丈夫だと思うんですが、事業委託をして、間伐や、阿賀町への運搬というか、生産施設への運搬というようなことで、木質ペレットをですね、そして、納入先の町役場や、及びこども園、そしてミネラル野菜の家などにペレットボイラーを使用することで運搬しているわけでありましたが、一連のこの事業の中で、予算は運搬だけに、運搬と間伐材の伐採とといいますか、そういうところに全て使われていらっしゃるのかどうか。
- 議長　農林振興課長。
- 農林振興課長　それでは、お答えをいたします。  
委託料の内訳でございますが、伐採等に係る費用、運搬に係る費用、それらを管理する管理費、そういったもので委託料としてお願いしているということでございます。
- 議長　８番、伊藤一男君。
- 伊藤一男　阿賀町の実産施設に運んで、運搬をして、運搬してペレットにする際のそういう金額というのは別にかからないのかどうか。委託料の中に全て網羅されているのかどうか、お伺いしたいと思います。
- 議長　農林振興課長。
- 農林振興課長　それでは、お答えをいたします。  
先ほど申し上げました委託料につきましては、伐採と運搬に係る経費、それらに係る管理費も含めた委託料になります。燃料生産施設に材を持ち込みまして、そこで加工をしまして、その加工賃を燃料生産施設が差し引いて、その残りの分を町のほうに供給していただけるということで、加工賃については燃料生産施設のほうで材料の購入費と相殺する形で事業を行っております。
- 議長　８番、伊藤一男君。

○伊藤一男 分かりました。

それでは、この事業で町のペレットボイラーの全体量を賄うことができないわけですが、試算では、全体で全体使用量の20%が納入されるという見込みではありますが、これについては大体予定どおり搬入されますか。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 それでは、お答えをいたします。

ペレットボイラーの効率の部分の御質問ですが、実際の計画では20%ほどということですが、ボイラーの燃料効率も、計画していた、予定していた効率よりも多少いい方向で燃料が使われているということで、実績については現在把握をしておりますが、今後、事業実施を進める中で検証していきたいというふうに考えてございます。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 それじゃあ次に、私もちょっと分からないんですが、今年度の納入は20%ほどだと。あと、ペレット製造工場から例えば直接ペレットを納入した場合には、今の20%とはいかなくても、どのくらい、安くなるのか、高くなるのか。ペレットを直接生産工場から買ったのと、例えば森林組合に委託をして、搬入してペレットにして、その辺の比較についてはどのようになりますか。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 お答えをいたします。

ペレットの購入費用についてですが、比較して、直接買う場合と今回の町の事業を使って買った場合の比較と申し上げますと、直接ペレットの材料として購入したほうが価格的には有利なのかなというふうに考えておりますが、今回の目的、循環型事業の目的の中に、町内産の木材を活用して、それを町内に還元するということが目的の一つになっておりますので、そういったことも含めてこの事業に取り組んでいるということでございます。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 別に私は参考に聞いただけでありますので、これがいいか悪いかなんて、そういうことではありません。

それで、私はこの事業は森林資源活用による活性化やSDGsの取組につながる大変いい取組だなというふうに思っているところであります。そこで、令和5年度ですね、これから次年度に向けて事業の拡大をしていってもらいたいと思うんですが、町ではどのような計画をされているのか、お伺いしたいと思います。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 それでは、お答えをいたします。

本事業につきましては、森林環境譲与税を活用して実施をしております。継続的にこの事業については、今後、毎年度実施をしていきたいということで考えております。ただ、事業の拡大というところで申し上げますと、毎年度、森林環境譲与税を活用して行う事業もありますので、その事業の量につきましては、年度間の事業の規模を見ながら調整をしていきたいというふうに考えてございます。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 私としては、私はこの事業を拡大して、森林資源の活用に向けてやっ



いたいと思うんですが、なかなか町の財源的なところで、環境譲与税についてもいろんな用途があるというようなことで、なかなか拡大は難しいのかなというような感じを受けたところでもあります。

そういう中で、今、事業拡大というようなことで、やはり財源の確保というのがやっぱり一番大事なところだと思いますので、今なかなか国・県からの補助金頼みではなかなか難しいと、そういうようなことだろうと思います。これからはやはりそういう企業のそういう資金提供なり、それを受けながらやっていかないと、やっぱり政策の広がりは見せないのかなと、そのように思っています。そういうことで、やっぱり事業を拡大していくには、環境譲与税もこれからまた配分が変わってくるというようなことで、少しは増えてくるのかなと思います。

それと、今現在、SDGsですね、地球温暖化防止対策というようなことが重要なことから、カーボンオフセット制度などの取組がありますが、この制度については、やはり民間の企業が自分のところで排出した温室効果ガスとか二酸化炭素を削減するために、地方自治体に吸収分を、吸収量をですね、森林の活用、森林の整備というようなことで金を提供する、そういうような制度も今広がりつつありますので、そういうところのカーボンオフセット制度などについてはどのように考えていらっしゃるのか、理解されているのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 それでは、お答えをいたします。

議員おただしのカーボンオフセットでございますが、これは御承知のとおり、政府では2050年までに温室ガスの排出量と吸収量を均衡させるということを宣言いたしました。その宣言を踏まえまして、日常生活、経済活動において排出されます温室効果ガスについて、できるだけ排出量を減らす努力をします。どうしても削減できない部分については、別の場所で排出削減とか、先ほど議員申されました吸収量を購入するというような取組がカーボンオフセットなのかなと考えてございます。

この取組のほかの自治体の調査をしたところ、なかなかやっぱり販売に苦戦をしているという自治体が多く見られました。これについて、クレジットの認証を取る際にも国の認証を受けなければならないということで、相当な事務量があり、職員の配置も必要だと。あと、販売量、販売額についても、一定程度大きな面積がないとなかなか大きな企業に購入していただくことが難しいということで、経費に対しての販売量がなかなか均衡が取れていないところが今このカーボンクレジットの課題であるというふうに考えております。

ですから、国の全体の流れとしては、カーボンニュートラルという考えがございますが、実施に当たっては、町でどの程度の森林の量を売却できるのかとか、そういった購入先がどの程度あるかということをも十分調査した上で事業のほうは検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 いろいろ事務的な難しいところはいろいろあるかもしれませんが、駄目だ駄目だではしょうがないので、やっぱりもっと挑戦して、そういうことにもうちょっと調査

を重ねてやるような姿勢を示していただきたいなど、そのように思いますが、いかがですか。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 それでは、お答えをいたします。

一つの町村だけだと、やはりどうしても販売量の確保というところでは制限がありますので、例えば町が今加入しております会津地域森林資源活用事業推進協議会、こういったところは多くの市町村が加入しておりますので、そういった広域的な組織でそういったクレジット制度を検討するというのもやり方の一つだと思いますので、今後そういった、町だけでやるのか、広域的にやるのかという部分については調査検討をしてみたいと考えております。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 この事業が拡大されることによって、新しい雇用が生まれたり、新しい生産施設の創出とか、そういうことにつながってくると思いますので、また、その先にはいろんな景色が見えてくるかもしれませんので、そういうことも十分に検討されて、森林資源の活用、不易流行ではありませんけれども、ここにある資源を新しいものと融合させる、そういうようなことで取り組んでいただきたいなと思いますので、お願いしたいと思ます。

次に、最後の質問に移りますが、会津地域森林活用事業推進協議会の取組状況であります、この再質問であります、協議会の年間の負担金というのはどのぐらいでしょうか。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 お答えをいたします。

年会費は5千円となっております。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 今年の会議といたしますか、何回ぐらい開催されたんでしょうか。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 お答えをいたします。

今年度につきましては、春に総会を一度開催してございます。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 そうすると1回だけということですね。

以前、喜多方市の蔵の湯への供給、熱供給事業ということがあったわけですが、もう完成してると思うんですが、この事業費の負担なんかはなかったのかどうか、お伺いをしたいと思います。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 それでは、お答えをいたします。

熱供給、喜多方市の喜多の郷への熱供給の事業負担金でございますが、この事業につきましては、別会社、株式会社が実施主体ということで実施しておりますので、直接その協議会の事業ということではないので、負担金のほうは支出はしてございません。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 それでは、これ会津森林活用機構という株式会社のあれですよ、事業がし

たということですよ。じゃあもし西会津でそういう事業に取り組む場合は、西会津というよりも、ほかの町村は負担なくて、そこの自治体だけが負担をするような形になるんでしょうか。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 それでは、お答えをいたします。

熱供給事業につきましては、民間の株式会社が事業を行います。その際に、施設の規模でありますとか、その供給先を調査しまして、採算が取れる地区において株式会社が実施するということです。市町村の財政負担は伴わないということで考えております。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 この協議会の、そうすると、事業というのは、会津森林活用機構という株式会社が全てこの事業を行うようなことになるのかどうか。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 お答えをいたします。

熱供給事業につきましては、民間、株式会社が行うことになってございます。会津地域森林資源活用事業協議会では、そういった計画を基に、加入している市町村が木質バイオマスボイラーの整備を連携して取り組むということになってございまして、ただ、その進捗によりましては、それぞれの市町村の温度差があるというか、それによって市町村ごとに進捗の度合いは違うということで理解をしております。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 この協議会というのは平成29年の5月に設置されたというわけですが、今のところ主な事業としては、喜多方の蔵の里への熱供給事業だけだったと思うんですが、それだけでよろしいですか。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 お答えをいたします。

事業としましては、熱供給事業のほか、移動可能木製建物生産事業、いわゆるトレーラーハウスの製造販売事業になります。それと、樹木苗木生産事業、これは樹種転換の際にカラマツなどを造林するための苗木の生産、こういった事業にも着手をしているということでございます。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 最後にといいか、この協議会に入会しているというか、入会していることで何のメリットがあるのか、情報収集とかそういうことなのか、また、西会津で何かを組み合わせるとか、全体で何かを組み合わせるとか、そういうことが、具体的な取組があるのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 それでは、お答えをいたします。

協議会への加入のメリットといたしましては、情報共有というところの部分が一つあります。また、さらに、現在、自治体数で言うと13市町村であります。そういった13自治体、市町村のそれぞれの森林活用をそれぞれの市町村がやることではなくて、連携して取り組むことによってある程度一体的な量の森林を活用できるということも、将来的には

そういったことを目指している組織なのかなというふうに考えてございます。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 答弁はあれにしても、この協議会ですね、協議会にメリットというのはそうはないと思うんです。私はないというふうに思っていますが、いずれそういう会津の連携がありますので、これは入っていなければならぬかもしれませんが、やっぱり自分のところですね、西会津町でやっぱり森林資源の活用ということをやっぴり進めて、活用による活性化、そういうことを進めていただきたいなということを経待するとか、そういうことで、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 皆さん、おはようございます。5番、猪俣常三です。今次の議会に一般質問を通告しておりますので、伺ってまいります。

それでは、減災・防災についてでありますけれども、最近、自然災害が激甚化する傾向にありまして、町民の生命、財産を守る上で、具体的に伺ってまいりたいと思います。

1点目は、自然災害が発生したとき、地滑りや地割れ、河川の氾濫及びため池の決壊、道路の決壊、落石や土砂崩れなどの被害が想定されますので、強靱化の方向性の下、町の対応や国・県への要望はどのようになっているのか。

2点目は、野沢町内において狭い道路が見受けられますが、道路の拡張や新設などを含め、減災・防災の観点からまちづくりの考えはないか。

3点目は、防災・減災につながる財源の確保が重要と考えますが、町の考えは。お伺いたします。

次に、新型コロナウイルス感染拡大防止対策についてであります。新型コロナウイルス感染者が増加しておりまして、11月16日に日本医師会、17日には福島県においても第8波に入ったとの認識を示されたことから、伺います。

1点目は、新型コロナウイルス感染症に感染した飼い主やその家族から扱っているペットに感染することはないか、また、感染したペットから人に感染しないか。

2点目は、コロナ禍において、小中学校の給食時は黙食で食事を取っている現状で、感染拡大防止の観点から対策が取られていることは有効と考えておりますが、子供間のコミュニケーションの場は大事であると考えますが、確保されているのか。また、子供たちの心身に変化はないのかを伺います。

次に、婚活事業についてであります。1点目は、本町も婚活事業を進めているが、現在の取組はどのようになっているのか。

2点目は、今後進めていくに当たって課題があるとするれば、その取組は。

3点目は、福島県に世話やき人制度があるが、活用しているのはどうか。

4点目は、参加する方の経費負担などの配慮はどのように町は考えているのか。

5点目は、新型コロナウイルス感染防止のため、オンラインとリアルの両方でコミュニケーションを取る考えはないか。

以上、私の一般質問といたします。

○議長 建設水道課長、石川藤一郎君。

○建設水道課長 5番、猪俣常三議員の減災・防災についての御質問にお答えいたします。

近年の自然災害の発生状況につきましては、毎年のように全国各地で自然災害が頻発、激甚化し、甚大な被害が発生しております。このため、国では平成25年12月に、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法を制定し、国土強靱化を推進する枠組みを整備したところであります。これを受け、本町では令和2年9月に西会津町国土強靱化地域計画を策定し、行政の各般において安心・安全なまちづくりを推進しているところであります。

1点目の強靱化に関する町の対応や国・県への要望についてであります。町では、西会津町国土強靱化地域計画に基づき、過去の教訓を踏まえ、いかなる大規模自然災害等が発生した場合でも、被害を最小限に食い止め、迅速な復興・復旧ができる強靱な地域社会を構築するため、町総合計画等と調和を図り、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進しております。

また、国・県に対する要望につきましては、毎年、会津総合開発協議会を中心に、目的別の各種整備促進期成同盟会と連携し、予算・財源の確保やインフラ等の整備促進に向け、積極的に要望活動を実施しているところであります。

次に、道路の拡張や新設に関するまちづくりの考えについてであります。現在、町が策定を進めております町総合計画後期基本計画において、特に重点を置いて進めていくプロジェクトXの中に野沢まちなかの再生を掲げております。本項では、総合的な視点から野沢まちなかの将来像の検討を行うこととしており、この計画に基づき、必要となる道路整備等を検討してまいりたいと考えております。

次に、財源の確保についてであります。町国土強靱化地域計画に基づき、事業別に国の社会資本整備総合交付金事業や防災・安全交付金事業、緊急自然災害防止対策事業など、財政的に有利な制度を有効に活用し、事業を推進しております。

町といたしましては、防災・減災対策につきまして、町民の皆さんの生命と財産を守ることを念頭に置き、国・県との緊密な連携の下、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、長期的な視野を持って計画的に取り組み、安全・安心で持続可能なまちづくりを推進してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長 健康増進課長、矢部喜代栄君。

○健康増進課長 5番、猪俣常三議員の新型コロナウイルス感染拡大防止対策についての御質問のうち、飼っているペットとの感染についてお答えいたします。

厚生労働省の情報によれば、新型コロナウイルスは主に発症した人から人への飛沫感染や接触感染により感染することが分かっており、現時点では人から動物への感染事例はわずかな数に限られるとのこととあります。その感染事例も海外のもので、犬や猫への感染、動物園の虎やライオンへの感染が数例報告されているとのこととあります。

一方、ペットから人への感染の事例は報告されていないとのことですが、海外において家畜のミンクから人へ感染した可能性のある事例が報告されているとのこととあります。

人と動物間、動物と動物間の感染については、まだ明らかになっていないことも多いようですが、新型コロナウイルスに感染、または感染が疑われる人はペットとの接触は避けていただくことが推奨されております。また、新型コロナウイルスに限らず、動物由来感染症の予防のためにも、動物との過度な接触を控えていただくとともに、ふだんから動物

に接触する前後での手洗いや手指消毒が推奨されております。

○議長 学校教育課長、佐藤実君。

○学校教育課長 5番、猪俣常三議員の新型コロナウイルス感染拡大防止対策についての御質問のうち、教育関係での対策についてお答えします。

初めに、学校における新型コロナウイルス対策につきましては、文部科学省からのガイドライン等により、検温及び手指消毒の徹底、活動場所や場面に応じたマスクの着用のほか、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、空気清浄機、二酸化炭素濃度計、パーティションなどを整備するとともに、教室内の十分な換気に努めているところであります。

また、給食中の黙食については、文部科学省からの、机を向かい合わせにしない、大声での会話を控えるなどの飛沫防止対策を講じることとの指導に基づいた対応としており、給食中、児童生徒は栄養教諭による教室訪問や献立、地場製品の紹介等の校内放送に耳を傾けながら食事をしているところであります。

御質問のコミュニケーションの場の確保についてであります。コミュニケーションの場は給食の時間だけに限らず、一日の学校生活のあらゆる場面において十分に確保されていると考えているところであります。

また、心身の変化につきましては、全国的には不登校やひきこもりの増加等が報道されておりますが、小中学校においては、こころのオアシスなどの関係機関とも連携を図りながら、児童生徒の変化について早期発見に努めており、コロナ禍を起因とする大きな変化は見られない状況であります。

冬期間を迎え、新型コロナとインフルエンザの同時流行も懸念されることから、場面ごとの状況に応じた感染防止対策を徹底しながら、より一層児童生徒が安心して楽しく友達とコミュニケーションを図りながら学校生活を送れるよう支援してまいります。

○議長 商工観光課長、岩渕東吾君。

○商工観光課長 5番、猪俣常三議員の婚活についての御質問にお答えします。

なお、先ほどの議員の御質問の順番が通告書と異なっておりましたが、通告書の順番によってお答えさせていただきますので、御了承ください。

まず1点目の婚活事業の現在の取組についてですが、本町では平成22年度より後継者対策として結婚の支援に取り組んでいるところであり、令和3年度からは、町民で組織する後継者対策実行委員会を主体に事業を実施しております。

実行委員会では、多様な趣味などを通じた若者コミュニティの場づくりとして、交流イベントの開催による出会いの機会の創出を図っており、昨年度はワカサギ釣りやそば打ち、レザークラフトの体験イベントを実施いたしました。また、今年度は9月に会津の日本酒を楽しむミニイベントを開催したほか、今後は、昨年引き続きワカサギ釣りのほか、スノーモービルなどの冬のアクティビティーが体験できるイベントを予定しております。

2点目の結婚支援の課題としましては、コロナ禍により飲食を伴ったイベント等が開催しづらい状況であるほか、実行委員会からは、独身者は婚活をしていることを近隣住民や職場に知られたくないという意見も多くありました。町では、コロナ禍のリスクに配慮しながら、気軽に参加できる内容や人数での交流イベントの開催に向け、実行委員会ととも

に取り組んでいるところであります。

また、3点目の参加者の経費負担への配慮につきましても、交流イベントの経費の一部を実行委員会が負担することで、参加しやすい料金を設定し、運営しているところであります。

次に、4点目のオンラインとリアルの両方でのコミュニケーションについてであります。このうち、オンラインでの手法については、マスクをしないで会話ができるなど、新型コロナウイルス感染防止のメリットなどがあります。

一方で、民間の調査会社のデータによれば、婚活サービスを利用して結婚された方のうち、オンラインでの交流会や飲み会に参加された割合は3.1%と、低い数字になっております。また、実行委員会で試験的にオンライン交流会を開催したところ、盛り上がりに欠けたという結果もあり、当面は感染症防止対策を徹底しながら、いわゆるリアルでの開催に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、県の世話やき人制度の活用についてですが、福島県では、結婚に関する相談に乗ったり、イベントを開催するなど、地域に寄り添って様々な結婚支援活動を行うボランティアとして結婚世話やき人の認定を行っており、現在、県内では104名の方が登録しております。町では現在、本制度の活用に向けた町民向けのセミナーの開催を検討しているところであります。

町といたしましては、人口減少対策を町政の最重要課題として位置づけており、担い手の育成と確保に向けて、結婚の支援につきましても、その一環として、重点的に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長 答弁が終わりました。

5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 御答弁をいただきました。再質問をさせていただきます。

初めに、減災・防災についてでございます。非常に分かりやすく御答弁をいただいたところであります。

私もこの減災・防災というのは特に大事なことから伺うわけでありませうけれども、大きな課題にしたいのは、この強靱化ということが非常に大きなメインに私は感じるところでありまして、この西会津町がいろんな災害からいかに守られていくのか、そういったところ、強い町をつくってもらいたいという願いからお尋ねするところであります。

まず、減災・防災についての強いまちづくりだということの理想であることから、再度、この答弁の内容からしましても、特にこの野沢町内という位置づけをしたのは、いずれにしても、西会津町ということになると野沢町だというようなことがよく聞かれる関係で、特にここの町の関係に力を注ぐことができるのかということでお尋ねしているわけです。

そこから、一つ考えることは、強靱化ということのお言葉を頂いて、答えの中で具体的には示されてはいないにしても、いかに進めていくのか、さらに具体的にお話をお尋ねしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 再質問にお答えいたします。

野沢町内の強靱化なりの御質問かと思っておりますけれども、現在、町において策定を進めてお

ります総合計画の後期計画、議会でもお示しされたところでございますけども、その中で、特に重点を置いて進めるというプロジェクトの中に野沢まちなかの再生というような部分が掲げられておまして、この計画自体、後期計画については令和5年度からスタートするわけでございますけども、それと並行しまして、今、議員がおっしゃられたように、野沢の町内の在り方といいますか、あるべき姿についても、そういう検討が進む中で、必要なものについて町としても、整備等も含めまして、検討を進めてまいりたいなという考えでございます。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 この激甚化というこの災害があった場合に、いろいろ想定されることは今、私の質問の中で、今、今回、8月の3日から4日、大きな災害が出てきました。そういったことの河川の氾濫とか、あるいはいろんな土砂崩れとかいうようなことがあったものだから、私は、これはもう強靱化という下で強いまちづくりをしていただかないと、あるいは、国や県に要請をしていただかないと、この町、生まれ変わってはこないのかと。また、いろんな面でこの強靱化に係るところのよさというのものもあるんだろうと。

ただ、予算が、財源がかかるんだろうということは承知はしておりますけども、そういうことが、今、3目めの財源や、あるいは、どう確保するのかにつながっていくわけなんですけれども、そういう部分の中身を含めまして、今、私が一番気にかかったのは、この町をちょっと眺めてみたときに、道路が狭隘していると、狭いということで、町民の皆さんがお話しされていたということから、御質問にしたわけです。

じゃあどういうところがあるのかというと、いろんな箇所がございます。そうしたときに、場所によっては、十字路の交差点とか特に狭隘で、右折や左折ができない。その角に接触するところもある。だから、災害時に支障を来すおそれがあると感じたということがありまして、防災・減災の観点から、これらの検討は、あるいは計画はされているのかなというところがお尋ねしたいところでありまして。いかがでしょうか。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 野沢まちなかの狭隘な箇所というようなことでございます。議員おっしゃるように、私どもも野沢町内何か所か狭隘な町道があるということは認識しております。いずれも家屋が連担、密集しておる状況も一方でございまして、仮にですけれども、拡張するという想定すれば、家屋の移転等の様々な課題もあるのかなというふうに考えております。

あと、野沢町内については、都市計画の区域に指定されておまして、計画的な土地利用ですとか、町並みの整備というのにも同時に求められております。議員の御質問のとおり、道路の拡張の必要性はあるものと感じております。

こんな中で、先ほど申し上げましたように、町の中心エリアであります野沢、これの総合的な視点から将来像を検討する過程で、より必要となる道路整備等というのは同時並行で考える課題かなというふうには考えております。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 私も気にかかって、住民の皆さんにお話ししたのは、今現在、中心エリアの中でお話しされている、その中でも出てくるのではなかろうかという話は伝えてはおきま



した。かといって、一番なのは、全体を見回したときに、どうしてもこの道路を新設していただくと、うんと防災にも役立つのだなという箇所があるようでございます。そこら辺は十分調査をされて、対応させていただければと思うんですが、そこら辺のところの所見をちょっとお尋ねします。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 議員おっしゃられるとおり、やはり町としても総合的な視点から、町を上空から見渡すような気持ちで整備を検討していければなというふうに思います。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 私も質問の中で、この野沢町の域のところの関係で申し上げたのは、ある住民の方がまた言われて、変わってないんだよねって言われてしまうのが一番ショックな言葉を聞かされるわけです。ですから、本当にわくわくするような野沢町を目指してほしいなという観点で、この減災・防災ということの認識を深めていただいて、取り組んでいただきたいと、こんなふうに思います。

財源の確保については、御承知のとおり、いろんなハード、ソフトの関係もありますでしょうから、長期的な見方、中期的な見方もあるでしょうから、これはいろんな地方債を使う、あるいはいろんな過疎債を使う、いろんな債権があるんでしょうから、そういったところの部分も含めまして、計画的に進めていっていただきたいと。今ここの答弁の中にもいろいろございます。それなりに安全な安心を与えていただけるような町を目指すとするれば、再度、その取り組む決意などをお聞かせしてください。

ということは、災害があったときはもう建設水道課に頼るしかないわけであって、ただ、防災計画とかそういうことになると、また別のことになるんでしょうから、特に建設水道課のほうにお尋ねしておきたいと思います。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 お答えをいたします。

この国土強靱化に関する国の一つの考え方としまして、これまでは対症療法型といひまして、壊れたら直すというようなことが多かったかと思われましても、やはり今、議員御指摘のように、様々な自然災害が、大規模な自然災害が発生しているというようなことを鑑みまして、予防保全型といひますけれども、特に我々取り組んでますのは、様々なインフラの長寿命化ですとか、そういった部分も当てはまってくるのかなというふうに思っております。そういった老朽対策を早め早めにやっていくというようなことで、町の安全・安心につながっていくものと考えておりますので、そういったところに今後も努めてまいりたいなというふうに思います。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 期待をしていきたいと思います。

テーマを変えていきますが、まず、新型コロナ感染対策の防止対策についてでありますけれども、先ほど御答弁をいただきました。これは厚生労働省の情報ということでお話しされた答弁でございますので、なぜ私がこの感染関係の話をおただしをしたのかと申しますと、コロナ感染そのものは今、全員協議会で、非常に2,000人、3,000人ということで増えてるといふことの認識を示されてることはよく分かりました。さらに、関東から東北、

あるいは北海道にかけて増えているということも現在進行中でありまして、中でも、県内では11月の16日から12月の12日までの感染者29万5,360人、会津では南会津を除いて8,673、それから西会津管内は分かりません。県内の10歳未満から40代の感染者4万5,188人となっておって、増えていることから、お尋ねしているわけです。

本町の内容は分からないということは先ほど申し上げましたが、関連して、このように感染拡大が懸念されている中、ペットの感染を質問したのは、11月の20日、新聞に、読まれた方もいらっしゃると思います。北海道のあるまちの獣医師が日本獣医師会の学会において症例報告されたのが、令和3年の8月に診察され、飼い主やその家族が新型コロナに感染したわけです。その直後、猫に鼻水やせきの症状が出始めて、口の粘膜を採取し検査したところ、デルタ株に感染したと。陽性が判明と。発症8日目、呼吸器に状態が悪くなったということで、抗生物質、ウイルス剤を投与したところ、その後回復した。このことがあったために、お尋ねしているわけです。

重要なことと感じて、注意していく必要があると私は感じたために、注意喚起をしていかなかったら、これ大変じゃないのかということで、町のいろんなチラシの中には、この猫、犬の関係の話は出ていなかったものだから、これらについて、この実態が、こういうことが起きてるよということを御存じだったかどうか、お尋ねします。

○議長 健康増進課長。

○健康増進課長 お答えいたします。

今、議員がおっしゃられました北海道の事例ですか、すみません、そういった情報は把握してございませんでした。

ペットと人との感染ですが、先ほども申し上げましたとおり、感染の可能性はあるというように国の報告でございます。やはりペットを扱う際は、そういった手指消毒ですとか、手洗いですとか、そういうことを徹底していただいて、感染の可能性のあるということを踏まえて気をつけていただきたいということを徹底していただければというふうに思います。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 そこで、なおかつ信憑性のある情報が入ってきたのは、獣医師会は国立感染症研究所と経緯や治療を論文にまとめて、令和4年に発表されたと。その中で、ペットとの過度な接触を控えて、ふだんと同じ感染対策がペットにも有効になると話されてるので、町はどのように受け止めているのかなというところの見解をちょっとお尋ねしたかったということで、どうお考えでしょうか。

○議長 健康増進課長。

○健康増進課長 お答えいたします。

ペットと人の感染ですけども、症例としては少ないということで、その点について今まで触れてこなかったということではありますが、そういった問合せ等あれば、そういう注意する必要があるということはこれから申し上げていきたいと思っております。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 ある獣医の話をご参考にしますが、非常に危惧するところがあると。恐ろしいという話はされておりました。だから、常に人間と同じように動物との接触を避けると

いうことをお話はされてましたので、御答弁の中にもあるようであります。そのとおりだと思います。だからといって、猫も犬も家から出て、またいろんなところに接触する可能性があるということになりますと、今、私が今言った感染内容が増えてる中で、なおかつそういう動物からのうつることも危惧するのではないかとということがあったから、なおかつ質問をする必要があるというふうに考えてお尋ねしたわけです。

ですから、これも答弁の中に、手指消毒も必要でありますでしょうし、今まで以上に気を緩めることなくやっていかなきゃなんないことなんだろうということでありましたから、こういったことも、今度は町からのいろんな情報を注意喚起していただく際にこういったことも盛り込んでいかなくちゃいけないだろうというふうに思うんですが、どうでしょうか。

○議長 健康増進課長。

○健康増進課長 議員から御指摘いただきましたので、この件についてはもう少し調査いたしまして、注意喚起など検討してまいりたいと思います。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 私が一番心配するのは、二次感染を広げたくないということがあるんです。根底には、そのためには、やはり緊張感が求められるんじゃないかなというふうに、収束したわけではないので、まだまだ今現在もピークに達している現状が続いてるんだろうと思いますので、そういうこと、農林に働いている関係で一番心配をしているわけです。このペットのことについてもこの程度にしていきたいと思います。

次、テーマを変えますが、黙食のほうにお尋ねをしていきたいと思います。

懇切丁寧に学校の現状を頂きました。この黙食を実施しているというのは、西会津だけにはとどまらないで行われてるというふうに思っています。ただ、11月の30日の報道でこの問題が質問ができた後にちょっと出てきたなと思ってたものですから、国では学校内での黙食を求めてはいないとまで今言ってたものであって、実行してるのは感染拡大防止に努めてる学校側の姿勢というのは、私はこれは評価すべきだなと。私はそういうふう感じたところであります。

ところが、私は心配したのは、このことにより子供たちの心身に与える影響がどうなんだろうということと、新しい学校生活になるはずが、どのようになっているのかと心配した一人なのでありまして、御答弁は先ほどいただきました。今後、国は黙食は不要だと言ってるんだけど、じゃあ本町は感染状況や実情を考慮して、じゃあどのように考えていられるのかということをお尋ねします。

○議長 学校教育課長。

○学校教育課長 御質問にお答えします。

今、現状ですと、町内の感染状況も出てるというような状況で、先ほど議員おっしゃられたとおり、文部科学省では黙食をそもそも求めていなかったということですが、飛沫を飛ばさないようにですとか、机を向かい合わせにしない、大声での会話を控えると、そういった対策は学校でも講じてくださいよということの内容が当時からだったということで、これからの学校の対応ですけども、やっぱり議員おっしゃられたとおり、コミュニケーションの場の確保というのは大切なことです。ですので、これからの感染状況等に応じて適

正な対応を、緩和するなりの対応もこれからは見通して、状況が落ち着けばですね、見通していけるのかなというふうに感じております。

以上です。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 私もそこが一番心配なところなんですね。というのは、国は黙食は解いてもいいですよ、緩やかにしちゃっているわけだから、実際、現場を扱っているところ、まあ教育長も大変でしょうし、学校課長のほうだって大変でしょうし、どういう、現場を扱う校長先生側もこれまた、緩められて、じゃあ今現在、この近辺で、学校で現在やってますと言ってるわけですから、それを一遍に、黙食を、じゃあやめていいですよ、全部しゃべってもいいですよついたら、どういうふうになるのって、今現在、私も今、先ほどお話し申し上げましたとおり、会津地区の、南会津除いただけでもこれだけ増えてると。じゃあ、詳しい資料の中で、今現在、10代から40代くらいの間で4万5千人くらい、県内で4万5千人くらい感染しているわけですから、じゃあ小学校、中学校がこの状態の中で黙食を緩めてしまったらどうなるのかなと。ほかはやってるよ、まだ続けてるよと。おっかないですから、安心はできないと。だから、そこをお尋ねして、じゃあ本町の学校体制で、この黙食は、じゃあそのように従いましょう、国の言うとおりにやりましょうといったら、大変ではなかるうかなと。こういうことだったので、再度お尋ねしたわけです。だから、再度お尋ねしますけども、国は国だと。町は町のお考えを持って子供たちの安心・安全を確保したいということで、この黙食というのは続けていきたいというようなお考えがあるのかどうかをお尋ねします。

○議長 教育長、江添信城君。

○教育長 黙食について、やはり食事時の飛沫が飛ぶということが感染リスクが大変あるということですので、今、議員おっしゃったとおり、やはり感染も今まだ拡大している状態でございますので、本町としては、黙食については続けていきたい。また状況が変わり次第、それは学校長の判断をしながら緩和していきたいと。また、この給食の後、45分ぐらいの昼休みもありますので、そこでしっかりマスクをして会話をするとか、そういうことはできると思いますので、コミュニケーションも十分図れますので、給食時の黙食については十分に慎重に対応していきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 教育長からの御答弁をいただけて、内容については理解いたしました。そのように子供の生命を守ってあげていただくためには、ただ、国からはいいですよというふうにしてやられてしまっただけは、これは大変なことだろうなというふうに心配したものであります。

あともう一つ、コミュニケーションで、いろいろこの場はいろいろ取ってありますよということで答弁いただいております。国は地域の状況に応じて検討してほしいというようなことも言うておられますので、今、教育長が御答弁された内容が含まれてるものと認識して、御答弁を受けたいと思っております。答弁は要りませんけれども、そのように受け取ってほしいと思っております。

それから、あと、テーマを変えていきたいと思っておりますが、婚活の関係でお尋ねをしたい

と思います。

私はこの婚活の事業というの一番大事だと思っております。といいますのは、今、少子高齢化だとはいいながらも、少子という、子供たちがいないということでは困るわけであって、恋人さんや、あるいはお二方が結婚できるような場所が求められて、それが、子供が生まれることによって少子が一一つ改善されていく、そういうところに私はすごく着目したわけでありまして。

ただ、私が一番、婚活の事業が成功裏に結びつくというのは非常に、このコロナ禍の中でありましようから、難しいのではないかと思いつつ、いろいろと調べてみたら、婚活で22%が成婚されてるという情報があったので、この話を持ち出したわけですが、実際は3.1%程度ということと開きが出てくるものだから、どうしてこんなに開きがあるのかというふうに感じたわけですが、まず、今の若い人の話を聞いてると、民間に頼むっていうとお金が大変なんだよと言うんだな。それと、この町が今進めておられるこのことは、私は悪くないはずだと思います。相当いい方向性をもって対応されてるということで私は認識しておりますので、これをいかに進めていただくということに対してちょっとお尋ねします。これをさらに進めていただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 議員の御質問の中で、私の答弁の中で3.1%という数字が出てきましたが、それはあくまでもオンラインの飲み会をやった割合ということで、いわゆる婚活サービス、こういったものを利用して結婚した人の割合というのは民間の調査だと45.1%ありますので、半分近くの方が婚活のサービスを利用して結婚したというようなことになってございます。

この事業についてでありますけれども、現在進めている事業については、先ほど御答弁の中で申し上げましたところでございますけれども、その内容、そしてまた、新たな結婚を希望されている方への支援、これにつきましては、さらに事業をブラッシュアップして、よりよいものに進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 そこで、オンラインではなかなか難しいというような御答弁ではあります。ただ、リアルに力を入れていきたいということがちょっと書いてあるようでございますが、できるのであれば、このマスクしながら相手方とお話するというのはなかなか難しいんじゃないのかなと思うので、できるのであれば、このオンラインを利活用できて、そして、早く成功に結びつくような手だてを考えることはできないんでしょうか。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えをいたします。

私はオンラインの飲み会とか、そういったことに限って御答弁申し上げましたけれども、議員のおっしゃるのは、広くオンラインを使ってこういう婚活のサービスもってできないかというような御趣旨かと思っておりますけれども、調査によりますと、そういったインターネットとかを使ったいろんな婚活のサービス、これを利用したいという方は、対象者の9割に上っているというような調査結果もございます。

ですけれども、町の対策でそういったICTの技術を使ったサービスというのを独自に提

供するというのはなかなか幅が限られるものでありますから、民間で行っているオンラインを使ったサービスでありますとか、そういったところへの支援も含めて町のほうでは考えてまいりたいと。結婚を希望される方が様々な方法で、オンラインも含めて、このサービスの活用していけるような、そういった支援についても町のほうでは十分に検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 分かりました。

最後になりますけれども、県の世話やき人制度というのがありまして、昔はおじいさん、おばあさんたちが懸命に弁当をたがって、相手と相手を結びつけてくださったというのは聞いておりましたので、今はなかなかそういう仲人的な立場に立つ人というのはなかなか難しい立場にあるようでございまして、それを乗り越えて、この制度を使って、県内に登録されてるのが104人ほどいらっしゃるということではありますが、これがある程度、成功までいかないにしても、いいところまでいってるよというのが情報があるとすれば、どの程度か、パーセンテージでお示しいただければありがたいと思います。どうでしょうか。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 県の世話やき人制度の活用でありますけれども、この世話やき人制度を活用してどのくらいの割合、あるいは件数で結婚が成立しているかというような情報につきましては、町のほうでは把握してございません。しかしながら、県のほうでこの世話やき人の制度を使って成婚された方のインタビューの記事であるとか、そういったものはインターネットで公開してございますので、詳しくは申し上げませんが、ぜひ後ほど御覧いただければと思います。県のほうではこの世話やき人制度、一定の成果があるということで推奨してございますので、町のほうでも活用に向けて検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長 5番、猪俣常三君。1

○猪俣常三 一番この婚活事業というのは難しいとはいいいながらも、大事な事業だなと私なりにかねがね感じておりますので、成功に至るようなことを希望して、私の質問を終わりたいと思います。いろいろありがとうございました。

○議長 暫時休議します。(12時03分)

○議長 再開します。(13時00分)

7番、小柴敬君。

○小柴敬 議場の皆さん、こんにちは。7番、小柴敬であります。お昼が終わって眠いかと思いますが、しっかりと、今回、通告1項目しておりますので、質問をさせていただきます。

まず、地域おこし協力隊についてのテーマであります。

町では現在、地域の課題の解決や起業するための活動を行う14名の協力隊員を採用しております。令和5年度新採用を目指して新たな隊員の募集も開始されました。現在までの活動状況、新採用等に関して、以下の点についてお伺いをいたします。

1点目、新規隊員の募集について。

令和5年度募集については、移住定住、ICT教育支援、ケーブルテレビ番組制作・ア

ナウンサーの3部門のみではありますが、募集要項で求められる内容がかなり詳細で、ハードルが高いように感じられます。もう少し柔軟な活動に変更するよう検討できないか、お尋ねいたします。

次に、農業公社の設立が検討されておりますが、就農研修のような募集の検討はなされなかったのか、お伺いをします。

次に、町内企業の要望による企業研修型隊員の募集についてはどのようにお考えでしょうか。

次に、活動を特定分野に限定せず、定住に向け必要なことを自ら発見し、実践しながら定住の基盤をつくる、定住に向けた生業づくりのような自由な発想で自由な活動に取り組める募集をしている町村もあります。町ではどのようにお考えでしょうか。

次に、町職員の募集については採用試験及び面接等がありますが、協力隊隊員の採用についてはどのような方法で行っているのか、お伺いをいたします。

2点目として、任期中の隊員の業務に関する指導及び活動報告等についてお伺いをいたします。

現在採用中の14名の隊員の業務に関する指導はどのように実施しているのか、お尋ねいたします。

次に、地域住民との交流の場が少ないように感じられますが、任期終了後の定住に向けても、活動内容等を理解してもらうことが必要と思います。町民に理解を深めてもらい、顔を覚えていただく意味でも、そういった機会を設ける必要があると考えますが、いかがでしょうか。

次に、ケーブルテレビで隊員の活動特集が組まれております。しかしながら、関心がなければすぐにチャンネルを切り替えてしまう方もいらっしゃいます。毎日のニュースに続き連続で放映するなど、番組の編集について検討できないのか、お伺いいたします。

3点目としましては、任期終了後の定住に向けた働きかけについてであります。

任期満了後のこれまでの隊員の定住・定着率が低いように感じられますが、定住率向上に向けてどのような対策を行っているのか、お伺いいたします。

明快な答弁よろしく申し上げます。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 7番、小柴敬議員の地域おこし協力隊についての御質問にお答えいたします。

初めに、新規隊員の募集についてお答えをいたします。

まず1点目の募集要項のハードルが高いのではとのおただしではありますが、町では、募集する各分野における課題解決のため、必要な能力を備えた隊員を採用したいと考えております。また、募集の段階から採用目的や業務内容、活動目標を詳細に定めることで、着任後のミスマッチを防ぎ、任期中、活動を継続できることが重要であることから、来年度募集する3分野につきましては、現在のところ、募集内容を変更する考えはございません。

2点目の農業分野での募集ではありますが、山間部の担い手農家の支援や、ミネラル野菜生産者の支援、水田農業の維持などの活動に取り組む隊員について、今年度中に採用するべく、現在募集をしているところであります。

3点目の企業研修型の隊員の募集についてであります。地域おこし協力隊を単に企業

への派遣社員のような形で配置することは制度の趣旨になじまないものと認識しておりますが、地域の活性化を目的とした新規事業に取り組むケースであれば、企業との連携もあり得るものと考えております。

4点目の自由な活動に取り組む隊員の募集につきましては、隊員を集めやすいという一面はありますが、このような採用方法により、任期途中で隊員が目標を見失い、リタイアするケースが全国的に数多く発生しております。中にはそのような隊員の受入れに成功している地域もありますが、行政以外に隊員の活動を支援する中間支援組織のような仕組みがあり、本町においてもそういった体制づくりが今後必要であると考えております。

5点目の隊員の採用の方法であります。まず、1次審査として応募書類の審査を行い、合格した者は2次審査で副町長及び関係課長による面接を実施し、最終的には町長が任命判断を行うこととしております。

次に、隊員の指導及び活動報告等についてお答えをいたします。

まず1点目の隊員の業務に関する指導についてであります。基本的には配置先の課等において日々の業務の中で指導を行うほか、月1回の隊員との個別面談を行うこととしております。また、協力隊の全体ミーティングを毎月行い、活動の進捗等について報告を受けるとともに、町職員としての心得や、活動経費の使い方、町民としての役割などについても必要な指導を行っております。

2点目の地域住民との交流の場づくりについてであります。昨年度から、ふるさとまつりで協力隊のブースを設け、多くの町民の皆さんとの交流を図っているほか、隊員個々では、地区の行事や人足活動などに参加しております。町としましては、今後も隊員が主体的に交流の場を増やしていけるよう、支援してまいる考えであります。

次に、任期終了後の定住に向けた働きかけについての御質問であります。本町の隊員の定住率につきましては、令和3年度末現在で60%であり、全国平均の53%と比較いたしましても、高い数値であると認識しております。

さらなる定住率向上に向けては、採用の際に退任後の将来ビジョンについても審査しているほか、任期の最終年度には、就業準備のため、週の勤務日を1日減らす措置を講じております。また、起業に活用できる補助事業や創業支援事業の案内に加え、任期満了後の定住に向けて、副町長との面談を行うなど、様々なサポートを行っているところであります。

私といたしましては、地域おこし協力隊の活用については、今後の町の活性化において、積極的に取り組むべき施策であると考えております。このため、各分野において、町民から信頼される隊員の採用に努め、地域の活性化と移住定住の促進に向けて、鋭意取り組んでまいる考えであります。

その他の御質問につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 7番、小柴敬議員の地域おこし協力隊に関する御質問うち、隊員の活動特集番組の編集についてお答えいたします。

町ケーブルテレビの自主放送「さゆりチャンネル」は、ニュース番組や企画番組をより多くの町民の皆さんに視聴していただけるよう、時間帯や放送回数を設定し、ニュースは



再放送を含め1日9回、企画番組は1日5回放送し、放送時刻の定着化を図ってまいりました。

御質問の地域おこし協力隊の活動特集は、隊員の活動内容を町民の皆さんに御理解いただくとともに、周知を図る企画番組として制作、放送しており、基本的には30分枠の番組での放送となり、その内容や放送時間につきましては、毎日のニュース番組の中でお伝えし、町民の皆さんには都合のよい時間に見ていただけるように取り組んでいるところであります。

議員おただしの活動特集番組をニュースに続き連続で放映できないかについてですが、例えば夕方時間帯では、ニュース番組の放送時刻は、1回目が午後6時30分、その後1時間おきに午後7時30分以降午後10時30分まで繰り返しており、企画番組は午後5時、午後8時、午後10時に放送しております。町民の皆さんにはこのような放送時刻が定着していると思われるため、引き続き定刻に開始する現在の番組表の時刻で放送していきたいと考えております。

町といたしましては、今後もより多くの町民の皆さんに番組を視聴していただけるよう、特集番組などの企画番組については、内容や放送時間の周知により一層取り組んでまいりますので、御理解をお願いいたします。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 それでは、順を追って再質問に移らさせていただきたいと思えます。

まず、隊員の募集について非常に硬いというようなことで、私、質問させていただきましたが、同僚議員が一つ、ネットの中でニッポン移住・交流ナビJOINというページを探してくれました。この中で非常に隊員になるために窓口として非常に分かりやすい内容で掲載されてるんですね。これを読んで西会津町の採用のホームページに行くというような流れになっているようでありますが、これについて、町のホームページに差し替えて採用するというようなことは可能でしょうか。お伺いします。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えいたします。

議員が今、御紹介いただいた採用のホームページにつきましては、町が依頼している募集サイトのホームページでございます。そちらの入り口になる募集サイトのほうのホームページの表現を軟らかく、入りやすいような表現にいたしまして、そこから町のホームページにアクセスしていただくということで、御紹介にあった募集サイトのホームページの記事につきましても、町のほうで作成した内容でございます。町のホームページにつきましては、一定のガイドラインもございますので、あまりくだけた内容で載せるということではちょっとできないわけでございますけれども、できるだけホームページを見る方が取りやすい表現、こういったものについては工夫してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 理解できましたが、これ移住定住のホームページだけ見させていただきましたが、そのほかICT教育、ケーブルテレビ、そちらのほうでもこの掲載がなされているのでしょうか。それについてお伺いします。

- 議長 商工観光課長。
- 商工観光課長 お答えをいたします。  
今ほど申されました I C T、ケーブルテレビの部分ですか、の募集についても、同じく募集サイト、そして町のホームページ、両方に掲載をしてございます。
- 議長 7番、小柴敬君。
- 小柴敬 募集が11月の25日から始まっておりますけども、今現在での応募等はどのぐらいあるのか、もし分かれば、現時点での応募人員についてお尋ねをいたします。
- 議長 商工観光課長。
- 商工観光課長 お答えをいたします。  
今年度4月以降に応募のあった人数については3名でございます。
- 議長 7番、小柴敬君。
- 小柴敬 お伺いします。
- 議長 商工観光課長。
- 商工観光課長 3名の内訳ということでございますけれども、ケーブルテレビの部門で2名、農業の部門で1名の応募がありました。
- 議長 7番、小柴敬君。
- 小柴敬 農業の部門ということで、2点目の農業公社設立に関しての就農研修というような形の質問で、令和4年度に募集がかかっている際での募集があったということですが、採用に至らなかったとお伺いしておりますが、なぜだったのか、その内容についてお伺いいたします。
- 議長 農林振興課長。
- 農林振興課長 それでは、お答えをいたします。  
今年度、農業分野で地域おこし協力隊1名の募集をしまして、応募がありました。その方の書類審査をした中で、町が求める人材とは少しかけ離れていたということで採用を見送らせていただいたということでございます。
- 議長 7番、小柴敬君。
- 小柴敬 年齢的な関係とかスキルの関係とか、そういった条件に満たなかったということとありますか。
- 議長 答えられる範囲で教えてください。  
農林振興課長。
- 農林振興課長 それでは、お答えをいたします。  
採用の判定について、具体的な内容まではこの場では控えさせていただきたいと思えます。
- 議長 7番、小柴敬君。
- 小柴敬 農業分野に関しては、農業公社設立の関係もあって、今後も継続して令和5年度もこの内容が新規採用というか、募集が継続するのでしょうか。これについてお伺いします。
- 議長 農林振興課長。
- 農林振興課長 それでは、お答えいたします。

今年度募集いたしました農業分野の地域おこし協力隊ですが、議員申されました農業公社につきましては、まだ組織もしっかりと立ち上がっていないということで、農業公社での採用ということで考えておりません。町内の特に担い手不足が深刻な奥川と新郷地区を中心に活動していただける協力隊ということ想定して今回募集をしたところでございます。

なお、引き続き、今回採用に至りませんでした。引き続き募集のほうは継続をしたいということで考えてございます。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 募集の中で、(5)で農業法人の経営に係る基礎的な知識の習得ということの項目がありましたので、お尋ねをさせていただきました。継続して募集をしているということでもありますので、ぜひその継続お願いをいたします。

続きまして、町内企業の要望による企業研修型、これについてお聞きしたいんですが、我々経済常任委員会で岡山県の西栗倉村というところに研修に行っていました。その際、企業研修型の地域おこし協力隊ということで、村内事業者の研修を受けながら、二次創業は事業拡大及び事業研修のための後継者育成に取り組むと。任期終了後は受入事業者での継続した雇用を想定するということの採用でありました。西栗倉村では平成27年に5社受入れをして11人採用しています。昨年度、令和3年度であります。15社の要望があり、現在30名の隊員が活動しているということでもあります。

また、この内容的にしっかりと受入業者が事業を立ち上げるまでの計画性、これが確立されていることを前提に、研修や活動支援、これを町で採用と考え、地域おこし協力隊の募集としているということでもあります。我が町でも何かそういったことで、企業研修型ということで考えられる、企業等に働きかけをするというような項目は町としては考えありませんか。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えをいたします。

西栗倉村の事例につきましては、経済常任委員会の委員長報告でもございました件を踏まえまして、よく私のほうでも調べてみました。大変参考になるすばらしい事例かなというふうに認識してございます。

1回目の町長からの答弁の中で申し上げましたとおり、企業に隊員を配置する場合は、企業の既存の事業に配置するというのはなかなか制度上難しいということがございまして、その企業が新たに地域の活性化のために行うような事業、こういったものに隊員を配置するということは考えられるというふうに理解をしております。町といたしましても、そういった方向性で制度設計等ができるかどうか、御紹介でありました先進事例を参考にしながら、今後検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 前向きに検討するという言葉をお聞きしましたので、ぜひそのように対応よろしくをお願いいたします。

また、活動を特定分野に限定しないと、なかなか定住問題にいろいろな問題があるというような答弁がありましたけれども、この点、私の調べました群馬県南牧村ということで、

日本一過疎化が進む、高齢化が進む村というところで、自由な発想で定住に向けた生業づくりということで募集している村がございます。1年目には村の状況把握を目的に役場内や村内各施設でのローテーション業務、それから、定住するために必要なこと、やりたいことを考え、3年目につながる活動、自立に向けた実践的な活動、これまさに前回まで町が募集していました、芸術村の募集のときにやった、ワークインレジデンスのような形で、それが自由に募集かかっているというように感じられたんですけども、こんな形を、ちょっとやんわりとした募集、こんなことはできないものでしょうか。それとも、町では考えてないということなんでしょうか。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 議員から御紹介のありました群馬県南牧村の事例については、ちょっと私のほうで調査不足で把握をしてございませんけれども、以前同じように仕事づくりということでワークインレジデンスの事業で隊員を募集した経緯はございました。残念ながら、募集して配置した隊員のほとんどが町外に出てしまったというようなこともございまして、なかなかうまく軌道に乗らなかった状況でございました。あまりこの状況も軟らかくしてしまうと、目標が定まらないままに入ってきてしまう隊員も多いということもございまして、なかなかこの辺難しい問題だなというふうに評価をしてございます。

町、行政だけではなかなかこういう企業や経営というものについてのサポート難しいわけでございますので、他自治体にあるように、民間事業者の後ろ盾、あるいは商工業団体のサポート、そういったことも、こういった隊員の生業づくりについては本当に必要なかなというふうに認識しているところでございまして、そういった事業者、団体との連携を今後どのように取っていくか、これが課題であるというふうに認識をしてございます。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 よく理解できました。募集の中で1項目ちょっと、ほかのところで見つけたところなんですけど、募集の内容によって、御家族がいる方の応募も歓迎しますというような項目を、ある協力隊の募集要項もありました。町では家族がいる方の募集は、年齢が範囲内であれば、そういった家族がいても募集するのかなどうか、それについて1点お伺いをいたしたいと思います。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 議員がおっしゃったように、家族がいる方も歓迎というような募集の仕方はしておりませんが、家族がいるから駄目だとか、そういったことではなくて、単身の方でも家族持ちの方でも受け入れるような内容にはなっております。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 ぜひ家族の項目も1項目入れていただければ、ある程度応募の機会、家族がいてこうだけでも大丈夫かなというような方、それから、社会人で結婚して協力隊になりたいと思ってる方もいらっしゃると思いますので、窓口を広げる意味でも、御家族も募集可能という項目を1項目設けていただければありがたいと思います。それについてはいかがですか。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 今後の募集の中で十分に、呼び込み方の表現について、あるいはその項

目については検討させていただきたいと思っております。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 それでは、質問を変えたいと思います。

採用に関しては、副町長がしっかりとやっていただけるということなんで、その項目に基づいてしっかりと審査し、新しい隊員を採用していただきたいと思います。

現在、隊員の募集に関しての指導及び活動報告についてに変えます。

今現在、14名に対する指導ということでありましたけれども、配置先の各課どのような形で指導、個別の対応の仕方ですね、やっているのかについて、1点まずお伺いします。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えをいたします。

基本的に指導のやり方については、各課等の長の権限においてその判断はお任せをしているところでございます。商工観光課の部分について申し上げますと、まず、隊員から年度の業務の計画を提出させまして、それに基づきまして毎月の業務報告を提出させ、その内容によって隊員と直接、私が直接、あるいは担当者を通じて指導しているというような状況でございます。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 新しく新採用となった隊員について一つ、何ていうかな、お願いしたい部分があるんですが、新しく採用された隊員という方は、西会津は300平方キロ、非常に広い土地があります。この中で、各分野で採用された方々は、一番初めにはどこにどう行っているかわからない。役場指導型で地域コーディネーターの方もいらっしゃるというような中で、やはりどこかの課ですね、約3か月ぐらいは各地区、地域、あとは自治区、そういった方との橋渡しをしていただいて、ここになじみやすいような環境づくりをしてあげるということも一つあると思うんですが、それが、隊員の活動しやすい環境づくりということ考えると、一番やっぱり取っかかりが大事だと思いますが、それについて町はどのようにお考えでしょうか。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えをいたします。

今の議員が御提案されたような内容については、具体的には検討してございませんけれども、今後、新任隊員の研修の在り方については、その所属する課等との協議の中で、さらにその内容がよくなるように努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 今回の後期基本計画においても、移住サポーター制度という項目が移住・定住のほうにありました。その移住サポーター制度というようなことを設けるのであれば、その中にサポート、協力隊サポーターということで1項目設けていただいて、そのサポートするコーディネーターの方が地域を回っていただくという方法もあり得ると思いますので、ぜひそのようにお願いをしたいと思いますが、今後可能でしょうか。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えをいたします。

移住サポートの中身の検討の中では、そういったことも範囲に入れて考えていいのかな

というふうに現段階では感じております。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 ぜひとも協力隊員もよく分かるような形で町を紹介していただきたいと思いますので、ぜひ御努力をお願いします。

次に、ケーブルテレビの番組制作、それについてちょっとお伺いをいたしますが、私が考えているのは、今、私、毎日ニュース、6時半から30分間、DVDに取って、それでゆっくりと再放送を見るようにしております。その番組も見てるんですが、後ほど、一番最後に町長の日程だとか、そういったものありますので、それに関心もありますから、見てるんですが、その中で、現在のケーブルテレビのニュースソース、おおむね7分からせいぜい10分あるかないか、それが現状であります。

ですから、特集番組、協力隊の特集番組とか企画番組、そういったものを50分放映するんであれば、それを5日間に分けて、10分ずつそれをうまく編集して、翌日に興味が湧くような編集内容で編集していただければ、毎日毎日繰り返し協力隊に毎日5日間会うわけですから、そうすると顔も覚える、どんな仕事をしているかも覚える、そういった提案をしたいんですが、そういった提案は受け入れられますか。どうでしょうか。お伺いします。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 小柴議員の再質問にお答えいたします。

御提案ありました、まず、ニュースソースの問題はまた別な問題になりますが、逆にそれはこちら側、ケーブルネットとともに、ニュース番組の充実についてはさらに努力していかなきゃいけないなというふうに今思ったところでございます。基本的には1回のニュースで3つのニュースを取り上げるということでやっているわけでございますが、さらなる充実を図っていきたいと思います。

それから、本題のほうになりますが、地域おこし協力隊の部分でございます。あなたのまちの協力隊ということで、昨年、令和3年度から今年度、今時点までに13人の隊員の方を取り上げている番組を企画番組として放送させていただいております。これは、実はその企画番組一つ一つ見ますと、3人の隊員が出てきて20分程度かかる番組ですとか、または、1人の隊員をしっかりと放送して17分だったりとか、それぞれの隊員で長さだったり登場人物が違っているような番組を今までは流してきたところでございます。

一方で、小柴議員御提案のとおり、確かにそういう形でまとめて流すのではなくて、ニュース番組に引き続いてということになりますと、若干ダイジェスト版みたいな、ちょっと短い形での作り直しという、作って、ニュース番組に続いてという形になると思いますので、その辺につきましては、放送できるかどうか、番組の編成もございまして、ニュース番組のケーブルネットと一緒にちょっと相談をさせていただきたいと思います。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 興味を持った方が継続して番組を見ていただけるというような、逆に言うと、協力隊もそれによって自分が紹介されるんだ、自分をPRできるんだと、そういう意識づけにもなりますので、ぜひケーブルネットと御相談の上、町主導型で進めていただきたい、そう思いますが、ぜひよろしくをお願いします。これは要望として出しておきます。

最後になりますけれども、定住に向けた数値、これに関して、町長から報告がありまし

た60%と非常に高いということではありますけれども、なかなか町の中を見ても、協力隊がどの程度活動しているかというのが、やっぱり見える化が図られてないということでもあります。

群馬県、私が先ほど言いました群馬県の県内では、隊員終了後の起業家、起業された隊員と現在の協力隊の隊員との交流会、これを実施しているということでありまして、その内容が、地域おこし協力隊隊員終了後、体験地域に定住できるかというテーマであるそうでもあります。その中で、活動して、3年間活動して定着して起業した隊員がどんなことをやっぱり教えてるかということ、自分の生業づくりと、やっぱりお金だそうです。そこをしっかりとやっぱり指導というか、隊員に考えてもらって、残るための必要政策を指導していただきたいと思うんですが、福島県の中ではそういった成功体験事例を基での交流会等は実施されているのでしょうか。その点1点お伺いします。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えします。

県での交流会というなお話でしたけれども、私のほうで認識しているのは、把握している範囲で申し上げれば、県主催で県内の隊員の交流会というものを年に1回か2回程度は実施しているというふうに認識しております。近年でも西会津を会場に行ったという経過もございました。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 その交流会というのは現在の隊員同士の交流会ということでお伺いしてよろしいのでしょうか。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えをいたします。

基本的に対象者は現在活動している隊員でございますけれども、その中に地域で隊員を卒業して活躍されている方なんかもお呼びして意見交換をやったりと、そういった内容もございます。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 成功体験を聞くということも重要なことだと思います。

それで、それぞれの地域によって特色がかなり違います。条件も違います。ですから、そういったものを隊員在任中に参考となるような機会をぜひとも設けていただきたいと思っています。

また、一見ちょっと残る、地域に残っていただく意味としてでも、お互いの隊員同士のコミュニケーションですね。要するに、違った分野であるかもしれないけども、一つの共同で起業に結びつけるような方法、そういったものをやっぱり考えて、2人ないし3人が集まれば、その地区で何か起業側に結びつける方法、そういったものがあると思うんですが、そういった指導について、今後、町として考えていただきたいんですが、その方向づけに関しての答弁をお願いします。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えいたします。

今ほど議員が御提案された隊員同士が地域で共同で起業する方法というのは、可能性と

してはあろうかなというふうに思っております。ただ、先ほどの答弁で申し上げましたとおり、行政だけの指導やサポートだけではなかなかうまくいかないというのが現実でございますので、地域の事業者あるいは商工業団体等の後ろ盾があって初めて、この経営、起業に対してのスキルというものは身につけていくのかなというふうに理解してございますので、そこら辺の関係性、バックアップ体制、きっちりと今後、連携を深めてまいりたいなというふうに考えてございます。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 これまで協力隊の隊員の活動等についてお伺いをしてまいりましたけれども、私の提案した内容等も含めて、しっかりと協力隊がこの町で生き生きと残って生活できるというような環境づくりに町もこれから邁進していただきたいと思っております。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 6番、三留正義君。

○三留正義 皆さん、こんにちは。6番、三留正義です。

町長の提案理由の説明の中で、雪対策、そして除雪関係について説明がありました。その件について、除雪事業ということで質問の通告をしておりますので、質問をしていきます。

1番、令和4年度除雪事業計画の概要を伺います。なお、計画に拡大などの変更した部分があれば、理由も説明してください。

2番、道路並びに道路周囲の環境整備と除雪効果などにある程度の相互関係があると考えられるが、そのような環境整備の計画または方針について伺います。

3番、現在の野沢除雪センターをどのように評価しているのかを伺います。

○議長 建設水道課長、石川藤一郎君。

○建設水道課長 6番、三留正義議員の除雪事業についての御質問にお答えいたします。

初めに、本町は特別豪雪地帯に指定されており、雪対策は町民の皆さんの冬期間における日常生活や経済活動を行う上で最重要課題の一つであると認識しております。

御質問の1点目、除雪事業計画の概要につきましては、除雪実施路線や出動基準等の方針を定め、今シーズンは、県より受託した国県道5路線を含め、281路線171.2キロメートルを実施する計画であります。

今年度の変更点は、県から移管を受けて町道となった樟山中央線及び新たに整備した町道下松村中線、並びに、歩行者の安全確保のため、西林東から工業団地に続く西林3号線を合わせた3路線約0.8キロメートルを追加し、円滑な交通の確保等に努め、除雪事業計画のさらなる充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、道路並びに道路周囲の環境整備と除雪効果などについての御質問にお答えいたします。

町では、除雪作業の開始前に除雪車の支障となる樹木の枝打ち等を行うほか、道路の段差等を修繕するなど、円滑で安全に除雪作業が実施できるよう、道路及び道路周辺の環境整備に努めております。

次に、野沢除雪センターの評価についての御質問にお答えいたします。

野沢除雪センターは、除雪車の保管や点検整備とオペレーターの待機場所など、除雪事



業の中心となる重要な拠点施設であると認識しております。しかしながら、野沢除雪センターは建設から47年が経過し、老朽化が著しい状況にあります。また、建設当時と比較し、除雪機械の台数やオペレーターが増強され、車庫や待機場所が手狭になっております。これらの状況を踏まえ、現在、町では、将来的に持続可能な除雪事業を見据えた野沢除雪センターの基本計画策定業務を発注し、拠点施設のあるべき姿について検討作業を進めているところであります。

町といたしましては、町除雪事業計画に基づき、町民の皆さんの冬期間における安全・安心な道路交通と快適な生活を確保するため、万全な体制で除雪事業に取り組んでまいりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長 6番、三留正義君。

○三留正義 除雪計画については171キロで、追加されたものが3路線ということでした。おおむね総体の計画というのは今まで例年と同じようなものなのかなと、その計画書のほうですね、見ていくと、出動基準だとか、そういったものも前年と、過去のものと同じ基準の記載になっているのかと思うんですが、それで間違いはないか、よろしく願います。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 お答えをいたします。

除雪事業計画の主な出動基準ですとか、除雪の実施目標と、あとは実施方法などについては、変更というのはございません。これまでの経験を生かしまして、過去にかなり精査してレベルを上げてきたというような部分がありますので、それらを今はずっと引き継いでいるという状況でございます。

○議長 6番、三留正義君。

○三留正義 確かに降って時間が経過すれば積もってくる、記載の仕方を見てても、原則として通勤通学時に路上の積雪深が15センチを超えると見込まれるという時間的なマージンを見ているのかなと。そういったことが記載の中で見てとれる部分がある、経験値と今、課長が言った、そういったことなのかなと、そういったことで私も受け取りました。

あと、私のちょっと好きな機械があって、グレーダーについての効用、去年も聞いたかと思うんですが、現在までの効果だとか、そういった運用の中で特筆する、もしくは、こういった作業に特化しているというようなことが評価があるのであれば、御説明いただきたいと思っております。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 グレーダーについての御質問にお答えいたします。

グレーダーにつきましては、中心となる路線が幹線道路でございまして、例えば野沢柴崎線、それから上小島芝草線、芝草西林線、そういった幹線道路をいち早くスピーディーに開けて、通勤通学に支障のないように努めるということで、効果を発揮しているものと考えております。

○議長 6番、三留正義君。

○三留正義 発揮しているものと考えますというような、何かはつきりしなかったんですけど、効果があるというですね、時間的な処理能力があると、効果がある機械を買って使

って効果があるということであればよかったのかなと、改めて今、感嘆しています。

隊員は24名という記載になっていますけれど、その中で、除雪委託職員ということで、個人との委託の關係のみなのかな。改めてそのところ不思議に思ったので、個人と町の委託、作業委託っていうかな、その關係でしかないということなのか、ちょっと御説明いただきたいと思います。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 お答えいたします。

3まして、契約形態は、業務委託をそれぞれ結んでいるということでございます。

○議長 6番、三留正義君。

○三留正義 計画全体については分かりました。

あと、除雪作業のほかに間接的な部分、ある種間接的な効用といいますか、枝打ちの話が説明されましたけれども、除雪作業の開始前という説明であったようですけれど、タイミング的には除雪開始前という表現は大体いつ頃を指しているのか、説明願います。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 お答えいたします。

先ほどの24名の契約は、12月1日から3月いっぱい契約を締結してございます。それで、契約と同時に、まだ降雪前、今日まででも2週間ほどありましたけれども、この間に道路状況をよく見るなり、必要な伐木といいますか、枝打ちなんかも併せてその期間にやるという流れでございます。

○議長 6番、三留正義君。

○三留正義 そうすると、委託された方の作業が開始と同時に、こういった周辺環境の作業をやるんだということですね。

それで、枝打ちというふうに書かれてありますけれども、木々はいろいろ所有者だとか、そういったものが絡んできて、なかなか進捗が思うようにいかないとか、そういったこともあるのかなと想定していたんですが、現実的なところはどうか、御説明いただきたいと思います。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 枝打ちの現実的なところと。議員も御承知と思いますが、基本的には道路敷地外であれば、個人の資産といいますか、なりますので、原則で言いますと、やっぱりその所有者が必要な部分はやっていただくというようなことはあります。ただ、現実的には、なかなかその場所によったり、やっぱり高齢であったりとか、あと、自治区からの要望ですとか、様々なやっぱり条件が絡みますので、その中で適切な方策を選んで対応しているというのが実態でございます。

○議長 6番、三留正義君。

○三留正義 適法に処理されているという解釈をしておきます。道路上、基本は道路敷地上に絡んでいけば、ある程度問題はないんでしょうけれども、今、確かにいろんな複合したものもある場合があるということだと思います。

そこで、あと、うちの町の路線で凍結抑制剤を常時使用する箇所っていうのが何か所くらいあるのか、もしあれば御説明ください。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 凍結抑制剤をまく箇所、今ちょっとひもといてましたけれども、やっぱり急な坂道ですとか、そういったところのある町道を中心に、今ちょっとひもといてますが、七、八か所ございまして、例えば野沢安座線ですとか、あとは小杉山線ですとか、やっぱり登坂の急なようなところを中心に、直営の、直営といいますか、町のほうで適切な道路パトロールの中で適切な時間に散布しているという状況でございます。

○議長 6番、三留正義君。

○三留正義 そうすると、所有機械の中には薬剤散布車というのがないので、手動で散布してると解釈してよろしいのかな。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 抑制剤の散布方法でございますけども、数年前に町のほうで軽トラックに載せる散布機を購入いたしまして、軽トラックに載せまして、そういった適切に散布をしているということでございます。

○議長 6番、三留正義君。

○三留正義 機械散布、機械があるんだということは知りませんでした。なるほどね。分かりました。

それでは、除雪全体のほうはいいんですが、最後に、一番最後の3番目の野沢除雪センターについて少しお話ししたいと思います。

建設から47年が経過し、老朽化が著しい。町のほうでも認識は当然、外観といい、年数といい、お持ちだと思います。その中で、前にお話しした改修しなくちゃいけないそうで、改修しなくちゃいけない部分を改装した部分があったんじゃないかなとちょっと、はっきりしないんですが、直したりなんかしたところがあるんだと、そういったものがあるかないか、御説明いただきたい。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 現状の施設、除雪センターの改修した箇所ということでございます。主なものを申し上げますけれども、まず、屋根の改修、さびですとか傷みの改修はやってございます。あと、やりましたのは、除雪機械の入ってるシャッターですとか、その部分。あと、最近ですと、トイレの改修、あとは、コロナ禍になりまして、何ていうんですか、透明な間仕切りといいますか、そういったもので、何ていうんですか、オペレーターが常に一緒にいないような環境づくりというか、そういった設備を、近年ですと、やっている。あと、あとはそれぞれ個々に必要最低限の修繕はするように努めております。

○議長 6番、三留正義君。

○三留正義 改修、修繕はしているということですが、やはり経年している。47年たって、私もちょっと中に入ったことが2回ぐらいあるんですけど、労働環境衛生の中でどうかという、もうちょっとできるだけハイスペックな居住環境を与えられたらなおいいのかなという部分を、私自身が中に入ったときにそういうふうな印象を持ったんですが、先ほどの同僚議員の公民館の話と同じで、いきなり施設を要求するとか、どうだっていうことは当然、この場でいきなりという話にもなりませんけれども、ただ、町側で検討している野沢除雪センター基本計画策定業務を発注しているということでありまして、除雪セン

ターそのものの今の位置なのかな、発注しているものの内容の概要について御説明いただきたいと思います。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 お答えいたします。

現在策定中の野沢除雪センターに係る基本計画の内容でございますけども、主なものを申し上げますが、まず、現在の位置的な部分、それから、その建物のやっぱり規模ですね、土地の広さですとか、建物のサイズ感、あとは機能性、あとは概算事業費、財源等々になるのかなということで、事前にこれは打合せしながら進めているということでございます。ただ、いずれにいたしましても、議員も申されたとおり、やっぱり町全体の財政の状況の推移等を踏まえながら、慎重に進めていきたいなと思っております。

○議長 6番、三留正義君。

○三留正義 この計画そのものを立てていこう、より今の現状を分析しながら、野沢、今の野沢の除雪センターが全体的にどうなのかという細かいところを評価しながら計画に向かっているんでしょうけれども、その中でも結局、1年が過ぎ、2年が過ぎっていう時間ですよ。そうしていくと、私もぐっとすぐに、いつの間にか57ぐらいになりましたけれども、やっぱりオペレーターの方だって1年過ぎると、また1年、1年、1年とプラスされていきます。ですから、できるだけ環境衛生的に見た目も、できるだけ小まめな改修、より、何ていうのかな、清潔感、健康的に見えるような改修、そういったことは、計画策定云々よりも、現実的にどうだという部分で、今後やはり担当課で評価しながら、できる部分は改修、積極的にやっていくような考えは持っているのか、持っていないのか、お伺いします。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 お答えいたします。

今後新しく除雪のまさにかなめとなる施設を計画するということでもありますので、内容については十分にやはり関係者、オペレーターの皆さんですとか、専門家の、時には意見なんかもお聞きすることがあろうかと思っておりますけども、そういった中で、やはり現代にマッチしたもの、それで、合理的な、何ていうか、効率的な、そういった部分もよく加味しながら、最良のものを検討していきたいなとは考えております。

○議長 6番、三留正義君。

○三留正義 ちょっと伺ったところと違ってたようなんですが、総合計画の中にも、グラフの中に書いてあったかと思うんですが、満足度と重要度、満足度は除雪に対して29.何とかでしたかね。重要度、重要に考えてるか、重要度が71.8だか、71%を超えていたかと思うんですけど、評価そのものが低いというのか、雪が多いというのか、ちょっと私もこれ見て何とも言えなかったんですが、それだけやはりうちの町は除雪、やっぱり機械除雪なんかは物すごい期待されている。路線も少しずつ増えていっているという現実もあり、オペレーターに好まれるというのかな、私も町の除雪やってみたいなという、やっぱりそういった施設、外観からもそうなんですけれど、機械の倉庫もそうですよね。今、グレーダーあるところ、この間見てきたら、うん、という。外にちょっと一部出てるのかな、というような環境の中で置いてあるというような、どんどん機械が増えて手狭になってる。

先ほどの説明があったように、もうぎっしり状態になっているような感じですよ。ですから、発進するときもすれすれのところを発進して出てくるように見受けられます。安全に運用してもらえばそれでいいんですけども、ただ、将来的にやっぱりオペレーターの方、徐々に若い方がやっぱり町の除雪やってみたいなという、やっぱりそういった部分、きちんとすべきところはやっぱり、衛生的だとか健康的だとかね、そういったことを意識しつつ、新しい施設今すぐという話じゃなくて、先ほど言ったのは、頻繁に手当て、今の施設を頻繁に改修なり手当てをやる、だから、できるだけきれいな状態を目指して、あのままでもいいから、今使える分だけ使うということでしょうからね。ですから、やはり頻繁にできるだけ近代的な改修を小まめにやっていただきたい。そういった考えはあるのかなということを知りたいんですが。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 お答えいたします。

議員おっしゃるとおりで、我々も同じ考えでございます。やはり新しい施設ができるまでの間は、今の施設をできる限り良好な環境整備をしていくという考えは一緒でございます。

○議長 6番、三留正義君。

○三留正義 考えが同じだということで了解しました。

先ほど同僚議員が別のことで、施設の整備の話の中で財政の中の話出ました。出ましたが、やはりその中でも、駄目なのを分かっている、やはりいつも意識は高く持って、よりできるだけ財政、今のね、決して悪いわけではないので、何とかできる算段、それをやはり管理の皆さんには目を皿のようにして、いつも注意を払っていただきたいと思います。よしんばこのぐらいの規模のものはできると。そういったやっぱり計画、内部でも細かい検討をする計画、長期に向かうもの、公民館なんか事前というか、内部では進めているというような話もありましたけれども、やはり抜け目なく、もう今の状態、今の西会津の財政だと、やはりそういったことをいつも緊張していただかないとなかなか難しい。中規模、小規模のものについてもなかなか取り組むのが難しいのかなと。お願いになってしまいますけれども、より注意を払って、今後も財政確保、財源確保、そういったものにも努めていただきたいと思います。

私の一般質問はこれで終わります。以上です。

○議長 暫時休議します。(14時17分)

○議長 再開します。(14時45分)

9番、多賀剛君。

○多賀剛 皆さん、こんにちは。9番、多賀剛でございます。今定例会に空き家対策について3件の通告をしておりますので、通告に従いまして順次質問をさせていただきます。

まず初めに、空き家の適正管理についてお伺いをいたします。

人口減少が急激に進む中、本町の中心市街地においても空き家が目立つようになってまいりました。また、空き家に対しての適正管理の在り方、情報等の適切な提供が浸透してきたのか、最近では空き家を解体する件数も増えているようにも感じるところであります。

町では一昨年より、西会津町空家等対策協議会、西会津町空家等対策推進本部会議を設

置し、空家等の対応に係る相談・実施体制を取っているところであります。これらの取組によるこれまでの成果と課題についてお伺いをいたします。

1つ目に、空家等の適正管理にこれまで取り組んできた成果と今後の課題は何か、お伺いをいたします。

2つ目に、空き家解体に係る補助金はどれだけ活用されたのか。また、今後の課題は何かをお伺いをいたします。

2件目の質問といたしまして、空き家の利活用についてお尋ねをいたします。

年々増加する空き家について、利活用できるものについてはもっと積極的な対応・対策が必要であると考えます。空き家の利活用については、移住定住施策とともに、空き家バンクやお試し住宅、各種改修補助金、首都圏でのPR事業等々を行っているところであります。これまでの取組の成果と今後の課題について何点かお伺いをいたします。

1つ目に、空き家バンク事業の成果があまり見えません。バンクへの登録者数が増えないのはなぜか。今後どのような対策が考えられるか、お伺いをいたします。

2つ目に、移住定住促進に向けて、若者向け定住住宅の次の施策として、子育て世帯用の住宅整備が必要と考えます。空家等を利用した世帯用向けの賃貸住宅整備についての御見解をお伺いをいたします。

3つ目に、空家等を使った起業支援と、将来空き家となり得る後継者がいない商店、飲食店等は、今何らかの手だてをしておかないと、近い将来、廃業となり、その後、廃業、事業停止となって、その後は空き家になってしまうおそれが十分にあります。継業支援についても、もっと積極的な対策が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

最後の質問ですが、空き家を解体して更地となった、その利活用についてお尋ねをいたします。

空き家の適正管理において、今後使用しないと行ったものについては、解体し、更地にする、これはこれで仕方がないし、ある意味よいことなのかもしれませんが、歯抜けのように更地が目立つようになれば、景観上も決していいものではありません。土地は個人の財産であり、個人の管理下にあるのは十分承知しておりますが、跡地利用のめどがつくまでの間でも何らかの利活用ができないものか、検討の余地はないのか、お伺いをいたします。

以上の3件を私の一般質問といたします。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 9番、多賀剛議員の空き家の利活用についての御質問にお答えをいたします。

初めに、空き家バンクについてであります。空き家バンクに登録するためには、所有権の相続登記に加え、土地の境界確定や測量登記が必要であり、それらの手続が所有者の負担になっております。また、仏壇の管理が必要などの理由から、売却や賃貸に積極的でないケースや、建物が著しく老朽化していることなどが空き家バンクへの登録を躊躇する要因となっております。

その対策といたしましては、空き家の所有者に対し、空き家バンクのチラシを郵送しているほか、空き家整備費補助事業において、登記や清掃に係る経費の助成を行っており、空き家バンクへの登録を支援しているところであります。

また、今後といたしましては、空き家バンク以外で、民間の不動産事業者が管理する町内の空き家について、町のホームページ等で公開する方法も考えられるところでもあります。

次に、空家等を使った世帯用向けの賃貸住宅整備の御質問でございますが、このことにつきましては、本年6月から副町長及び関係課長による移住定住の事業連携推進会議を延べ6回開催しており、その中で、来年度の実施に向け、整備する物件の選定や、事業の財源、運用の仕組み等について検討させているところでもあります。

次に、継業支援対策についてでございますが、空き家や空き店舗を活用した創業や継業等につきましては、町の創業支援事業の中で、創業塾の開催や、空き店舗空き家等利活用事業補助金による支援などを行っているところでもあります。

また、事業承継につきましては、今年度より、町商工会をはじめ、金融機関や専門機関と連携した取組を進めており、本年8月には、町内の事業者に対して事業承継に関する意向調査を実施したところでもあります。さらに、今月9日には、中小企業アドバイザーや岩手県で地場産業の承継を手がけている方を講師に招き、町内の事業者に対する勉強会を開催いたしました。今後につきましても、町商工会などの関係機関と連携し、事業承継の相談・支援体制の強化に取り組んでまいりたいと考えております。

私といたしましては、町内の空き家や空き店舗が増え続ける状況は、喫緊の課題であると認識しております。このため、空家等の利活用や事業承継につきましては、商工業の活性化はもとより、移住定住の推進を図る上でも、重点的に取り組んでまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、担当課長より答弁いたします。

○議長 町民税務課長、渡部峰明君。

○町民税務課長 9番、多賀剛議員の御質問のうち、空き家の適正管理についての御質問にお答えいたします。

初めに、これまでの取組成果と今後の課題についてでございますが、町では、令和2年12月に空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく西会津町空家等対策協議会の設置及び西会津町空家等対策計画を策定し、計画に基づき空家等対策を進めてきたところでもあります。

これまでの取組の成果につきましては、令和3年度から空家等の相談窓口を町民税務課内に設置したほか、空き家解消のための利活用及び解体に係る補助事業の見直し、固定資産税の納税通知書に空家等の利活用及び解体に関するチラシを同封するなど、空家等対策に係る啓蒙活動を行ってまいりました。その結果、空き家に関する相談は、令和3年度で20件、令和4年度の11月末時点で11件あり、個別に対応してきたところでもあります。

また、保安上危険な家屋や衛生上有害な家屋などの特定空家に対しては、指導11件、勧告7件を行ってきたところであり、そのうち7件が解体されたところでもあります。しかし、残りの11件が解体されないまま放置されており、個人の財産は個人が責任を持って管理しなければならないことへの意識改革を強化していかなければならないと考えております。

そのほかにも、相続放棄された空き家も増加傾向にあります。相続放棄したとしても、次の相続人が見つかるまで自己の財産と同一の管理義務があるといった意識改革が必要と考えております。

次に、解体に係る補助金の活用と課題についてであります。解体の補助事業の活用状況につきましては、令和3年度は3件で300万円の実績であり、令和4年度は5件で500万円の実績見込みであります。しかし、解体の補助事業が該当する家屋であっても解体が進まない現状や、適正に管理されていない空家等も増加傾向にあることから、制度の周知と意識改革の強化が必要であると考えております。また、空き家となる前の早い段階から活用等について検討していただくなどの醸成も必要であると考えております。

今後は、令和7年度からの空家等対策計画の策定作業に向け、今年度中に空家等の所有者等へアンケート調査を実施し、意向や要望等の把握に努め、次期計画へ反映させたいと考えておりますので、御理解願います。

○議長 商工観光課長、岩渕東吾君。

○商工観光課長 9番、多賀剛議員の更地の利活用についての御質問にお答えいたします。

町内では、空家等を解体した後の空き地につきましても年々増加しており、町といたしましては、空き家と同様に、今後大きな課題となっていくものと認識しております。

全国では、空き家バンクと併せて空き地バンクのような取組を行っている自治体もあることから、町といたしましては、それらの事例等につきましても調査研究を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 町長からも御答弁いただきましたが、通告の順番どおりに再質問をさせていただきます。

まず、空き家の適正管理について再質問させていただきますが、今の御答弁だと、令和3年度は解体の補助金実績が3件で、令和4年度は5件があったということであり。以前も私もこの件に関して質問した際に、以前は解体補助金が町の制度としてあったけれども、この新しい制度になる前は全く利用実績がなかったということで、それ何でだっていったらば、やっぱり使い勝手が悪くて、特に特定空家の認定がされないとまず補助金の規定にはまらないというのが、私、最大のネックだなという思いでございましたが、当然、この令和3年度3件と令和4年度5件、補助金が出されているということは、当然、特定空家の認定をされて補助金の支出になったということで間違いありません。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 補助金の該当するに当たりましては、指導以上、特定空家に該当するというのが条件でございます。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 それで、いわゆる特定空家、これに認定されるのが一つの大きなハードルだなという思いでございましたけれども、令和2年12月に特定空家の対策本部等ができて、このいわゆる特定空家に認定されるケースというのは以前より増えましたか。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 特定空家に、若干でありますけれども、増えている傾向でございます。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 まあ一つの対策協議会の効果が出てきているのかなという思いがします。

あと、いわゆる正規の補助金を使わなくても、町内では空き家の解体が、私個人的に



感じてる部分なのかもしれませんが、相当解体が進んでるという思いがしております。その中でも、それぞれ私が思っている家は、特定空家にならないけども解体されたという家が結構あるんですが、なぜ解体が最近が増えてるのか、どういう認識されてますでしょうか。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 まず、西会津町内の、町内における自力での解体ということで、補助を活用しないで解体した件数というのは、住宅、附属家その他含めまして、今年度11月までで31棟ございます。町うちにしましても住宅3棟、野沢町うちですが、住宅3棟、附属家3棟ということで、6棟が町うちでも解体されているというような現状でございます。補助金を活用しないで解体するというのは、本来所有者が責任を持って自己の財産を管理するというような観点で解体されているというように町としては認識してございます。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 いわゆる空家の適正管理に関するこれまでの取組、啓蒙活動が浸透してきたのかなど。そういうことであれば、胸を張っていいと思いますよ。これだけ、空き家を解体するのが全ていいとは私は思いませんけども、実質的にも解体が進んでいるということは、これまでの取組の成果が出てきているという、私はそう認識しているし、それは胸を張って言っていいところだと思います。

それともう一つ、以前、私この件に関してお尋ねしたときに、特定空家の補助金に関してですね、補助金を使うのに、特定空家にならないと使えないということが一つのハードルだと。近隣自治体においては、いわゆる町、自治体独自の基準をつくって解体補助金を出しているケースがあるのではという話したら、それも検討の余地はあるというような御答弁を以前いただいたと思うんですが、そういう検討は進んでおりますでしょうか。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 お答えをいたします。

自治体独自の補助によってやってるところは、調べた結果ですと、数町村、本当にごくわずかで、やはり国の補助金とか、特定空家でないと該当しない、それは空家等の特別措置法に基づいてやっているというところがほとんどでございます。市町村の中でも独自といいますと、本当に数十万程度、20万とか、場合によっては10万というところもございました。そういう単独の補助ということも分かっておりますが、ただ、本来であれば、町としましては、自己の財産は自己が適正に管理するというのが大原則ということもございますので、極力そういう方向で進めたいということで考えてございます。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 大原則は確かにそのとおりなんだろうけども、いわゆる、最近は自分の努力で、自分で解体しているところが増えてるという、いい傾向でありますけども、なかなか資金のめどが立たなくて、解体したいけどもできないというのが、私聞く範囲では結構多いんです。それで、今言ったように、ただ、その物件は危険家屋にもまだなってない。ただ、これから先、そうなり得る状況も想定されるという家があるんですが、今、2、30万から10万程度の補助を出している自治体があるというような話ですが、結構な、もう少し大きな金額出してる場所も、件数は少ないにしてもね、年間10棟ぐらいかもしれません

が、結構大きな補助金を出して、いわゆる危険家屋になる前の段階で解体を進めているという自治体も、私の調べたところではあります。

そういう意味で、いわゆる、このいわゆる町でやっている空家等対策検討会議の中でも、そういう補助金をはまらなくても、いわゆる解体にかかる費用のいわゆる金利を優遇する、金融機関と連携して金利を優遇する等々の検討をしなきゃいけないというようなことがありましたので、そういういわゆる危険家屋になる前の時点で解体を進めたいと。資金的になかなか厳しいというところの検討の段階、どんな感じで進んでるのかなというお尋ねでありますけども、それはいかがでしょうか。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 やはり危険家屋、特定空家になる前に結構御相談も受けてございます。中には、補助事業を活用したいんだけど、相談を受けて実際に現地を確認したところ、まだそこまでいってないので、補助対象にはなりませんということでお断りしたケースもございます。議員おただしのように、近い将来はそうなってしまうというような空き家もございます。こちらとしては、補助事業、要綱に沿ってある程度進めさせていただいております。もう一つの方法としましては、資金の借入れというのもございます。特に空き家に対しての資金提供ということでは、特別の資金ございませんので、そこで、今、御質問されましたように、利子補給なんかも考えられるということでございますが、まずその辺については、そこまで今、検討はしてないような状況でございます。

なかなか、本当にもう少しで特定空家になりそうな家屋もございまして、相談を受けたとしても、かなり今後課題となってくるのは、大きな家の解体で、事業費が300万、400万かかるようなお話も伺っております。ですから、今からでもそれを、本来であれば特定空家になる前に活用の方で検討していただきたいなということで、そちらのほうにも今、力を入れてやっているとございまして、相談があった場合は、こちらとしてもできる限りのことは対応していきたいなということで考えてございます。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 解体ばかりでない活用方法、当然、考えていかなきゃいけない。ただ、町が考えている将来人口ビジョンなんかを、あのおりにいくかどうかは別にしましても、必ず人口は残念ながら減少してしまう、当然、空き家も増えてくるというような状況で、やっぱりこの辺は、空き家だらけになってしまっただけは、なかなか一遍に費用の負担も大変ですから、そうなる前にやっぱり何らかの手だてを少しずつ打っていくことは、当然、利活用等含めてですけども、必要だと思います。

でありますから、今回、対策本部、協議会等々つくることによって、国・県の資金を使えるようになったということでありますから、私が考えるには、あんまり特定空家、条件がそれであればしようがありませんけども、なるべくなら特定空家の少し幅広い感覚で見てもらって、今、解体できる、したいという人はまだ余力があるわけですから、全く対処できなくなる前に少しそういう手だてをするには、特定空家の認定数を増やしていくことが必要なのかなという。増やしていくというと語弊ありますけども、そういうことも考えながら、補助金を有効に使っていただくようなことも今後検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 お答えをいたします。

人口減少とともに空き家も増加してくるというのは、そういうのを想像されていくと、そうなるだろうということは十分認識しているところでございます。当然、人口が少なくなれば、住んでいる家も空いてくるということでございまして、今、議員から御質問のありました件につきましては、現在、ニーズ調査行っておりまして、そこでどのような空き家の持ち主が要望なり御意見なり頂くかによって、それを基に、今後来るべき時代に備えて検討していきたいと考えてございます。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 ぜひ適正管理については今以上に、今までも成果は出しておりますからね、今後も続けて成果の出るような施策を取っていただきたいと思います。

適正管理は分かりましたので、町長から御答弁いただきましたけども、空き家の利活用について質問を変えさせていただきます。

町長から御答弁いただきました。私も、空き家バンク制度というのができて何年かたちますけども、なかなかこの成果が見えてこないと私は感じてるんです。町長の御答弁でも、なかなか登録するときのハードルが高くてやっかいな部分が多いということではありますが、このままではなかなか制度はあってもうまく機能しないなという思いがありますが、これどうしたら、いわゆる空き家バンクの制度ですね、うまく活用できるようになるとお思いでしょうか。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 空き家バンクの活用についてお答えをいたします。

答弁でも申し上げましたとおり、空き家バンクの登録については、いろいろなルールがございまして、これは契約している企業者、事業者とのルールの取決めでございまして、ルール自体をなかなか見直すのは、現在のところは難しいかなと思っております。ただ、そのルールに当てはまるように、補助制度でありますとか、その支援について見直していくということは可能だと思っておりますので、そういった、空き家を登録したいけれども、なかなか費用がかかるですとか、手間がかかると。そういった方々への支援制度、これについては毎年見直しを行っております。来年度に向けてもまた見直しを続けてまいりたいなということで、今取り組んでいるところでございます。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 毎年見直しをしながら使いやすいものにしていくというのは、これは大変いいことですし、今後も続けて行ってほしいんですが、私が思うに、やっぱりなかなか、私も実際登録したことがないんですが、内容を見てみると、登録しようかと思ったけども、やっかいで途中でやめてしまったりというケースが結構あるようなお話でございまして。となると、やっぱりいわゆる相談体制とか、よく伴走型支援とかって言い方しますけども、何かもう少し寄り添った体制というかね、そういうことも必要なのではないかと思いますけども、いかがでしょうか。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えをいたします。

空き家バンクの登録に対しての寄り添った体制ということでございますけれども、町では移住定住を含めた、そういった空き家の活用についても体制の見直しを行いまして、現在、町に移住・定住総合支援センター設置して、専任の職員を配置しておるところでございます。

これらについては、これまでの全庁的な議論の中でも、もっと機能を強化していかなくてはならないのではないかとというような議論がされておりました、この体制の見直しについては、来年度に向けて、現在検討を重ねておるところでございます、より移住される方、空き家をお持ちで活用にお悩んでおられる方、空き家を取得したい方、それらについて寄り添った支援ができるように、十分その体制整備について今後検討を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 今後の体制整備の中でやっていただければいいことですが、もう一つは、空き家に関して、私も経験上感じるところでありますけれども、なかなか行政、役場に聞いてもなかなか、空き家探してる人がね、空き家なんていうとなかなかないなって。周り見てもないなって。不動産業者に聞いてもなかなか適当なやつないなという中でね、意外と身近な町内の人、いわゆる地域の人を知っていたり、逆にその人の、地域の人の紹介だったりすれば、意外と賃貸でも売買でもうまくいったりするケースがある。なかなか行政まで届かない声というのは、地域の人でも意外と知ってるような気がします。そういう声をやっぱり集めることというのは必要だと思います。空き家バンクに登録がないけれども、たまたま近くで話したらば、あそこがいい空き家あるよ、ちょっと行ってみようかなんていう話で、とんとん拍子にまとまるケースも中にはありますんで、やっぱり地域の力を活用することも、これから検討する段階でね、ぜひ採用してほしいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 空き家バンク以外でそういった情報を集めて、いわゆるマッチングなどの考えはないかというような御趣旨かと思っておりますけれども、今、町の移住・定住総合支援センターのほうでは、空き家バンクの紹介はもちろんのこと、町内で空き家、提供できそうな物件の掘り起こし作業というのも、自治区長さんに聞き取りをしたりとか、あるいは、町内の不動産事業者にも、空き家バンクには登録できないけれども持っている物件、こういったのも確認しながら、その紹介に努めているところでございまして、現在、空き家バンク以外には6件ほどそういった物件について情報を持っております。所有者の方と直接お話し合いをいただきまして、まとめれば、間に不動産取引事業者に入っていただくとか、そういったことの手続きを進めておまして、実際に空き家バンクに登録してなくて制約に至ったケースというのもございますが、そういった取組も併せてやっているということでございます。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 空き家バンクもいい制度でありますしね、できればそういう地域の持っている情報をそういうワンストップで見られるようなサービスが、空き家バンク見たらば、そこには載ってないけれども、こういう情報もありますよというような、いわゆる情報提供できるようなシステムができればなおいいのかなという思いがあります。

この辺もね、やっぱり今、デジタル戦略だとかDXだとかAIだとかっていう、いろんな新しいツールを使いながらも、やっぱり最終的にはマンパワーの世界なのかなと。地域の情報を集めるというのは。そういうところにぜひ力を注いでいただきたいし、意外と行政が持つてる情報よりも地域の方が持つてる情報のほうが正確だったり有効だったりするケースがありますんでね。

だから、一つデータばかりじゃなくて、行政でぜひ登録してください、あるいは、マッチングさせてみたいんですがという話をしても、なかなかうまくいかないけども、別な地域の方が仲介に入ったりするとうまくいったりするケースもまれに聞き及んでおりますので、そういう意味でも、人材も含めて活用することが必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えいたします。

議員のおただしについては、その思いについては共感できる場所は多々あるわけですが、やはり建物、不動産の取引の仲介というのは一定の資格を有した者がやるということになってございますので、行政のサービスとしてはその辺のルールはしっかり守りながら、ただ、情報を頂くという部分につきましては、自治区長さんや、そういった地域の識見のある方々から情報を頂戴しながら、より多い情報を提供できるような、そういった取組については引き続き継続して取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 分かりました。ぜひそんな形で、空き家は適正管理も利活用も含めてね、やっぱり先手先手で手を打っていくことが、やっぱり将来に向けていい結果を生むものと私は思っておりますので、今後も続けていただきたいと思います。

空き家の適正管理について、いわゆる起業する上での支援だとか、継業についてもお尋ねしたいところでありますけども、次の先輩議員の通告にもありますのでちょっと遠慮しときまして、更地というかね、空き家を解体した後のいわゆる空き地の利活用についてでございますけども、先ほどの御答弁で、私、質問したとおり、あくまでも個人の財産で、個人の管理下にあるものだから、行政としてはとやかくということで、私、十分承知して言っているんですが、ただ、中には、あんまり町内に空き地が目立つようになってしまうと景観上もよくない。御答弁でもありましたけども。

だから、例えば次の利活用が決まるまで、例えば何か建物建つなら別にしようがありませんけども、それまでの間ですね。これからの時期であれば、雪押し場にちょっと使わせてもらおうとかね、あるいは、中心地であれば、ただだらっと空いてるのよりは、例えば花壇とか何かに使ってもらって、ベンチの一つも置いて、町民の憩いの場として使ってもらおうとか、あるいは、イベント時のイベント広場で使わせてもらおうとか、そういうアプローチは行政としても、まあ期限つきになりましようけども、空いてる間はぜひそんな形で有効活用してもらいたいし、していかなきゃいけないんじゃないかなという思いがありますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長　　お答えをいたします。

町で策定いたしました西会津町空家等対策計画の中に、空き地の活用についてはこんなふうに記載しております。空家等が解体された跡地を地区の駐車場や地域の公園、緊急避難場所、排雪場所等とすることが考えられると。このような地域の活性化等につながる活用を行う場合には、補助制度を活用しながら支援をしていきますというふうに定めてございます。

この計画の趣旨にのっとり空き地の活用についても進めてまいりたいと考えておりますが、現在、具体的なアプローチをしているのかという部分については、正直言って、具体的なアプローチはしていない現状でございます。したがって、計画の期間中にこのような活用ができるように、今後、アプローチの仕方についても十分検討させていただきたいというふうに考えてございます。

○議長　　9番、多賀剛君。

○多賀剛　　検討しただけ大変結構であります。ただ、既に更地になって、空き地になるところ、この冬、雪押し場に使用してもらえないかなとかっていう声も実際にありますしね。今できるところから、例えば構造物を建てるとか何かだと難しいですけどもね。じゃあ、ただ空けておかないで、花でも植えて、花壇造って、町民の憩いの場にしてくださいとか、その程度はできると思うんです。計画ができる前でも。そんなことはいかがでしょうか。

○議長　　商工観光課長。

○商工観光課長　　お答えをいたします。

今この場でできるとかというのは即答はできないわけでございますけれども、庁内に各課横断的な組織がございますので、その中で検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長　　9番、多賀剛君。

○多賀剛　　ぜひよろしく願います。よく言われることですが、空き地といふかね、空き地があると、何かごみがぽつんと一つ置かれていると。1週間たったらそこがごみ置場になってしまうよというね、要はブロークンウインドー現象というんですかね、そういうのもよそではあるようでございます。ただ空けておかないで、町内においてはいろいろそういうのは対策取っておるんでしょうけども、やっぱり何か使ってる、きれいにしてるという、そういうことも防げるわけです。ぜひそんなことも含めて検討していきたいと思えます。

冒頭言いましたけども、この空き家というのはどんどん増えていく一方でございます。今後も、今までの成果出しているわけですから、対策が。今後とも十分民間の力を使いながら、民間の力といふかね、地域の力を使いながら、これは利活用、あるいは適正管理についても進めていただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長　　10番、青木照夫君。

○青木照夫　　10番、青木照夫でございます。今次の定例会の質問は、令和4年から6年度の総合計画実施計画の取組の状況と、米粉による消費拡大についての2項目を質問させて

いただきます。

初めに、実施計画の取組状況について。

商工業の取組として、1つ、創業支援事業に空き家・空き店舗利活用の取組などが示されています。重点施策とされていることから、今年度の進捗状況などをお伺いします。

2つ目、同じく創業支援事業に創業塾、伴走支援、継業意向調査などとありますが、どのように取り組み、どのように進められているのか、お尋ねします。

3つ目、現在、町なかで製造販売されていた伝統ある商店などが失い続けています。町の活性化、再生につなげるためには、地域おこし協力隊の承継が必要と考えますが、いかがですか。

次に、観光・交流の取組についてお伺いします。

1つ、観光・交流の重点施策に観光資源の磨き上げ、交流人口の拡大とありますが、どのような内容で、どのような取組をされているのか、お尋ねします。

2つ目、周遊観光促進事業として、旧越後街道を利用した観光誘客の推進とあり、予算化されていますが、本年の進められたことに対してお尋ねいたします。

最後の質問として、米粉による米の消費拡大についてお尋ねします。

現在、全国では、米余りの中で、地場産米の消費拡大を図るため、米粉を利用した加工食品の開発、販売などが進められています。

1つ、米粉利用の取組は消費拡大につながることを期待されますが、現在の取組内容と今後の見通しなどについてお尋ねします。

2つ目、町民も米粉の加工食品開発に取り組まれているようですが、町としての支援策や販売先の確保はどのように進めるのか、お尋ねいたします。

以上が私の一般質問です。

○議長 商工観光課長、岩渕東吾君。

○商工観光課長 10番、青木照夫議員の実施計画の取組状況についての御質問にお答えします。

初めに、1点目の商工業の取組についての御質問のうち、創業支援事業についてですが、空き店舗空き家等利活用事業の進捗状況につきましては、今年度の補助金の交付決定は1件であり、2月に完了する見込みとなっております。

また、創業塾につきましては、今年度の受講者は4名で、本年10月から来年1月まで全12回の開催を予定しており、ビジネスデザインや財務、マーケティングの基礎をはじめ、ワークショップや個別相談など、創業に向けた実践的な内容となっております。

伴走支援につきましては、過去に町の創業に関する補助金を受けた方を対象に実施しており、今年度は、1件の対象者を町の創業支援アドバイザーが2か月に1回のペースで支援しているところであります。

継業意向調査につきましては、9番、多賀議員の御質問にお答えしたとおり、今年度、町内の事業者を対象として意向調査や勉強会を実施したところであります。

次に、地域おこし協力隊による事業承継につきましては、町内の各事業者に十分な聞き取り等を行いながら、第三者による承継を希望される事業者については、地域おこし協力隊の配置も方法の一つとして検討してまいります。

次に、2点目の観光・交流の取組についての御質問ですが、まず、観光資源の磨き上げにつきましても、周遊観光促進事業による旧越後街道を利用した観光誘客や、活力ある地域づくり支援事業による自治体や各種団体の地域おこし活動への支援、飯豊山・鏡山周辺環境整備事業による登山道等の計画的な修繕などに取り組んでいるところであります。また、にしあいづ観光交流協会などと連携し、大山祇神社や鳥追観音など、町の核となる観光地への誘客を図り、トレッキングなど新たな視点を取り入れながら、魅力的な磨き上げに取り組むこととしております。

交流人口の拡大につきましては、ふるさとまつりやなつかしc a rショーなど、各種交流イベントの開催をはじめ、国際芸術村や温泉健康保養センターの活用などにより、交流人口の拡大に取り組むこととしております。

次に、周遊観光促進事業の旧越後街道を利用した観光誘客についてですが、今年度におきましても、にしあいづ観光交流協会と連携し、旧越後街道の草刈りや枝払い作業のほか、東松峠や車峠などでのトレッキングイベントの開催やパンフレットの作成などに取り組んでおります。町といたしましては、町総合計画実施計画の温故創新・地産地笑のまちづくりにおいて、商工業者の支援強化と観光交流の拡大に鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 10番、青木照夫議員の御質問のうち、米粉による米の消費拡大についての御質問にお答えいたします。

全国的にコロナ禍の影響で業務用米の需要が減少した一方、輸入小麦の価格高騰などから、代替品となる国産の米粉が注目されており、国においても米粉の需要拡大を推進しているところであります。

町では現在、米粉による米の消費拡大につながる取組として、令和3年度に国の補助事業の採択を受け、町内産の米粉用米の消費拡大と活用に向けた新たな商品開発として、米粉を活用したパンなどへの加工の可能性調査や試作品の製造などに取り組んでおります。

昨年度は、町振興公社や町内の飲食店などに米粉を提供し、米粉を使ったパンや総菜、スイーツなどの試作品製造を委託し、あわせて、試食提供によるアンケート調査を実施したほか、道の駅よりっせにコンパクトベーカリーシステムを整備し、町振興公社が米粉パンの製造販売を試験的に実施いたしました。

今年度は、先進地への視察研修や、米粉を活用した商品開発を町内の個人や飲食店などから募集し、試作品の製造や試験販売、アンケート調査を引き続き実施いたしました。現在は、米粉商品の販売先確保に向けた手段や方法などの検討を関係者と連携しながら進めています。

このように、町では、町の特産品となるような米粉を活用した新たな商品開発や販売先の確保に取り組むとともに、町内で米粉の商品開発や販売に取り組む個人や民間事業者などへも必要な支援を行っていきたくと考えておりますので、御理解願います。

○議長 答弁が終わりました。

10番、青木照夫君。

○青木照夫 再質問させていただきます。



まず初めに、今まで西会津町の移住先を選んで、それで創業塾を経て相談された方は何人いらっしゃいますか。今、数字を上げていただいたんだけど、改めて何人の方が企業を立ち上げたか、また、企業の立ち上げまでに至らず。

○議長 青木議員、一問一答だから、一つ一つ区切って質問。

○青木照夫 一つの西会津町を移住先と選び、今まで創業塾を経て相談された方は何人いらっしゃいますか。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えをいたします。

これまで創業塾自体は平成26年度から行っておりまして、令和4年度現在までの実績で申し上げますと、創業塾を受講した人は延べ104人でございます。このうち創業に至った件数は13件でございます。

○議長 10番、青木照夫君。

○青木照夫 今までの人数を伺いましたが、次に、その中で、西会津町が移住先と選んだけれども、創業塾を受けたけども、企業の立ち上げに至らなかったという人は、昨年度の話ですけども、何人いらっしゃったのか。創業塾は受けたけども、起業に立ち上がれなかった方という方は何人いらっしゃいますか。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えをいたします。

令和3年度でよろしかったですか。令和3年度の創業塾の受講者は4名でございました。このうち創業した方は1名でございますので、3名の方はまだ起業、創業に至っていないという結果でございます。

○議長 10番、青木照夫君。

○青木照夫 その中で、伴走支援者という項目があるんですが、これ調べてみると、起業しようとする人、起業はしたが知識や経験が乏しい方の相談相手、起業のノウハウや経験、資源など不足するものを補うことを支援し、事業達成まで導く人とありますが、今言われたように、支援に立ち上がった人は1人だということですが、予算は288万4千円上がっておりますが、この中で、企業が立ち上げられなかった、それは期限とか何かありますか。今年立ち上げられなかったけども、来年は何とかということの補助の期限というのがありますか。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えをいたします。

創業塾で創業支援を受けて、それを条件に活用できる補助金というのはあるんですが、創業塾を1回受講してもらえば、一つのカリキュラムを最後までやっていただければ、その補助金がいつまで使えるかという期限はございません。また、創業塾につきましても、例えば昨年度受講したけれども起業に至らなかった、じゃあもう一度継続して、また今年度も受講したいと。それも可能でございますので、起業に至るまで継続して創業塾による支援を行っているというような状況でございます。

○議長 10番、青木照夫君。

○青木照夫 その中には本当に北海道から来た人とか、埼玉、東京、そんな方が見受けら

れますが、どれだけの相談で個人的な話をされたか分かりませんが、やっぱり窓口を広げて、そういう方たちがせっかく今住んでいらっしゃいますので、相談の窓口、また声かけなどをしていただければありがたいと思います。

次、町なかの伝統ある商店が失いかけていているというところで、地域おこし協力隊の役があるんじゃないかということなんです、これは同僚議員もいろんな形で、企業研修型、西会津町は日配品を売るようなお店ということなんです、それはそれとして、私がこの地域協力隊ということでまず一番関心を持ったのは、同僚議員の中にも話が出ましたが、10月に管外事務調査へ行きました。そこは人口が1,440人、西栗倉村、それで、協力隊員が何と40人いらっしゃる。それで、なおかつ、現在まで616人と世帯数が増え続けている。高齢化率が35.7%。

私はその研修に行くときに一番関心があったのは、協力隊が何でこんな小さな、わずかな1,400人のところで40人も受け入れられているのかなど。行って肌で感じたのは、SDGsの未来都市に選定されてる。そこに肌で行って感じたら、ああなるほどな、ここなら住んでもいいなっていうような感じをまず、第一印象、受けました。それはやはり、その村にとって一番大事なのは協力隊。今、何人かの方が、協力隊員の顔が見えない、コミュニケーションが足りないんじゃないか、そういういろんな住民との顔の見えないところは話が出てますが、そこは率先して若い人が自分たちに説明をして、先頭になって案内してくれてました。

やっぱりそういうところを見ると、なるほどな、協力隊員のそういう体制の姿勢というのは、受入れ方、それは先ほど言った企業研修型で、きちんとした受入体制があるからだと思いますが、そういう姿勢ということはやはりこれから大事だと思いますが、協力隊の受皿としての町の今後の姿勢としてはどういうお考えでいらっしゃいますか。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 ただいま議員から大変すばらしい事例について御紹介いただきました。7番議員にもお答えしたとおり、町でも十分調査をいたしまして、大変いい事例だなというふうに認識しておるところでございます。

同僚議員の方にもお答えいたしましたけれども、今、議員から町の姿勢というようなおただしがございましたけれども、大事なのは、行政の対応と併せて、やはり民間の支援体制、これが大事だなと。この西栗倉村についてはそれがしっかり確立されてるなど。支援する企業体、こういった方々が十分にバックアップしてくれている、こういったことが、協力隊が安全に安心して道路を走っていける、こういった体制にあるなというふうに感じるところでございます。

したがって、そういった、一本安全に走れる道を引くためには、官民協働した体制づくりが必要だということで、西会津町にはそういったことで協力していただける企業、あるいは商工業団体、しっかりしたものがあるというふうに考えてございますので、こういった方々のしっかりとした支援をどう確立していくか、これが課題であるというふうに考えておまして、そのための協議、連絡、連携につきましては、今後しっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

○議長 10番、青木照夫君。

○青木照夫　やはり官民一体で受皿をきちんとすれば、来る人もいらっしゃるわけです。先ほど言ったように、やはりいろんな形から今現在住んでいただいておりますので、協力隊がここで定住維持につながりたいと、そういうまちづくりを目指していただきたいと思います。

その中で、町が今、この昔ながらのお店、伝統ある、今までいた、続けてきたというところがあります。それはもう二、三年でこの、私の後釜がいなくなるということですが、それは、個人的なお店を言っているかどうか分かりませんが、昔ながらの手作りの、そういう、今、お店をやってらっしゃる方がいるんですね。それはどこでも、会津管内でもやっていないような、そういう仕事のお店があります。そういうところのお店をやはり継承したい。私は、その方は二、三年でもう続けられないと。そういう方の声を聞けば、やはりそういうところに協力隊の方が後を継いでいただければどうなのかなと。

また、出ヶ原和紙なんかも、今、協力隊なんかも入って頑張っているんですけども、あそこももっともっと宣伝の内容によっては、昔は会津藩直結の御用達という折り紙つきの和紙でありますので、やはりこれから和紙作りとして、出ヶ原和紙としてもっともっと宣伝効果を高めるには、そういう昔ながらの会津藩の御用達の和紙だというようなことで宣伝をしていただければ、もっともっと消費拡大につながるのではないかなと思います。その点についていかがでしょうか。

○議長　商工観光課長。

○商工観光課長　今、議員からおただしのありました、そのお店ですか、については、大体今のお話でどこかなというのは想像がついたわけでございますけれども、そちらにつきましては、実のところ、経営主の方との個別の相談であるとか、そういったことについて、その事業主さんに限らず、幾つかの事業主さんと直接御相談をしたり、その事業承継の在り方について、こういったやり方がありますよというようなことをお話したりしております。これは町だけでなく、町と商工会連携して取り組んでいるところでございます。その中で、答弁の中でも申し上げましたが、協力隊の活用というのも一つの方法かなというふうに考えておるところでございます。

また、出ヶ原和紙の活用につきましては、現在、協力隊が配置されておまして、これも観光交流協会と連携して、観光での活用、あるいは特産品としての活用、現在取り組んでおるところでございますので、御理解をお願いしたいというふうに思います。

○議長　先ほども申し上げましたが、一問一答ですから、一つに限って質問してください。

10番、青木照夫君。

○青木照夫　次に、周遊観光促進事業に越後街道を利用した観光誘客として予算が200万円上がっておりますが、内容について詳しく説明いただきたいと思います。

○議長　商工観光課長。

○商工観光課長　周遊観光促進事業についての御質問にお答えをいたします。

周遊観光促進事業につきましては、西会津町観光交流協会に委託をしている事業でございます。事業費につきましては、議員おただしのおりでございます。

主な委託内容につきましては、周遊観光による地域活性化事業といたしまして、まず、町なかの誘客事業ということでグルメスタンプラリーの事業、それと、野沢大山路活性化

事業ということで、大山門前にぎわい事業ということで、大山地区にあります宇陀帰という施設の活用でございます。それと、古道参道活性化事業ということで、旧越後街道等の整備ということで、先ほど答弁の中でも申し上げました刈り払いや枝打ち等の道普請の事業でございます。それと、トレイルのPR事業ということで、パンフレットの作成なども行っております。

また、観光ガイドの育成事業ということで、観光ガイドの方とともに観光ガイドのツアーというのを行っておりまして、これが東松峠でありますとか車峠でのトレッキングツアー、こういったものも開催しております。

また、あわせて、観光物産のPRということで、観光クルーによる物産によるPR、こういったものも取り組んでいるというような内容になってございます。

以上でございます。

○議長 10番、青木照夫君。

○青木照夫 越後街道の観光ルートということで御答弁いただきましたが、いろんなスタンプリーとか、町うちの直結したようなお話であります。今、越後街道ということで、今、脚光を浴びているんですね。というのは、今、会津坂下町でも東松の、昔、手掘りしたトンネルがあるということの中で、議会でそれを質問されたいんですが、それだけ関心が、越後街道に対しての、東松に対しての関心があるというお話を聞かせていただきました。今、東松とか、それから車峠とか、いろんなそういう昔の歴史のつながりがあるわけですが、もっとさらに、自分たちの触れ合いの中で、今、七日町通り、にぎわいまちづくりとあるんですが、そこは昔、それも越後街道につながる話ですが、大町というところを基点として、米沢街道、日光街道、越後街道と三方道路があったそうですが、今度は越後街道にルートをつなげたいというお話を聞かせていただきました。

ですので、これからはやはり観光的なことでは、一自治体ではなくて、広域的な自治体でつながると、この越後街道、また西会津町のそういう観光の誘客が可能ではないかなということではあります。将来的な越後街道の捉え方ということに対してはどう考えていらっしゃいますか。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 ただいま議員から、越後街道の振興につきまして、会津若松市でもそういった取組があるという大変耳に新しい情報を頂戴いたしまして、参考になるなというふうに拝聴させていただいたところでございます。

現在、観光交流協会では、喜多方建設事務所や会津若松建設事務所の管理内にあります隣の会津坂下町でありますとか、あるいは西会津管轄、そういった部分での県と連携した、ちょっと圏域を超えた取組も行っているところでございますが、今、議員がおっしゃったような、会津若松全体とか、そういう日光や米沢街道、そういったスケールの大きな取組までは想定をしておらないところでございます。

しかしながら、そういった動きがあるということは、町といたしましても、アンテナを高くして、ぜひ情報収集をし、また、観光交流協会とともにどういったことができるのかなということはしっかりと考えて、町の観光振興につなげてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長 10 番、青木照夫君。

○青木照夫 米沢街道とか日光街道、余計なことを申し上げましたが、越後街道を中心にこれからはつなげていきたいという、それは、なぜ今、私がそういう、今、会津若松始発から、今、只見線というのが今、大成功してます。いろんな意味で。そこが大体そういう軌道に乗ったから、越後街道に今度つなげる、そういう観光ルートをつくりたいというお話もありますので、そのときはぜひ町として受け入れて、そして観光交流につなげていただきたいと思います。

次の質問に入らせていただきます。米粉による消費拡大についてお伺いいたします。

これは、管外事務調査では米粉を加工して販売するのはなかなか難しいとの慎重論の感想でしたが、私はあえて、せっかく米粉のパン、今始めているわけですから、私は挑戦して、実現を目指して、それで、西会津の米粉パンを売り出されたらいいなど、そういう思いで質問させていただきます。

米粉のその前に、メリット、デメリット、調べた範囲で申し上げたいと思います。メリット、米余りの中で消費拡大につながりが期待できる。パン作りは米粉 80%にグルテンを添加するが、小麦粉パンと比較すると健康的、アレルギーが少ない。ふっくらとしてもちもち感があり、米の甘みがあり、おいしい。高齢者にとつてもちもち感があるので、かむ回数が多くなり、健康的であると、これはテレビ放送されておりました。それから、健康食を求めるオーガニック志向の方たちに人気があり、好まれている。

デメリット、米粉は小麦粉より割高である。県内には米粉製粉の加工場がなく、他県に依頼している。パンに使うには、米粉パウダーといわれ、200 メッシュで、小麦粉が 60 メッシュと言われてますから、非常に細かい製粉であると思います。

その中でのこれからの開発でございますが、町としては今現在、道の駅を中心にして売り出されているわけですね、今。商品として出されているわけですね。その一方、町で町民の方を、そういう米粉パンに関心のある方を呼んで食味をこの間されたということなんですが、これからの米粉の販売拡大を目指すにはどのような考えでまずいらっしゃるのか、お伺いいたします。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 それでは、御質問にお答えいたします。

まず、先ほど議員申されました米粉のパンの販売についてであります。米粉のパンの販売につきまして、答弁書の中でも申し上げましたとおり、令和 3 年度に農林水産省の補助事業を活用しまして、米粉の加工品の試作製造事業に取り組んだところでございます。その中で、町の振興公社がパンの試作製造しまして、今年度から振興公社が本格的な事業としての販売をしたということでございますので、御理解いただきたいと思っております。

また、今年度につきましては、同じ山村活性化事業の中で、昨年度は飲食店に限定した試食の部分につきまして、今年度は広く町民の皆さんを対象にレシピを募集いたしまして、個人 3 人から 10 レシピ、飲食店が 2 店舗から 2 つのレシピが応募されまして、議員申されましたように、11 月に応募のあった試作品の試食会を実施したということでございます。

○議長 10 番、青木照夫君。

○青木照夫 町民が食味をされて、集まったわけですが、ただ、その作ったその品物は、

じゃあ販売先は紹介していただけるんですか、それとも、自分で開拓してやらなくちゃいけないんですか、その点がちょっと疑問なものですから、お答えいただきたいと。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 それでは、お答えをいたします。

11月に行いました試食会では、試作された方もおいでになりまして、さらに、今年度その応募事業を、応募に係る業務でありますとか、レシピの集約、あるいは販路の調査を業務委託している事業者の方も参加いたしました。その中で、事業者の方に確認いたしましたところ、既に店舗をお持ちの方で、御自身の店舗で販売をするという方もいらっしゃいまして、また、宿泊事業を行っている方については、宿泊者の方へ提供するという一方で、幾つかの方についてはそれぞれ御自身で販売をするという意向でありました。

ただ、数件につきましては、ぜひ商品化に向けて取り組んでいきたいという方も何名かいらっしゃいましたので、そういった方については、今後、委託事業者と連携しまして、どういった形で販売につなげられるかということについては調査をしていきたいと考えてございます。

○議長 10番、青木照夫君。

○青木照夫 今、町民の製品を販売先の確保ができるのかということの説明でありましたが、私が考えるには、せっかく米粉を町で、振興公社でやられるわけですから、何かばらばらじゃなくて、例えば道の駅にそういうスイーツの作った人、パンを、それで、全体的なそういうことで集まった中で、例えば販売すれば、もっともっと売れる可能性があるんじゃないかなと思いますが、今のは個人で、私ここでやります、あそこでやりますって、その思いよりも、私は、西会津町に今度米粉パンがあるんだ、おいしいんだ、そういう宣伝をすれば、私はもっともっとこのせっかくの米粉パンが売れるんじゃないかと思うので、いかがでしょうか。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 道の駅での米粉パンの販売の考え方というような御質問でございますので、私のほうからお答えさせていただきます。

現在、この米粉の活用につきましては、振興公社も交えて検討を進めておるところでございます。その中で、道の駅で、今、試作品の販売を行っているわけでございますけれども、これをどう今後、その販売戦略につなげていくか、現在、振興公社と町とで協議をしているところでございますので、議員の御意見も参考にしながら検討を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長 10番、青木照夫君。

○青木照夫 米粉を売っているところにも管外事務調査させていただきました。そこは2,350人ぐらいの町でした。そこは年間200万円のパンの売上げをされているお店です。というのは、何でそれだけのことができるのか。最初はこんな米粉パンなんか売れるわけがない、こんなことでやれないというような雰囲気の中で、普通のお母さん方のグループの方が立ち上がって、今ではそういう、月200万という、毎日が6万から7万ぐらいの売上げがある内容じゃないですか。これはすごい、パンの売上げではすごい、私は売上げだと思います。

それで、そこの道の駅ですけども、そこは年間5万人ぐらいしか来ない道の駅だそうです。そういう中で、もちろん転売と、あとは小さな軽トラで、荷台で、各家庭とか、もちろん学校の給食もされていらっしゃるようですが、私はそういう道の駅で全て、80種類ぐらいのこのパンとスイーツを売ってるということですので、先ほど申し上げた道の駅で統合してやればどうなのかなという考えでおりますが、その辺の、もう一度話が戻りますが、いかがですか。その辺の今のお話。

○議長 道の駅であり深く掘り下げないで、販路という形で。道の駅の売れる売れないの話になってしまうから。販路ということで拡大して。

農林振興課長。

○農林振興課長 お答えいたします。

議員今ほど御質問された場所につきましては、多分、町のほうでも議会の皆さんに先んじて研修を、視察研修をさせていただいた場所かなというふうにお聞きしました。議員申されましたとおり、道の駅でそれなりの売上げを売り上げているということで、町も状況につきましては十分認識しております。

今後、当然、ただ米粉が入っているから売れるかということはないかと思えます。当然、米粉が入っている、さらに、おいしさも追求されるものではないかと思えます。そういった、米粉が入って、さらにおいしいパンをどうやって作ったらいいかということにつきましても、現在、振興公社と、あと、そういった技術的な支援をしていただけるような方と検討を進めている段階ですので、御理解をいただきたいと思えます。

○議長 10番、青木照夫君。

○青木照夫 今申し上げた、米粉パンの売上げのお店の話しましたが、これは8年から10年かかってます。だから、今ここで申し上げたことをじゃあというようなことにはいかないかも分かりませんが、ただ、その方針としては、米粉をどうしたら需要拡大できるのかということは、やっぱり私もそういう関心を持っております。

それで、先ほど話戻りますが、私が関係した若い20代の子がそこに勉強に行って、実際やっています。けれど、その販売ルートが見つからないというところで、今、足踏みしているということでございますので、そういう方たちの将来安心できるようなルートづけをしていただければなと思えます。

以上で青木の質問終わらせていただきます。

○議長 以上をもって、一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これで散会いたします。(16時21分)





令和4年第8回西会津町議会定例会会議録

令和4年12月14日（水）

開 会 10時00分  
散 会 15時03分

出席議員

1番	荒海正人	5番	猪俣常三	9番	多賀剛
2番	上野恵美子	6番	三留正義	10番	青木照夫
		7番	小柴敬	11番	清野佐一
4番	秦貞継	8番	伊藤一男	12番	武藤道廣

欠席議員

3番 小林雅弘

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄 友 喜	建設水道課長	石 川 藤一郎
副 町 長	大 竹 享	会計管理者兼出納室長	五十嵐 博文
総 務 課 長	伊 藤 善 文	教 育 長	江 添 信 城
企画情報課長	玉 木 周 司	学校教育課長	佐 藤 実
町民税務課長	渡 部 峰 明	生涯学習課長	齋 藤 正 利
福祉介護課長	渡 部 栄 二		
健康増進課長	矢 部 喜代栄		
商工観光課長	岩 渕 東 吾		
農林振興課長	小 瀧 武 彦		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	長谷川 浩 一	議会事務局主査	品 川 貴 斗
--------	---------	---------	---------

## 令和4年第8回議会定例会議事日程（第6号）

令和4年12月14日 午前10時開議

### 開 議

- |       |        |                                     |
|-------|--------|-------------------------------------|
| 日程第1  | 議案第1号  | 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例               |
| 日程第2  | 議案第2号  | 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 |
| 日程第3  | 議案第3号  | 西会津町温泉健康保養センター条例の一部を改正する条例          |
| 日程第4  | 議案第4号  | 令和4年度西会津町一般会計補正予算（第6次）              |
| 日程第5  | 議案第5号  | 令和4年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第2次）        |
| 日程第6  | 議案第6号  | 令和4年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第2次）          |
| 日程第7  | 議案第7号  | 令和4年度西会津町水道事業会計補正予算（第1次）            |
| 日程第8  | 議案第8号  | 令和4年度西会津町下水道事業会計補正予算（第1次）           |
| 日程第9  | 議案第9号  | 西会津町ケーブルテレビ施設の管理に係る指定管理者の指定について     |
| 日程第10 | 議案第10号 | 西会津町総合計画・後期基本計画の策定について              |
| 日程第11 | 議案第11号 | 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて     |
| 日程第12 | 議案第12号 | 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて     |
| 日程第13 | 議案第13号 | 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて     |

- 日程第14 提案理由の説明
- 日程第15 議案第14号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第15号 議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第16号 令和4年度西会津町一般会計補正予算（第7次）
- 日程第18 農業公社設立調査特別委員会の設置について
- 日程第19 農業公社設立調査特別委員会委員の選任について
- 日程第20 陳情第2号 土砂災害防護柵の設置に関する陳情書
- 日程第21 広報広聴常任委員会の継続審査申出について
- 日程第22 議会運営委員会の継続審査申出について
- 日程第23 議会活性化特別委員会の継続審査申出について
- 日程第24 農業公社設立調査特別委員会の継続審査申出について

閉 会

（広報広聴常任委員会）

（議会活性化特別委員会）

（広報広聴常任委員会 広聴分科会）

○議長 おはようございます。

令和4年第8回西会津町議会定例会を再開します。(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、事務局長から諸報告をいたさせます。

事務局長、長谷川浩一君。

○議会事務局長 報告いたします。町長より、追加議案として別紙配付のとおり3件の議案が提出され受理しました。議会運営委員会に諮り、提案理由の説明及び議案を本日の日程に加えております。

以上であります。

○議長 日程第1、議案第1号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 議案第1号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

本案につきましては、町長が提案理由の説明の中で申し上げましたとおり、職員の給与改定等に係る条例の一部改正であります。

御承知のとおり、公務員の給与につきましては、その職務の性格上、労働基本権の一部が制約されており、民間企業のように労使交渉によって自らの給与を定めることができないこととなっております。そのための代償措置として、国においては人事院、県においては人事委員会による給与勧告制度が設けられております。

また、市町村職員の給与改定に当たりましては、地方公務員法第24条に、職員の給与は、国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業者の給与等を考慮して定めなければならないと規定されていることから、本町における給与等の改定につきましては、従来から勧告制度の意義を尊重し、国の人事院勧告及び県の人事委員会勧告に準じて改定を行ってきたところであります。今回の改定に当たりましては、国・県の勧告等に準じて行うものでございます。

今回の改正内容であります。本年8月8日、国の人事院は、民間給与と公務員給与の格差を解消するため、国家公務員の給料表について、平均0.23%の引上げと、勤勉手当0.1月の引上げなどについての勧告を内閣及び国会に対して行ったところであります。

これを受け、県人事委員会は10月5日、人事院勧告に準じて若年層を中心に職員の給料表を平均0.23%引き上げるとともに、期末手当及び勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.05月引き上げ、人事院勧告の内容を踏まえた給与制度の総合的な見直し等の勧告を県及び県議会に対して行ったところであります。

本町におきましても、これらの勧告の意義を尊重し、職員の給料表について、平均0.23%引き上げるとともに、期末手当及び勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.05月引き上げるための改正を行うものであります。

それでは、改正条文について御説明いたしますが、併せまして、条例改正案新旧対照表

の1ページを御覧ください。

まず、改正条例案第1条の職員の給与に関する条例の一部改正であります。

第20条は、職員の期末手当に係る規定で、第2項は、支給率について、100分の117.5を100分の122.5に改め、0.05月引上げ、第3項は再任用職員の支給率について、100分の117.5を100分の122.5に、100分の65を100分の70に引き上げるものであります。

第21条は、職員の勤勉手当に係る規定で、第2項第1号は再任用職員以外の支給率について100分の95を100分の100に改め、0.05月引き上げるものであります。

なお、今次の支給率の改正に当たりましては、令和4年度の引上げ率を12月支給分で一括して調整を行うものであります。

別表第1は行政職の給料表、別表第2は医療職の給料表でありまして、それぞれ改正するものでございます。

次に、本改正条例案第2条につきましても職員の給与に関する条例の一部改正であります。

条例改正案新旧対照表の13ページを御覧ください。

第11条第2項第2号は、自動車等の使用に係る通勤手当の上限額について4万5,800円を5万900円に改めるものであります。

第19条第1項は、宿日直手当の上限額について4,200円を4,700円に改めるものであります。

第20条第2項は、職員の期末手当の支給率について100分の122.5を100分の120に、第3項は、再任用職員の期末手当の支給率100分の122.5を100分の120に、100分の70を100分の67.5にそれぞれ引き下げるものであります。

第21条第2項第1号は、再任用職員以外の勤勉手当の支給率100分の100を100分の97.5に引き下げるものであります。

第20条及び第21条の改正は、令和5年度以降の支給率を6月、12月とも同じ率とするための改正であります。

次に、本改正条例案の附則であります。第1項及び第2項は施行期日でありまして、第1項の改正条例案第1条の規定は公布の日から施行し、令和4年4月1日に遡及して適用するものであります。

ただし、第20条第2項、同条第3項、及び第21条第2項第1号の規定は、令和4年12月1日から適用するものであります。

また、第2項の改正条例案第2条の規定は、令和5年4月1日から施行するものであります。

第3項は、給与の内払いの規定で、改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例規定による給与の内払いとみなすものであります。

第4項は、町長への委任規定でありまして、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるものであります。

以上で、説明を終了させていただきますが、よろしく御審議をいただきまして、原案のとおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

9番、多賀剛君。

○多賀剛　今回は3年ぶりの引上げ勧告というようなことで、昨今の物価の上昇等々、あと、民間企業との差というようなことで引上げ勧告がなされたということでございますけれども、御説明にもありましたけれども、今回も若年層を中心に引き上げるということでありまして。具体的には、この若年層というのはどの階層、年齢層になるのか。

それと、今回は3年ぶりの引上げ勧告でありますけれども、いわゆる高齢職員と言ったらおかしいですけども、若年層以外の年齢の上の職員は、これずっと上がってないという私認識なんですけども、実際いつ頃から上がってないのか、それつかんでいけばお示してください。

○議長　総務課長、伊藤善文君。

○総務課長　お答え申し上げます。

まず、若年層と申しますのは、給料表の1級から3級の途中までの職員でございますが、年代から申し上げますと10代から30代半ばぐらいまでの方が対象という形となっております。

また、高齢層の給与の引上げ改定はなされていないということですが、こちらのほうにつきましては、高齢層の人事給与改定という部分でございますが、私の記憶がある部分では平成18年当時からそれほど変わっていないと、一部は変わっておりますが、変わっていないという部分で認識しております。

○議長　9番、多賀剛君。

○多賀剛　平成18年頃から変わってないということですが、逆に引下げ勧告のときは率先して引き下げられているような私イメージで持っているんですね。実質上がってないよりも下がってる割合のほうが多いのかなということが考えられますけれども、その救済措置と言ったらいいのかな、ちょっと私も納得し難いことあるんですけども、その辺はどうなんでしょうか。

○議長　総務課長。

○総務課長　高齢職員の救済措置という部分につきましては、こちらのほうにつきましては、今人事評価という制度が取り入れられております。その中である程度調整されるということになっておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長　ほかに。

(「質疑なし」の声あり)

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから、議案第1号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第1号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第2、議案第2号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 議案第2号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、御説明いたします。

本案につきましては、町長が提案理由の中で御説明申し上げましたとおり、地方公務員の定年年齢が段階的に65歳まで引き上げられることを主な内容とした地方公務員法の一部が改正され、令和5年4月1日から施行されることに伴い、10件の関係条例の一部改正や廃止する必要がある条例1件について、一括して整理するものであります。

今回の地方公務員法の改正は、平均寿命の伸長や少子高齢化の進展の中で、複雑高度化する行政課題への的確な対応などの観点から、豊富な知識、技術、経験を有する高齢期の職員に最大限活躍してもらうため、国家公務員の定年が令和5年4月から段階的に65歳まで引き上げられます。地方公務員につきましては、国家公務員の定年を基準として定年を定めるとされているため、同様に令和5年4月から段階的に定年を引き上げるものであります。

主な改正の内容であります。大きく4点ございまして、まず、1点目としましては、定年年齢の段階的引き上げであります。令和5年4月から2年に1歳ずつ定年年齢が引き上げられ、令和13年4月には定年が65歳となります。

2点目に、管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制の導入であります。管理監督職、いわゆる管理職手当の支給対象職につきましては、60歳に達した次の日から次の4月1日までの異動期間に管理監督職から降任となります。なお、診療所医師については除くものといたします。

3点目に、60歳に達した職員の給料であります。60歳に達した日以後の3月末時点の給料月額7割水準とするものであります。

4点目に、高齢期における多様な職業生活設計の支援であります。現行の再任用制度は廃止され、経過措置で暫定再任用として65歳まで勤務することができます。また、定年前再任用短時間勤務制が導入され、60歳以降定年退職日まで週15時間30分から週31時間の範囲内で勤務することができるものとなっております。

以上、4点が主な改正内容であります。

それでは、改正条文について御説明いたしますが、議案書を御覧いただきたいと思ます。併せまして条例改正新旧対照表につきましては、15ページから63ページになります。併せて御覧いただきたいと思ます。

本条例案第1条は、西会津町職員の定年等に関する条例の一部改正であります。

まず、同条例の題名の次の目次及び章名を付するものであります。

同条第1条は、当該条例の趣旨を規定しておりますが、地方公務員法の改正に伴う条等の移動であります。

同条第3条の改正は、定年年齢を60年から65年に改め、ただし書、及び各号を削るものであります。

同条例第4条は、定年による退職の特例を規定しておりますが、地方公務員法の改正に伴う条等の移動、文言の整理のほか、管理監督職の定年の特例のただし書を加えるものであります。

次に、第5条の次に3章を加えるものであります。まず、第3章は、管理監督職勤務上限年齢制であります。

第6条は、管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職を規定するもので、本町におきましては課長及び主幹を対象とし、医師については除外するものであります。

第7条は、管理監督職勤務上限年齢の規定で、60年で管理監督職から降任するものであります。

第8条は、勤務上限年齢に達した管理監督職を他の職に降任等を行うに当たっての遵守すべき基準を規定するもので、平等な取扱い、人事評価に基づく措置のほか、能力に応じて適性を有すると認められる職、人事計画のバランスを考慮し上位職への降任などを定めるものであります。

第9条は、管理監督職勤務上限年齢による降任等の特例についての規定で、第1項から第4項まで、職務の遂行上、特別な事情がある場合や、勤務の特殊性により、その職の欠員の補充が困難である場合など、公務の運営に著しい支障が生ずるときは、1年単位で異動期間を延長し、引き続き管理監督職として勤務させることができるものであり、最長3年まで延長できる規定であります。

第10条は、管理監督職の降任異動期間を延長する場合には、職員の同意を得なければならない規定であります。

第11条は、管理監督職の降任異動期間を延長した事由がなくなった場合には、降任とする規定でございます。

次に、第4章は定年前再任用短時間勤務制であります。

第12条は、年齢60年以後に退職した職員を、本人の意向を踏まえ、短時間勤務の職で再任用できるものであり、任期は、定年退職日に当たる日までとするものであります。

第5章は雑則で、第13条は、この条例の施行に関し必要な事項について規則に委任するものであります。

附則であります。附則を第1項とし、2項を加えるものであります。第2項は令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における定年年齢の読み替えであります。

第3項は、60歳以後の任用・給与・退職手当制度についての情報提供や勤務の意思について確認するものであります。

次に、本条例第2条は、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正であります。新旧対照表につきましては25ページになります。

第2条は、地方公務員法の改正に伴う文言の整理のほか、第5号として、管理監督職勤務上限年齢を延長された職員は派遣できない規定を追加するものであります。

本条例第3条は、職員の分限に関する条例の一部改正であります。新旧対照表については26ページとなります。



第2条から第6条までを1条ずつ繰り下げ、第2条として、降給となる事由を加えるほか、附則第3項は、60歳に達した日の最初の4月1日以後の給与水準は7割となることについては、職員の意に反する降給とするもので、第4項は給与月額が異動することについて、職員に通知することを加えるものであります。

本条例第4条は、職員の懲戒に関する条例の一部改正であります。新旧対照表28ページであります。

第3条は、減給に関する規定であります。文言及び減給処分の発令日以後、定年により給与水準が7割となった場合においても、減給処分の額を適用する後段を加えるものであります。

本条例第5条は、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正であります。地方公務員法の改正に伴う条の移動でございます。

本条例第6条は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正であります。新旧対照表は30ページとなります。

こちらのほうは、地方公務員法の改正に伴う条の移動のほか、再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員などに改正するものであります。

本条例第7条は、職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例の一部改正であります。

定年が延長されても高齢者部分休業を取得できる年齢は55歳から変更せず、期間を5年から10年とするもので、附則の第2項は、経過措置として定年延長に伴い段階的に期間を延長する読み替え規定であります。

本条例第8条は、西会津町職員の育児休業等に関する条例の一部改正であります。こちらは対照表35ページとなります。

第2条の号の追加は、育児休業を取得できない職員に、管理監督職上限年齢を延長された職員を加えるものであります。第12条から第19条までは、地方公務員法の改正に伴う条の移動及び文言の整理でございます。

本条例第9条は、職員の給与に関する条例の一部改正であります。新旧対照表は40ページとなります。

第5条から第21条まで、地方公務員法の改正に伴う文言の整理であります。

附則であります。定年の引上げに伴う経過措置を追加するもので、第16項は、60歳に達した日の最初の4月1日以後の給料月額について7割水準とするほか端数処理について、第17項は、給料月額の7割水準を適用しない職員は、任期つき非常勤職員、医師、管理監督職勤務上限年齢制の異動期間を延長した職員、及び定年の特例を受けている管理職とするものであります。

第18項は、管理監督職勤務上限年齢の調整額の支給について、第19項は、管理監督職勤務上限年齢調整額が給料表の上限を超える場合は、上限額とするものであります。

第20項及び第21項は、権衡上必要と認める場合、任用の関係上必要と認める場合には、調整額を支給できるものであります。

第22項は、施行に関し必要な事項は、規則へ委任するものであります。

別表第1及び別表第2は、行政職及び医療職の給料表で文言の整理でございます。

本条例第 10 条は、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正であります、地方公務員法の改正に伴う条等の移動、文言の整理でございます。

本条例第 11 条は、職員の再任用に関する条例の廃止であります、定年前再任用制度の導入に伴い廃止するものであります。

附則であります、第 1 条は、施行期日で令和 5 年 4 月 1 日とするものであります、附則第 9 条の規定については、60 歳に達する年度の前年度に任用条件などの情報提供を行うため、公布の日からとするものであります。

第 2 条は、勤務延長に関する経過措置で、改正前に定年を延長していた職員について、改正後も従前のおりとするものであります。

第 3 条から第 7 条までは、定年退職者等の再任用に関する経過措置で、定年の引上げにより、現行の再任用制度が廃止されるため、年金受給開始年齢までの経過措置として暫定再任用制度が設けられるため、暫定再任用勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員の採用方法などについて規定するものであります。

第 8 条は、定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置であります。

第 9 条は、勤務条件などの情報提供及び勤務の意思の確認について定年年齢に達する日の属する年度の前年度に行うとされていることから、その年齢を 60 年とするものであります。

第 10 条から第 13 条までは、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正であります、再任用制度が廃止されたことに伴い、引き続き暫定再任用職員として勤務するための関係条例の経過措置であります。

以上で、説明を終了させていただきますが、よろしく御審議をいただきまして、原案のとおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから、議案第 2 号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第 2 号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例は原案のとおり可決されました。

日程第 3、議案第 3 号、西会津町温泉健康保養センター条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

商工観光課長、岩渕東吾君。

- 商工観光課長 議案第3号、西会津町温泉健康保養センター条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

本案につきましては、町長が提案理由の説明で申し上げ、また、全員協議会でも御説明しましたとおり、温泉健康保養センターにつきましては、度重なる消費税の改定に加え、今日の燃料価格高騰や電気料金の引き上げ、コロナ禍による利用者の減少などにより、維持管理費が増加傾向にあることから、サービスの安定的な提供を維持するため、利用料の一部見直しを行うことについて、条例の一部を改正するものであります。

改正の内容といたしましては、温泉施設の利用料、いわゆる入浴料につきまして、大人料金、小学生料金の金額をそれぞれ改正するものであります。

それでは、議案書を御覧ください。併せて条例改正案新旧対照表の64ページを御覧願います。

西会津町温泉健康保養センター条例の一部を次のように改正する。

別表第1は、温泉施設の利用料の規定であり、大人1人1回につき400円を500円に、回数券11回につき4千円を5千円に、小学生1人1回につき200円を300円に、回数券11回につき2千円を3千円に改めるものであります。

次に、附則であります。まず、条例の施行期日につきましては、令和5年4月1日であります。

次に、経過措置についてですが、条例施行日前に発行された回数利用券につきましては、従来どおり利用できることとするものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしく御審議をいただきまして、原案のとおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

- 議長 これから質疑を行います。

4番、秦貞継君。

- 秦貞継 1点だけお伺いいたします。

周知の方法なんですけども、これは燃料価格の高騰等で値上げは私もやむを得ないと思いますが、これあれですか、周知の方法というのは紙媒体とかそういったものをお考えなのか、そのときに、ちょっと一般質問みたいになっちゃいますけども、どういう施設かというのを知ってもらった上での値上げの周知につなげれば、要は値上げしても来客数が減ってはしょうがないので、そういったものも含めて周知するのか。その周知の方法についてお伺いいたします。

- 議長 商工観光課長。

- 商工観光課長 料金改定についての周知の方法につきましては、全員協議会でも御説明申し上げましたとおり、町ケーブルテレビ、あるいは町広報紙、ホームページ、温泉施設等での掲示により周知をする予定でございます。

なお、議員のおただしにありました料金の改定だけではなくて、温泉の施設の利用の趣旨、こういったものにつきましても併せて周知を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

○議長 ほか。

9番、多賀剛君。

○多賀剛 私も全員協議会で詳細に説明いただきましたのである程度は納得してはいるんですが、いわゆる入浴料の料金改定によって年間どれだけ入浴料収入が増えるとシミュレーションされていると思いますけども、されているのか。その根拠があればお示しいただきたいと思います。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 料金改定によって利用料収入が増える金額でございますけれども、600万円ほどと想定しております。この根拠につきましては、本年度の入浴者数の見込みがコロナ前の8割くらいまで現在回復しているということで、推計ではありますが6万人くらいは行くだらうというふうに試算をしております。令和5年度に当てはめますと1人100円の改定でありますから最大で600万円くらいと。温泉の割引等のサービスもございますので、そこまで行くかどうかというのは、実績ベースでは確定しておりませんが、最大でそのくらいは見込めるだらうというふうに試算をしております。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 6万人くらいは入場者数があるだらうということで、これはある意味希望的観測も含まれていると思いますけども、当然全員協議会で説明ありました電気料等々の増加分400万円はこれで飲み込めると私見しましたが、その差額はぜひですね、一般質問みたいになりますから余計なこと言いませんが、周知と併せて、いわゆる増やした分だけのメリットを出せるようなことをやっていただきたいと思いますと思うんですが、いかがですか。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えをいたします。

電気料の増額等と比較してその差額が出た場合の活用方法でございますけれども、議員がおっしゃるとおり利用者のサービス向上、そして施設の安定的な維持管理にその経費については充当していきたいというふうに考えてございます。

○議長 ほか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第3号、西会津町温泉健康保養センター条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号、西会津町温泉健康保養センター条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第4号、令和4年度西会津町一般会計補正予算（第6次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 議案第4号、令和4年度西会津町一般会計補正予算（第6次）の調整について、御説明いたします。

今次の補正の主な内容であります。歳入におきましては、本年8月3日から4日にかけて発生しました集中豪雨により被災した農地及び農業用施設の災害復旧費県補助金の追加計上や、妊娠期から出産・子育てまでの経済的支援として一人当たり10万円を交付する出産・子育て応援交付金の新規計上などがあります。

一方、歳出におきましては、本年4月の人事異動等に伴う人件費の調整や、人事院勧告及び県人事委員会の勧告に準じた職員の給与等の改定に伴う人件費の追加、事業費確定による防災重点ため池整備工事費の減額、集中豪雨被害に係る農地及び農業用施設の災害復旧工事費の追加などを計上したところであります。

それでは予算書を御覧願います。

令和4年度西会津町の一般会計補正予算（第6次）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,056万4千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億2,821万9千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

地方債の補正、第2条、地方債の補正は、第2表地方債補正による。

補正の主な内容であります。事項別明細書で御説明いたします。

8ページを御覧ください。

まず、歳入であります。12款、分担金及び負担金、1項1目、災害復旧費分担金269万2千円の増は、農地及び農業用施設災害復旧事業に係る受益者分担金であります。

9ページを御覧ください。

14款、国庫支出金、2項3目、衛生費国庫補助金285万6千円の増は、乳幼児や小児の3回目追加接種に係る新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金100万円の追加、妊娠期から出産・子育て期の経済的支援として一人当たり10万円を交付する出産・子育て応援交付金166万6千円の新規計上などがあります。

10ページを御覧ください。

15款、県支出金、2項4目、農林水産業費県補助金631万円の増は、農地集積・集約化対策事業補助金281万円、林業専用道整備事業補助金350万円の追加計上であります。

8目、災害復旧費県補助金3,805円の増は、集中豪雨被害に係る農地及び農業用施設災害復旧事業補助金の追加計上であります。

3項1目、総務費委託金345万3千円の減は、参議院議員通常選挙費の確定によるものであります。

17款、寄付金、1項3目、地方創生応援寄附金1千万円の増は、企業版ふるさと納税の追加計上であります。

11 ページを御覧ください。

18 款、繰入金、2 項 1 目、財政調整基金繰入金 1,564 万 1 千円の増は、今次補正で不足する財源として繰り入れるものであります。

なお、今次補正後の財政調整基金の積立残高は 6 億 4,352 万 9 千円の見込みであります。

21 款、町債につきましても、それぞれ起債充当事業の事業費の調整に伴い額の調整を行うものであります。

12 ページを御覧ください。歳出であります。

2 款、総務費、1 項 1 目、一般管理費 785 万 4 千円の増は、人事異動及び給与改定に伴う職員人件費の調整のほか、13 ページに移りまして、プリンターインク及びコピー用紙の単価の値上げなどによる消耗品費 105 万 2 千円、電気料金高騰に伴う光熱水費 150 万円の追加などであります。

2 目、文書広報費 128 万 5 千円の増は、郵便料の追加計上であります。

3 目、電算管理費 212 万 9 千円の増は、財務会計システム改修委託料の増額であります。

14 ページを御覧ください。

2 項 1 目、税務総務費 282 万 9 千円の増は、人事異動及び給与改定等に伴う人件費の調整、普通旅費及び機械器具借上料を減額し、オリジナル商品販売促進等業務委託料 114 万 8 千円へ組み替えるものであります。

15 ページを御覧ください。

3 項 1 目、戸籍住民登録費 768 万 3 千円の減は、人事異動等に伴う職員人件費の調整によるものであります。

4 項 3 目、参議院議員通常選挙費 345 万 3 千円の減額は、確定によるものであります。

16 ページを御覧ください。

3 款、民生費、1 項 1 目、社会福祉総務費 521 万 5 千円の減は、人事異動及び給与改定等に伴う職員人件費の調整、17 ページに移りまして、国保事業勘定繰出金 424 万 3 千円の減額であります。

3 目、老人福祉費 382 万円の増は、人事異動及び給与改定等に伴う職員人件費の調整、介護保険特別会計繰出金 355 万 6 千円の追加であります。

18 ページを御覧ください。

2 項 2 目、児童措置費 1,369 万 3 千円の増は、人事異動及び給与改定等に伴う職員人件費の調整などあります。

19 ページを御覧ください。

4 款、衛生費、1 項 1 目、保健衛生総務費 1,527 万 6 千円の減は、人事異動及び給与改定等に伴う職員人件費の調整や黒沢地区の水道施設整備事業の取下げに伴う簡易水道施設整備事業補助金 300 万円の減額、水道事業会計繰出金・水道事業 180 万円の増、同簡易水道等事業 318 万 5 千円の減額などあります。

2 目、予防費 100 万円の増は、乳幼児や小児の 3 回目追加接種に係る新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金の追加計上であります。

4 目、健康推進費 133 万 7 千円の減は、人事異動及び給与改定等に伴う職員人件費の調整などあります。

20 ページを御覧ください。

5 目、母子保健費 368 万 2 千円の増は、妊娠期から出産・子育て期の経済的支援として一人当たり 10 万円を交付する出産・子育て応援交付金 250 万円の新規計上などであります。

21 ページを御覧ください。

6 款、農林水産業費、1 項 2 目、農業総務費 650 万 6 千円の増は、人事異動及び給与改定等に伴う職員人件費の調整であります。

3 目、農業振興費 276 万 3 千円の増は、22 ページ移りまして、機構集積協力金 281 万円の追加計上などであります。

5 目、農地費 695 万 1 千円の減は、事業費確定に伴う防災重点ため池整備工事費 955 万円の減額、集中豪雨災害に係る土地改良区への災害復旧事業費補助金 187 万 8 千円の追加計上などであります。

2 項 1 目、林業総務費 749 万 1 千円の増は、人事異動及び給与改定等に伴う職員人件費の調整、23 ページに移りまして、林業専用道・杉山前佛線の補助事業費追加配分に伴う工事請負費 800 万円の追加計上などであります。

24 ページを御覧ください。

8 款、土木費、1 項 2 目、道路維持費 616 万 2 千円の増、25 ページに移りまして、3 目、道路新設改良費 236 万 9 千円の減は、人事異動及び給与改定等に伴う職員人件費の調整などであります。

26 ページを御覧ください。

3 項 2 目、公共下水道費 188 万 5 千円の増は、下水道事業会計繰出金の増額であります。

9 款、消防費、1 項 2 目、非常備消防費 146 万 2 千円の増は、消防団員報酬 160 万 4 千円の追加などであります。

27 ページを御覧ください。

10 款、教育費、1 項 2 目、事務局費 123 万 3 千円の減は、人事異動及び給与改定等に伴う職員人件費の調整などであります。

3 目、学校給食費 152 万 3 千円の増は、電気料金高騰に伴う光熱水費 144 万 6 千円の増額などであります。

28 ページを御覧ください。

2 項 1 目、学校管理費 171 万 1 千円の増は、電気料金高騰に伴う光熱水費 130 万 9 千円の増額などであります。

2 目、教育振興費 130 万 5 千円の減は、職員人件費の調整などであります。

3 項 1 目、学校管理費 289 万 7 千円の増は、灯油の高騰による燃料費 103 万 3 千円、電気料金高騰に伴う光熱水費 184 万 4 千円の増額などであります。

29 ページを御覧ください。

4 項 1 目、社会教育総務費 78 万 6 千円の増は、人事異動及び給与改定等に伴う職員人件費の調整などであります。

30 ページを御覧ください。

11 款、災害復旧費、1 項 1 目、農業施設災害復旧費 6,242 万 5 千円の増は、集中豪雨により被災した農地及び農業用施設の復旧に係る工事費 6,100 万円の増額などであります。

5ページにお戻りください。

第2表、地方債補正・変更であります。緊急自然災害防止対策事業費、災害復旧事業費は、いずれも対象事業費の調整等に伴う限度額の変更であります。起債の方法、利率、償還の方法については変更ありません。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしく御審議をいただきまして、原案のとおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

12番、武藤道廣君。

○武藤道廣　私も何点か質問したいと思います。

今次の補正では、8月の災害に関する関連補正予算が相当出ておりますので、その点を主に質問します。

まず、歳入で8ページの12款の災害復旧費分担金及び農林水産業費分担金とあります。そして次に、10ページですか、県支出金、災害復旧費県補助金、追加でありますけれども、これに関しては、県の支出金から、これで大体、査定後についてはこれで大体確定しているのかということ、まずこれ1点ですね。

先ほどの分担金並びに11ページの町債ですね。緊急自然災害防止対策、それから、災害復旧事業債の金額。

そして、歳出ですか、22ページ、土地改良区に対する補助金として災害復旧事業費補助金という項目。

そして、最後に30ページの災害復旧費工事請負費6,100万円。

そして、5ページの起債の関係あるんですが、今までの説明によりますと、2月に国、相当がはっきりして確定するというような説明でありましたけれども、今このように収入あるいは歳出がなされたということは、今の県を除いた関係以外は暫定的なものとして捉えてよろしいのか。

そして、1つは、被害者の仲裁にはどのように加味されてこのような数字的なものが出されたのか説明をお願いします。

○議長　町長、薄友喜君。

○町長　ただいまの災害に係るいわゆる受益者負担のことについて、私のほうから御答弁させていただきたいと思いますが、歳入で農地及び農業施設災害復旧事業費計上させておりますけど、これはあくまでも現行の規定による額を計上させていただきました。いわゆる災害の復旧費に係る、いわゆる経費の一部、特に農地農業用施設でありますけど、その受益者負担分について、私の考え方をちょっと申し上げさせていただきたいと思います。

確かに農地等については個人の財産ではありますが、その被災の原因がいわゆる自然災害であるということを経験したときに、果たしていわゆる復旧経費の一部を受益者負担に求めるということは、私はやっぱりこれは適切ではないのかなというふうに思っています。その原因というのは、今、自然災害というのは、全国でいろんな大規模な災害がありますけれども、集中豪雨あるいは雪の問題あるいは地震の問題とかという災害ありますけれども、私はやっぱり本人のいわゆる過失とか何かだったら別ですけども、自然災害で被



災された農地及び農業用施設については、私はやっぱりこれは負担を求めるべきではないというふうに考えておりますけれども、その最終的な判断は、求めないことによっていわゆる町の財政負担がどのくらいになるのかということもやっぱり判断の材料の1つにしないといけない。その町の財政負担がある程度明確になるのが来年の2月頃ということでありますから、そのように一般質問でも答弁させていただきましたけれども、私の考え方としては、いわゆる自然災害で被災された農地及び農業用施設の受益者負担分については、これは求めるべきではないなというような考え方で今最終的な判断をこれからしてまいりたいというふうに思っておりますので、ひとつ御理解をいただきたいなというふうに思います。

なお、そのときに、いわゆる激甚災害に指定されるようが、指定されなくても、あるいは小災害であろうと、それ以外の災害であろうとも、やはり同じ公平の原則で考えていきたいというふうに思っています。

○議長 12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 一般質問的になりますけれども、今ほど町長の力強い、本当に被害者にとっては心強い応援になると思います。ぜひその方向で進めていただきたいと思います。

また、既にもう負担金、分担金を徴収している分は、その決定に従ってやり直すといったらおかしいんですが、調整すると理解してよろしいでしょうか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 議員御指摘のとおり確定すればこれまで納入された負担金については返還をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長 ほかに。

4番、秦貞継君。

○秦貞継 何点かお伺いいたします。

14ページ、一番下ですね、委託料でオリジナル商品販売促進等業務委託料というふうに記載、114万8千円が上がっておりますが、これの詳細をまずお示してください。それと、今後のスケジュール等、どのようにお考えなのかをお示してください。

あとこの財源に関してはあれですか、補助金等つくのかどうかも併せてお伺いいたします。

それと、21ページですね、真ん中辺ですね、1項1目報償費、これ農地パトロール報償金がマイナスで6万3千円となっておりますが、この要因をお示してください。

それとその下の目標地図作成事務報償金に関しても13万9千円上がっておりますが、これはどういったものなのか。この詳細をお示してください。

以上です。

○議長 町民税務課長、渡部峰明君。

○町民税務課長 それでは、14ページ、2款2項1目の税務総務費の委託料の関係についてお答えをいたします。

まず、今回委託料114万8千円の追加、それに伴いまして旅費の14万2千円の減、使用料、賃借料の106万の減ということで組み換えをさせていただいたということであります。もともと当初予算では、未来を描く市町村等支援事業の補助金を受けて事業を組み立てて

いたところでございます。当初から日本の田舎西会津町を地元から発信するための拠点を  
つくりたいということで、県に申請して決定を受けていたところでございます。

事業着手に先立ちまして、町では、日本の田舎西会津町のブランド力強化に向けて専門  
家のアドバイスを受けてブランド力強化をしていきたいと思いますというようなことになったも  
のですから、着手してしまって、その後変更も生じたでは無駄になってしまうということ  
で、事業着手を先送りしていたところでございます。その後、10月に入りまして、ブラン  
ド力強化事業の方向性が出たために、専門家のアドバイスを受けまして、交流物産館より  
っせ内に情報発信の展示、販売ブースを設けるということで今回増額して、よりよいブー  
スを設置したいということで考えてございます。

なお、この組み換えにつきましては、県と協議させていただいて、変更で減額するか、  
それとも有効に活用するかということで県の指導を仰いだ結果、せっかく予算がついたの  
で有効に活用していただきたいというようなこともございまして、今回組み換えで追加す  
るもので、減額、併せて追加するものであります。

スケジュールでありますけども、補正議決後これから見積もり合わせをして事業を展開  
していくということで考えてございます。

なお、次年度につきましては、この事業は今年度で一応終了の見込みでございます。

今回、このブランド力強化事業によりましてアドバイスを受けて追加するものでござい  
ますが、展示品が増えたということもございまして、什器の拡張、あとは商品を紹介する  
ポップも増えたということで追加で作るものもございまして、あと、ポスターパネルの種類  
を増やす、あとフラッグ追加等によりまして増額ということでございます。

よりっせ内交流物産館内に日本の田舎西会津町のブース、地元から情報を発信するた  
めに、よりよいものをつくるために今回増額したということで御理解いただきたいと思  
います。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 それでは、御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の農地パトロールの報償金の減額でございますが、これは、例年農業委員  
と推進員が各地区の農地をパトロールをする経費でございますが、割り当てられたパト  
ロールの日に出席できなかった委員がいるということで、今回実績で減額をさせていただ  
いたという内容でございます。

続きまして、目標地図の作成事務報償金の追加でございますが、これにつきましては、  
人・農地プランが法律改正されまして、それぞれの市町村で地域の将来の農業の在り方、  
将来の農地の効率的、総合的な利用の目標を盛り込んだ地域計画というものを令和7年3  
月までそれぞれの市町村が策定をするということが法定化されたところでございます。そ  
の前段の作業で、農業委員会におきましては、10年後に目指すべき農地利用の姿を地図に  
落とし込むということで、1筆ごとに10年後誰が耕作をしていくかということを地域の中  
で話し合いをしてその地図を作ると。町ではその地図に基づいて地域計画というものを策定  
してまいります。その目標地図を策定する際に農業委員と推進員が各地区に出向きまして  
農業者の意見をお聞きするということが今回追加させていただいたというものでござい  
ます。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 じゃあ順次再質問いたしますが、14ページのオリジナル商品販売促進等業務委託に関して、ちょっとスケジュール的なものが今後展開していくというお話でしたけども、ちょっと詳細が分からなかったもので、これあれですか、これが通ればすぐ作業に移るのかどうかもちょっとお聞きしたかったのと、それからカタカナが多過ぎですよ、フラッグとかポスターとかなんとかというのは、要は、よりっせの中に何かそういったブースを作る経費にこのお金を使うということなんですか。であればどの辺にどんなものを作る予定なのか、ちょっと詳細がイメージできなかったもので、そこをお示しいただきたいなと思います。

あとは、21ページの農業費の中の報償費の質問ですが、農地パトロール報償費に関しては理解できました。

目標地図作成地図事務報償金、地図をとということで、今後の西会津町内の中の農業のこれからの未来を描く地図を作るということだったんですけど、これはあれですか、成果品みたいなものというのは、農林課だけで管理するのか。我々も見られるようなものなんですか。その辺だけお伺いいたします。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 それでは、再質問にお答えをいたします。

スケジュールでございますが、今回御議決後、即事務に取りかかっていたいという具合に考えてございます。設置については年度内を完了を見込みということで進めていきたいと考えてございます。

あと、設置のイメージでございますが、当初、ミネラル野菜の家のほうにちょっとしたブースということで考えていたんですけども、やるのであれば大々的というスペースになるかどうかは別ですけども、よりっせ内にちゃんとしたものを作ったほうが良いというようなアドバイスを受けまして、設置場所は、予定としては、今観光交流協会がある脇の辺りに設置してはどうかということでアドバイスを受けてございます。ただ、今後振興公社とも設置したいということではお話は通してありますけども、具体的に正式な場所であるとか、どこまでスペースが取れるかということも含めましてちょっと調整しながら進めていきたいと思いますが、1坪程度は設置していきたいということでは考えてございます。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 再質問にお答えいたします。

目標地図の成果品、見れるのかという御質問でございますが、成果品につきましては公表しなければならないとなつてございますので、御覧いただけるかと思えます。

○議長 ほかに。

8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 それでは、私3点ほど質問したいと思えます。

まず、最初の、ページ数でいうと19ページだと思いますが、4款1目18節、負担金補助及び交付金の中の補助金の簡易水道施設整備というようなことで、先ほど総務課長の説明の中で、黒沢地区のほうの水道の関係であるというようなことでありましたので、その中で事業補助金、令和4年度の当初予算では、事業として754万8千円上がっているわけ

であります、その中の 300 万円の減額になっているまずこの理由と、あとその下の 27 節の水道会計繰出金、簡易水道費 318 万 5 千円の減額の理由について説明をしていただきたいと思ひます。

それから 3 つ目は、やっぱり歳出 22 ページで 6 款、農林水産費、1 項これは農業費の 14 節ですね、工事請負費が、これ先ほども何か尾登のため池というような説明でありましたが 955 万円の減額補正。かなり大きな減額がされているというようなことでございますので、これの当初の、これは県主体の工事なのか分かりませんが、ここで 955 万円の減額が上がっているということは町の予算も入っているということなのかなということでもありますので、まずその減額の理由についてお尋ねをしたいと思います。

○議長 建設水道課長、石川藤一郎君。

○建設水道課長 お答えをいたします。

まず、19 ページの衛生費、1 項 1 目の補助金の関係でございます。これは、簡易水道施設整備事業補助金 300 万円の減でございますけれども、これは黒沢自治区に水道施設整備を計画していたところの補助金の減額でございます。

この理由といたしましては、黒沢自治区のほうで町の説明会等で、当初は町の補助金を受けて水道整備をしたいというようなことで手続を進めておったところでございますが、その後、自治区内のほうで再度話し合いを行ったと。その結果、今回は水道施設整備を断念するということで、正式に取下げの文書が届きまして、自治区長さんのほうからもその旨話をいただいたということで、今回減額をさせていただいたところでございます。

続きまして、27 節の繰出金のうち水道事業会計繰出金 318 万 5 千円の減額ということの理由ということでございます。これは、事業費の精査の結果と、あとは全体的な人事異動によりまして人件費の調整でございます。

続きまして、22 ページの 6 款農林水産業費の 1 項 5 目農地費のうち 14 節工事請負費 955 万円の減額の主な内容でございますけれども、これ尾登地区のため池工事の工事費の事業費の確定による減額ではございますが、理由としましては、当初はため池の漏水原因が不確定であったということで、工事費の上限額で計上しておりました。その後、測量、設計等を行い、精査を行った結果、原因等を特定し工事を実施したところでございます。その後、事業費の確定によりまして不用減という理由でございます。

以上です。

○議長 8 番、伊藤一男君。

○伊藤一男 この黒沢地区の水道に関しては、予算化する前にやっぱり町と地区で十二分にこれを話されて予算化されたと思うんですが、その時点ではそういう黒沢の地区でやめたいというような、そういうようなお話はなかったのかどうか。まず 1 点目それですね。

あと、尾登のため池については、これは、当初予算は県のあれだと思うんですが、幾らくらいだったのか、その辺予算についても説明していただきたいなと。

それから、あと、じゃあ 2 点、説明してください。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 お答えをいたします。

まず、黒沢地区のほうの補助金の関係でございますけれども、予算化する前に取りやめの

話はなかったのかというようなお話かと思いますが、自治区のほうと町で複数回話し合いを行いまして、まず、前提として、自治区のほうから水道施設整備をやりたいんだという要望書が町長のほうに上がってまいりました。それを受けまして、自治区のほうと座談会といたしますか、何回か説明会などを自治区の皆さんにお集まりいただいてやりまして、合意形成が取れたところから予算計上させていただいて手続をスタートさせました。そして、予算計上して、今年度また再度自治区内で、今度は自治区の皆さんのほうで話し合いを再度された。そうしたところ、なかなか全体の合意を得られなかったというようなことで区長さんがおいでになりまして、その旨説明をされ、そしてその後正式に取下げの文書が届いたということで、私どもとしても残念な結果ではございましたけども、地域の皆さんの話し合った結果ということで御理解をいただきたいと思っております。

あと、ため池の関係ですけれども当初、測量設計で200万円、工事費で2千万円、これも先ほど申し上げましたように原因がまだ特定できない段階でしたので、その上限額というようなことで工事費などは取らせていただいております。それで、きちとした成果が上がったということと、事業費がそれほどかからなかったということで所期の目的は達成した結果、事業費の精査し、減額となったところでございます。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 黒沢地区の経過については分かりました。

それでは、尾登のため池ですね。これについては、当初2千万円の予算というようなことでありましたが、これ950万相当、半分ぐらいの工事費で済んだというようなことなので、測量設計、そういったところにちょっと甘さがあったのかなど。そのように思いますが、そして恐らく県の補助もあるはずですが、県と町の補助はどういうふうな割合になっていますか。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 お答えいたします。

予算の取り方甘かったのではないかというようなお話ではございましたけども、当初予算の段階では測量設計費200万円、それから工事費上限額で2千万円、そしてまだその段階では測量設計きちとやっておりますので、その辺の判断はつかないので、専門家の意見等を参考にしながら、その上限額というようなことでありましたので、そこは御理解をいただきたいと思っております。それで、測量設計後事業費、設計所に工事を発注し、原因を特定し、きちと成果を上げたその結果でありますので、御理解をいただきたいと思っております。

あと、財源は緊事債でございまして、起債を活用してございます。

○議長 ほかに。

7番、小柴敬君。

○小柴敬 2点お伺いをいたします。

6の1の3、22ページになりますけれども、18節の補助金及び交付金、機構集積協力金という、281万円計上されておりますけれども、この内容、規模、交付先、それで、この機構を集積、途中面積、集積したらしいんですけど、面積とか集積規模によって金額は変化するのかどうかをお聞きします。

それからその次、6の2の1、林業専用道路の14節、工事請負費ですけども、この残りの工事の整備距離についてお伺いします。また、完成予定はいつ頃になるのかお伺いいたします。

以上です。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 それではお答えをいたします。

機構集積協力金の内容でございますが、これにつきましては、歳入の10ページで15款2項4目農林水産業費県補助金で農地集積・集約化対策事業補助金、この内容になってくるわけなんです。内容としましては、農地の集約、集積を進めるための補助金ということでございます。人・農地プランを策定しております地域で農地中間管理機構、いわゆる農地バンクを通じて担い手への農地の集積、集約化に取り組む地域、あるいは農地の出し手の方を支援する補助金ということになってございます。

補正の内容でございますが、下島地区におきまして、本年、農業法人が設立されました。その農業法人が下島地区の農地の集約を進めました。面積で申し上げますと約ですが50ヘクタールで、集積率にして40%ということで、交付金の額につきましては、この集積率によって単価が変わってくるということでございます。そういったことで今回集積が当初の見込みより多く進んだということで追加の計上をさせていただいたところでございます。

なお、交付先は自治区に対しての交付となります。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 林業専用道の関係でございますが、6款2項1目の14節、工事請負費でございます。800万円の増額でございますが、これは、杉山の前佛線の開設の工事費でございます。これにつきましては、早期完成を目指しまして補助金の要望等をしているわけでございますけども、今年度追加というようなことで補助金がついたことから、次年度予定しておりました分を前倒しでやっていきたいなという内容でございます。

それで、全長で1,710メートルのうち、令和4年度、本年度については510メートル分を施工中でございまして、本年度分で、トータルでいいますと延長で1,590メートル。令和5年度に残り120メートルほど予定しておりましたが、その分を今回前倒ししてやっていきたいなということで、これから作業になりますので、御存じのとおりでもう降雪時期に入っております。できる限りというようなこと、これから発注というようなことになりますので、今後、想定としましては、繰越しをお願いするような形で、令和5年度中には完成するかなという見込みでございます。

以上です。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 今、農林課のほうで281万円は自治区に交付されるということであったんですけども、下小島の集積先のほうではなくて自治区というわけについてお聞きします。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 交付先についての再質問でございますが、先ほど御説明しましたとおり、まずは人・農地プランを策定しているということがこの補助金の対象となるということで、人・農地プランについては自治区単位での策定ということで、交付先についても自治区に

なるということでございます。

○議長　ほかに。

9番、多賀剛君。

○多賀剛　歳入の寄附金でありますけども、今回も企業版のふるさと応援寄附金が1千万円いただけたということで、大変ありがたいことではありますが、年末にかけてふるさと納税、ふるさと応援寄附金は駆け込み寄附がある時期だと伺っておりますが、現在のふるさと応援寄附金の総額はいかほどになっているのかをまずお伺いします。

それと、あと何か所か各課にわたってありますけども昨今の燃料代高騰、光熱費の高騰で随分と補正が組まれております。総額でこの光熱費、燃料等々の補正はどれぐらい増加になっているのか。

それと、その分に関して特別交付税とか国の交付金等々の手当は、今後のことも含めて見通しがあればお示してください。

○議長　町民税務課長。

○町民税務課長　それでは、ふるさと応援寄附金の一般の部分での現在の寄附額ということでございますが、ちょっと手元に正確な数字は持ち合わせていませんけども、月曜日の段階、今週の月曜日の段階では1億2,600万円を超えたということでございます。年内中には何とか1億6千万円ぐらいは見込めるのではないかなということ期待しているところでございます。

○議長　総務課長。

○総務課長　お答えいたします。

一応今回の補正によりまして、まず、一般会計で申し上げますと、大体790万円ほど、電気料金の高騰分ということで補正計上をさせていただいております。

この燃料費高騰に伴う、いわゆる交付税措置といった部分の御質問でございますが、再算定で町に6,400万円ほど追加に交付になったと新聞報道もあったかと思いますが、再算定の内容の中に臨時経済対策費という部分が創設されておりまして、その中に人口を基本とした上で物価高騰対策、いわゆる電気料も含めた部分で若干は措置されているということとなっております。

以上でございます。

○議長　ほかに。

(「質疑なし」の声あり)

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから、議案第4号、令和4年度西会津町一般会計補正予算(第6次)を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第4号、令和4年度西会津町一般会計補正予算（第6次）は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第5号、令和4年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第2次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康増進課長、矢部喜代栄君。

○健康増進課長 議案第5号、令和4年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第2次）の調製について、御説明申し上げます。

今次補正予算の内容であります。事業勘定及び診療施設勘定、ともに職員の人事異動や給与改定に伴う人件費の調整と、新型コロナウイルス感染拡大に伴う必要経費の追加計上などです。

それでは予算書を御覧願います。

令和4年度西会津町の国民健康保険特別会計補正予算（第2次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ256万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ7億6,400万4千円とする。

診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ282万5千円を増額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ4億665万4千円とする。

第2項、事業勘定及び診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

主な補正の内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

8ページを御覧願います。

事業勘定の歳入であります。4款、県支出金、1項1目、保険給付費等交付金168万円の増は、保険者努力支援分や傷病手当分の特別交付金の増を見込んだものであります。

6款、繰入金、1項1目、一般会計繰入金424万3千円の減は、人件費の減額に伴う一般会計繰入金の減であります。

9ページを御覧願います。

歳出であります。1款、総務費、1項1目、一般管理費424万3千円の減は、職員の人事異動や給与改定に伴う給料、職員手当等の減額であります。

2款、保険給付費、6項1目、傷病手当金40万円の増は、新型コロナウイルス感染症感染に伴い被用者が労務に服することができなかった場合などに減額となった給与等の一部を傷病手当金として国保から支給するもので、今回対象者が見込まれるため新規計上するものであります。

10ページを御覧ください。

4款、保健事業費、2項1目、保健衛生普及費128万円の増は、保健事業に従事する会計年度任用職員の給料、職員手当等の増額であります。

続きまして19ページを御覧ください。

診療施設勘定の歳入であります。1款、診療収入、1項1目、国民健康保険診療報酬収



入 58 万 3 千円、同じく 2 目、社会保険診療報酬収入 116 万 7 千円、同じく 5 目、その他の診療報酬収入 75 万円、合わせて外来収入 250 万円の増は、新型コロナウイルス感染拡大により増加している P C R 検査等の診療報酬の増を見込んだものであります。

20 ページを御覧ください。

歳出です。1 款、総務費、1 項 1 目、一般管理費 841 万 4 千円の減は、職員の人事異動や給与改定に伴う給料、職員手当等、共済費の減額などであります。

2 款、医業費、1 項 1 目、医療用機械器具費 109 万 5 千円の増は、経年劣化している内視鏡の保管庫を更新するための備品購入費 77 万円などであります。

同じく 2 目、医療用消耗機材費 225 万 5 千円の増は、P C R 検査件数の増加等による血液検査委託料 192 万 5 千円の増などであります。

21 ページを御覧ください。

4 款、予備費、1 項 1 目、予備費 788 万 9 千円は、今次補正予算の財源の調整であります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしく御審議いただきまして、原案のとおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 5 号、令和 4 年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 次）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 5 号、令和 4 年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 次）は原案のとおり可決されました。

日程第 6、議案第 6 号、令和 4 年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第 2 次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

福祉介護課長、渡部栄二君。

○福祉介護課長 議案第 6 号、令和 4 年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第 2 次）の調整について御説明申し上げます。

今次の補正の内容であります。当初見込みよりも、地域密着型サービス給付費及び高額介護サービス費など、保険給付費の実績見込みによる増額と、職員の人事異動に伴う職員給与等人件費の調整などが主なものであります。

それでは予算書を御覧ください。

令和4年度西会津町の介護保険特別会計補正予算（第2次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,427万1千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億7,005万7千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

主な補正の内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきますので、6ページを御覧いただきたいと思ます。

まず、歳入であります。3款、国庫支出金、1項1目、介護給付費負担金473万2千円の増額、同じく2項1目、調整交付金267万2千円の増額、及び4款、支払基金交付金1項1目、介護給付費交付金638万8千円の増額、及び5款、県支出金、1項1目、介護給付費負担金295万7千円の増額、7ページを御覧ください。7款、繰入金、1項1目、介護給付費繰入金295万7千円の増額は、歳出における介護給付費の増額に伴う、国、支払い基金、県及び町のルールによる負担分の増額であります。

同じく1項5目、その他一般会計繰入金59万9千円の増額は、職員の人事異動による職員給与等繰入金22万円の減、認定調査等費の減による事務費繰入金5万円の減、町包括職員の人事異動などによる、介護予防支援事業費繰入金86万9千円の増によるものであります。

同じく2項1目、介護給付費準備基金繰入金396万6千円の増額は、今次補正により不足する財源として基金より繰り入れるものであります。なお、これにより年度末基金残高は、5,293万2千円となる見込みであります。

次に、8ページを御覧ください。歳出であります。

1款、総務費、1項1目、一般管理費22万円の減額は、人事異動に伴う職員給与等人件費の調整による減額であります。

同じく3項2目、認定調査等費5万円の減額は、認定調査員の職員手当等の減額であります。

2款、保険給付費、1項1目、居宅介護サービス給付費66万2千円の増額、同じく2目、地域密着型介護サービス給付費1,976万4千円の増額は、要介護認定者が利用する介護サービス費について、これまでの給付費実績を基に本年度の必要額を算出し、予算額を調整したものであります。なお、地域密着型介護サービス費の増額については、町内2か所の小規模多機能型居宅介護サービス利用が増えていることなどから増額となったものでございます。

9ページを御覧ください。

同じく2項1目、介護予防サービス給付費162万7千円の増額、同じく4項1目、高額介護サービス費161万9千円の増額は、これまでの給付費実績をもとに、今年度の必要額を算出し、予算額を調整したものであります。

4款、地域支援事業費、3項1目、総合相談事業費、88万9千円の増額、10ページを御覧ください。同じく8目、在宅医療・介護連携推進事業費2万円の減額は、地域包括支援センター職員及び医療介護相談員の人件費等の調整によるものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしく御審議をいただきまして、原案のとおり御議決を賜りますようお願いいたします。

○議長　これから質疑を行います。

9番、多賀剛君。

○多賀剛　1点お尋ねしますが、いわゆる地域密着型介護サービス給付費がこれだけ増となっているということは、要因は何なのでしょうこれ。介護認定者数が増えたのか、サービス利用者が増えたということは単純に分かりますけども、要因をまずお示してください。

○議長　福祉介護課長。

○福祉介護課長　それでは、地域密着型サービス給付費についての御質問にお答えいたします。

この増額につきましてはやはり当初予算の編成時点で実績を基に新年度予算を予算編成するわけでございますけれども、昨年、令和3年度に開所いたしました高陽の里の利用者数が令和3年度についてはそこまで伸びがなかったというところで予算編成を行いまして、ある程度の伸びは、その時点では見ていたわけなんですけど、今年度に入って高陽の里の利用者が安定的に利用が図られてきたといった点と、ただ、もう1か所ございます町内のサービス事務所につきましても、それまで定員を満たすようなケースはなかなかなかったんですが、令和3年度の後半、また、令和4年度に入ってからほとんど定員を満たしたサービス利用が進んでいるといったところで、こういった給付費の伸びとなったということで担当課としては認識しているところでございます。

○議長　9番、多賀剛君。

○多賀剛　ということは、新しくできたいわゆる介護施設と、要は、フルスペックで、いわゆるフル稼働できなかったのが今度順調にフル稼働できるようになったから伸びたという認識でよろしいんですか。先ほど言った介護認定者数が急激に増えたとか、あるいは施設サービスが減ってこっちが増えたのかって、そういうことじゃないですね、確認だけです。

○議長　福祉介護課長。

○福祉介護課長　御質問にお答えいたします。

議員がおっしゃる認定者数が増えたりだとか、町内のサービスのしわ寄せがこのサービスに寄ってきているのかということではございませんで、あくまでも既存のサービス提供事業所の利用者が順調に伸びているということで御理解いただきたいと思えます。

○議長　ほかに。

(「質疑なし」の声あり)

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから、議案第6号、令和4年度西会津町介護保険特別会計補正予算(第2次)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号、令和4年度西会津町介護保険特別会計補正予算(第2次)は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第7号、令和4年度西会津町水道事業会計補正予算(第1次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、石川藤一郎君。

○建設水道課長 議案第7号、令和4年度西会津町水道事業会計補正予算(第1次)の調製について御説明いたします。

今次補正予算の主な内容であります。収益的収入及び支出の収入は、主に人件費の調整に伴う一般会計補助金の減額です。支出は、人件費や修繕費等の事業費を調整するものであります。

それでは予算書を御覧願います。

総則、第1条、令和4年度西会津町の水道事業会計補正予算(第1次)は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出の補正、第2条、令和4年度西会津町の水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入及び支出とも補正予定額の合計138万5千円を減額し、2億5,570万3千円とするものです。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正、第3条、予算第6条に定めた経費の金額を、次のように定める。職員給与費で、補正予定額198万5千円を減額し、2,364万5千円とするものです。

2ページを御覧願います。

他会計からの補助金の補正、第4条、予算第7条本文中、補助を受ける金額は1億2,358万3千円を、補助を受ける金額は1億2,219万8千円に補正する。詳細は、実施計画により説明いたしますので3ページを御覧願います。

まず、収益的収入及び支出の収入は、第1款、水道事業収益2項2目、他会計補助金は、一般会計補助金180万円の増額です。

第2款、簡易水道等事業収益、2項2目、他会計補助金は、一般会計補助金318万5千円の減額です。

4ページを御覧願います。次に、支出です。

第1款、水道事業費用、1項1目、原水及び浄水費は、職員の人件費や電気料金の高騰に伴う事業費の調整が主なものです。

1項2目、配水及び給水費は、漏水修繕に係る修繕費200万円の増額であります。

1項4目、総係費は、職員の人件費の調整であります。

5ページを御覧願います。

第2款、簡易水道等事業費用、1項1目、原水及び浄水費、及び4目、総係費は、職員の人件費や施設修繕費の減額が主なものであります。

以上で説明を終了させていただきます。よろしく御審議をいただきまして、原案のとおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

6番、三留正義君。

○三留正義　電気料の280万円、電気料が高騰しているということで動力費の280万円の係数的な上昇なんですけど、年度当初から、その内容についてその動向を伺います。

次に、施設の修繕費の減200万円あって簡水にもありますよね。そういった施設整備の減の理由を伺います。

あとは、一番表の人件費の減、これらについて説明いただきたいと思います。

○議長　建設水道課長。

○建設水道課長　お答えをいたします。

まず最初の動力費の関係ですけれども、総務課長の説明にも、一般会計でもあった同じような傾向でございます。この280万円の増額につきましては、これまでの支出の実績をまず見まして、あとその上昇率と伺いますか、今後の支出見込みを算出しましたところ280万円ということで積算したところでございます。

あと修繕費の水道事業費用が減額で、これが配水費のほうで増額の200万円という内容でございますけども、まず、減額のほうでありますけども、当初機器等の修繕等を予定しておりました。総額で600万円ほどになっておりますけども、それで、修繕する前に再度精査、点検した結果、もう少し使えるという見込みが判断できましたので、その経過観察をすることで一部実施を見送っている部分がございます。ただ直接的に水を作るという意味では支障のないような、例えば防護柵の修繕ですとか、あと緊急でこれというものではなくて数百万円、緊急の場合も対応できるような余剰分も見込んでおりますので、全体の修繕には支障がないと判断しまして200万円の減額ということでさせていただきました。

一方、2目、配水及び給水費の修繕費のほうの200万円を相殺するような形で計上させていただきました。こちらのほうは、先ほど説明でも若干触れましたけれども、今年、やっぱり漏水の修繕というのが想定したよりもかなり多かったというようなことございまして、これまで当初全体で820万円ほど様々見ておりましたが、執行実績で810万円というようなことに達したものですから、今後の支出見込みを前年度等ちょっと調査しながら精査した結果200万円の増額をさせていただきたいという内容でございます。

あと、人件費の減額ということでございますけども、これ人事異動によりまして年の高いところから若い人へ変わったというようなことが主な理由でございます。

○議長　ほかに、いいですか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから、議案第7号、令和4年度西会津町水道事業会計補正予算（第1次）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号、令和4年度西会津町水道事業会計補正予算（第1次）は原案のとおり可決されました。

暫時休議にします。（12時01分）

○議長 再開します。（13時00分）

日程第8、議案第8号、令和4年度西会津町下水道事業会計補正予算（第1次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、石川藤一郎君。

○建設水道課長 議案第8号、令和4年度西会津町下水道事業会計補正予算（第1次）の調製について御説明いたします。

今次補正予算の主な内容であります。収入においては、主に人件費の調整に伴う一般会計補助金の増額であります。支出は、人件費や電気料金、事業費の確定見込みに伴う委託料の調整が主なものであります。

それでは予算書を御覧願います。

総則、第1条、令和4年度西会津町の下水道事業会計補正予算（第1次）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出の補正、第2条、令和4年度西会津町の下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入及び支出とも補正予定額の合計97万3千円を増額し、3億4,299万9千円とするものです。

資本的収入及び支出の補正、第3条、予算第4条本文括弧書を資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,647万3千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額624万7千円、過年度分損益勘定留保資金1,343万9千円及び当年度分損益勘定留保資金6,678万7千円で補填するものとするに改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

2ページを御覧願います。

収入は補正予定額107万円を増額し、計1億5,486万4千円とし、支出も補正予定額107万円を増額し、計2億4,133万7千円とするものです。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正、第4条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

職員給与費で、補正予定額254万3千円を増額し、3,088万6千円とするものです。

他会計からの補助金の補正、第5条、予算第9条本文中、補助を受ける金額は、1億4,507万8千円を、補助を受ける金額は、1億4,762万1千円に補正する。

詳細は、実施計画により説明いたしますので、3ページを御覧願います。

まず、収益的収入及び支出の収入は、第1款、公共下水道事業収益から第3款、個別排水処理事業収益まで、いずれも職員の人件費の調整に伴う一般会計補助金の増額が主なものであります。

4ページを御覧願います。次に支出です。

第1款、公共下水道事業費用、1項1目、管渠費は、事業の確定見込みよる委託料150万円の減額、電気料金の高騰による53万円の増額であります。2目、処理場費は、電気料金68万円の増額などであります。3目、総係費は、職員人件費の調整であります。

第2款、農業集落排水処理事業費用、1項2目、処理場費は、事業の確定に伴う処理施設管理委託料202万円の減額、電気料金183万円の増額などあります。

5ページを御覧願います。

3目、総係費及び第3款、個別排水処理事業費用、1項2目、総係費は、人件費の調整であります。

次に6ページ及び7ページを御覧願います。

資本的収入及び支出の収入は、人件費の調整に伴う一般会計補助金107万円の増額、支出につきましても同額を増額するものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしく御審議をいただきまして、原案のとおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

6番、三留正義君。

○三留正義　支出の2款1項2目になりますか、上の管渠費の委託料については説明があったので分かったんですけど、処理施設管理委託料については、ちょっと詳細まで触れていなかったもので、減額になる内容について御説明いただきたいと思います。

○議長　建設水道課長。

○建設水道課長　お答えいたします。

農業集落排水処理事業費用のうちの2目の処理場費の委託料の減額。委託料202万円の減額でございますけども、町内の農業集落排水処理施設は5か所、5施設ほどございます。

それで、年度当初に町内の業者による管理委託の入札を行いまして、その結果、入札の結果の不用額を今回減額させていただくものでございます。

○議長　ほかに。

(「質疑なし」の声あり)

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから、議案第8号、令和4年度西会津町下水道事業会計補正予算(第1次)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号、令和4年度西会津町下水道事業会計補正予算(第1次)は原案のとおり可決されました。

議案第9号、西会津町ケーブルテレビ施設の管理に係る指定管理者の指定についての審議に入る前に、指定管理者に指定予定の代表者である副町長、大竹享君の退場を求めます。

暫時休議にします。(13時10分)

○議長 再開します。(13時11分)

日程第9、議案第9号、西会津町ケーブルテレビ施設の管理に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

初めに、指定管理者の指定に係る選定方針等の総括説明を求めます。

総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 議案第9号、西会津町ケーブルテレビ施設の管理に係る指定管理者の指定についての議案の説明に先立ち、公の施設の指定管理者の候補者選定に至る概要について、御説明いたします。

まず、公の施設の管理につきましては、地方自治法244条の2第3項の規定により、法人その他の団体に管理を行わせることができる指定管理者制度を受け、本町では平成18年4月から、各施設の指定管理者を指定してきたところであり、現在15の施設で指定管理者を指定しています。

今回、指定しようとする施設は、西会津町ケーブルテレビ施設であります。指定に当たりましては、3回の指定管理者選定委員会を開催し、慎重に選定作業を行ってきたところでもあります。

選定委員会では、現在の指定管理者に対し、前回の申請時に提出された事業計画に対する実績書の提出を求め、現在までの管理運営状況等のヒアリングを実施するなど検証作業を行った結果、現在管理している団体が有する管理運営に係る経験や実績、専門的技術などを活用することによって、施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成でき、管理運営状況が良好と判断できたこと。

また、団体の設立経緯や社会的役割を考慮した場合、さらには長期にわたる町との連携や運営実績等により、今後も効率的かつ効果的な運営が期待できるものと判断したことから、引き続き公募によらないで選定することとしたところでもあります。

次に、審査結果を申し上げます。

一般社団法人西会津ケーブルネットは、町直営でケーブルテレビを運営していた当時から業務に携わっていた職員が中心となって運営しており、ケーブルテレビ放送やインターネット事業の運営において豊富な経験と実績を有しており、また、平成27年度からは本施設の指定管理者として町と密接に連携し、安定した放送や通信サービスの提供、施設・設備の良好かつ適切な管理運営を行ってまいりました。引き続き遅滞・遺漏なく事業を実施できるとともに、今後の町デジタル戦略の基盤となる放送・通信施設の円滑な運営が期待できることから、指定管理者の候補者として選定したところでもあります。

なお、指定期間につきましては、指定管理を受ける側の計画的な人材の確保と育成、ま



た施設の計画的な管理運営、さらには持続・安定したサービスの提供等から判断して、一定程度長期的な視点に立てる適切な期間とするため、指定管理の期間を令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間といたしました。ただし、中間年である令和7年度に中間評価を実施いたします。

今回の指定管理者の候補者とした事業者には、住民の財産である公の施設を事業計画に基づき適正に管理するとともに、住民福祉の向上に向け、民間団体の活力を最大限に発揮し、効果的かつ効率的な運営が行われるよう、町といたしましても連携の強化を図るとともに、全員協議会で皆様からいただいた御意見を反映できるよう、しっかりと対応してまいります。

○議長 本案についての説明を求めます。

企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 議案第9号、西会津町ケーブルテレビ施設の管理に係る指定管理者の指定について説明させていただきます。

西会津町ケーブルテレビ施設につきましては、平成27年度より指定管理者制度を導入し、管理運営を行っているところであります。このたび、令和4年度末をもって、2期目5年間の指定管理期間が満了するため、改めて指定管理者の選定作業を進めてきたところであります。

選定経過と結果につきましては、総務課長から今ほど説明があったとおりでありまして、西会津町ケーブルテレビ施設につきましては、一般社団法人西会津ケーブルネットを指定管理者候補として選定したところであります。

それでは、議案書を御覧ください。

1、指定管理者となる団体の名称は、一般社団法人西会津ケーブルネットであります。

2、指定の期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間であります。

以上で、説明を終了させていただきますが、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第9号、西会津町ケーブルテレビ施設の管理に係る指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号、西会津町ケーブルテレビ施設の管理に係る指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

暫時休議します。(13時20分)

○議長 再開します。(13時21分)

日程第10、議案第10号、西会津町総合計画・後期基本計画の策定についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 議案第10号、西会津町総合計画・後期基本計画の策定について、御説明申し上げます。

西会津町総合計画(第4次)の計画期間、令和元年度から7年間のうち、前期の基本計画の最終年度が今年度末となっていることから、来年度、令和5年度から7年度までの3年間の後期基本計画の策定作業を本年5月に開始して以来、西会津町まちづくり基本条例の考え方に基づく町民の皆さん25名による総合計画検討会議、そして職員25名による総合計画策定プロジェクトチームが相互に連携し、検討を進めてきたところであります。

この後期基本計画の素案につきましては、去る10月25日の全員協議会において、中間報告をさせていただいたところでありますが、その後、まちづくり基本条例に基づく意見公募や町民懇談会等を経まして最終案がまとまりましたので、議会に御提案申し上げる次第であります。

それでは、計画案の内容を説明させていただきます。

西会津町総合計画・後期基本計画の冊子を御覧いただきたいと思っております。表紙をめくっていただき、目次を御覧ください。

後期基本計画の前段に、1ページからの序論と7ページからの基本構想として、計画策定の意義や計画の位置づけ、踏まえておくべき町の地域特性など、平成30年度に策定した7年間の総合計画策定時の記載部分を再度掲載したほか、6ページ、そして14、15ページでは、新たな視点としてSDGsとの関係についての内容を加えております。

コロナ禍の影響など細部の時点修正以外、基本構想のまちづくりの将来像、まちづくりの方向性、町の将来デザイン、施策の体系などは基本的に変更ありません。

次に17ページを御覧いただきたいと思っております。

ここからが基本計画でありまして、後期3年間、令和5年度から7年度までの計画であります。

18ページを御覧ください。

第1章はプロジェクトXであります。計画期間中に特に重点をおいて進める10の取組を示しております。幼児教育の推進、産官学民連携教育の推進、担い手の確保と育成、有害鳥獣対策の推進、日本の田舎、西会津町ブランド力強化、移住定住環境の整備、健康コミュニティづくりの推進、高齢者の生きがい対策、デジタル変革の促進、野沢町なかの再生、これらに重点的に取り組んでまいります。

20ページを御覧ください。

第2章まちづくりの分野であります。ここからは、分野ごとに現状と課題を明らかにし、取組の方向性を示した上で、検討委員の御意見などをこんなまちになったらいいの吹き出しに記載しております。以下それぞれに具体的な取組を整理し、さらにその分野の達成

度を図る数値目標を設定しており、最後にみんなで取り組むこととして町民の役割を記載し、協働の視点にも配慮しております。

分野ごとの主な取組を申し上げますと、20 ページ子育て支援の分野では、21 ページ保育ニーズ調査の実施や、小学校と連携した幼児教育の推進、保護者負担の軽減など各種子育て支援に、24 ページ教育環境では、25 ページ教育の不易流行継承や体験活動を通じた非認知能力の育成、新しい学びの力を育む学校教育の充実や 26 ページ学校・家庭・地域の連携、西会津高校及び町内在住高校生の支援に、28 ページ生涯学習では、29 ページ引き続き各種講座・教室の開催や発表と交流の場の創出、図書館利用の促進など、30 ページ、スポーツでは、31 ページ、スポーツ環境の整備やスポーツ団体支援に、32 ページ歴史・文化・芸術では、33 ページ歴史・文化等の周知や芸術文化の振興などにそれぞれ取り組んでまいります。

36 ページ農林業の分野では、37 ページ農地・森林の有効活用、担い手の確保・育成、38 ページ農林産物の産地化等、有害鳥獣対策の強化などに、40 ページ商工業では、41 ページ町内産業の振興及び企業誘致、商店街等の活性化と事業承継・創業支援などに、44 ページ観光・交流では、45 ページ観光資源の発掘と磨き上げ、交流人口・関係人口の拡大などに、48 ページ移住・定住においては、49 ページ受入れ体制の強化と担い手の育成、住環境の整備、50 ページの仕事づくりなどにそれぞれ取り組んでまいります。

52 ページ健康づくりの分野においては、53 ページ新たに、体、心、つながりによるさすけねえわの各種取組、56 ページ医療では、57 ページ診療所の充実や関係機関との連携に、58 ページ高齢者福祉では、59 ページ地域包括ケアシステムの強化による高齢者福祉の推進や高齢者の生きがい対策に、60 ページ社会福祉では、61 ページ障害者福祉の推進や地域の支援体制の充実に、64 ページ、コミュニティにおいては、65 ページ集落対策や地域活動の支援などにそれぞれ取り組んでまいります。

さらに、68 ページ雪対策の分野では、69 ページ道路除雪や高齢者宅など住宅周りの除排雪に、70 ページ交通体系・道路網では、71 ページ町公共交通の整備や町道の改良・修繕、72 ページ国・県道整備促進などに、74 ページ、情報通信では、75 ページ情報発信の強化やデジタル変革の促進、76 ページ情報通信基盤の整備などに、78 ページ消防防災・安全対策においては、79 ページ消防防災組織の強化や消防施設・設備の充実などに、82 ページ自然・環境保全では、83 ページ環境啓発活動や温室効果ガス排出削減対策に、86 ページ上・下水道では、87 ページ上・下水道施設の適切な維持管理にそれぞれ取り組んでまいります。

90 ページ、第 5 節、計画の推進に向けての協働のまちづくりの分野では、91 ページ町民・議会・行政の意識改革の推進、町政への住民参加の促進や自治区との連携などに、92 ページ行財政運営では、93 ページ効率的・効果的な行政の推進、健全な財政運営の推進などに、96 ページ新たなまちづくりにおいては、野沢町なかの再生、日本の田舎西会津町ブランド力強化、デジタル変革の推進、次世代を担う人材の育成と確保などに取り組んでまいります。

98 ページを御覧ください。

第 3 章は地区別まちづくりプランであります。これは、今ほど御説明させていただきました第 2 章の各分野別の取組を地区別に再構成したものであります。

以上が今回提案させていただきました総合計画・後期基本計画の内容でございます。

なお、この計画案につきましては、去る11月29日の町総合政策審議会に諮問し、原案を適当と認める旨の答申をいただいております。

最後に議案書を御覧ください。

今回御提案しております議案第10号、西会津町総合計画・後期基本計画の策定につきましては、西会津町まちづくり基本条例第19条第2項により定め、西会津町議会基本条例第8条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

7番、小柴敬君。

○小柴敬　1点お伺いいたします。全協等でいろいろと説明を受けましたので大体は理解できたところですが、この97ページにあります日本の田舎西会津町ブランド力強化という項目がありますけども、この日本の田舎西会津というのは商標登録されているのでしょうか。また、ほかで使われないような形で考えているとは思いますが、その点について1点お伺いをいたします。

○議長　商工観光課長。

○商工観光課長　お答えをいたします。

日本の田舎西会津町につきましては、商標登録は現在はありません。今後につきましては、商標登録も含めて現在検討しているところでございます。商標登録をする方向で現在検討しているところでございます。

○議長　ほかに。

1番、荒海正人君。

○荒海正人　最終確認ということでお尋ねしたいと思っておりますけども、今回の後期計画策定に当たって、前期計画もあって後期計画になってくるわけですが、特に前期計画から継続して掲載されている事業についてお尋ねしたいと思っておりますが、内容について大きく変わった点であったり目標数値についても変わっている点等もある中で、継続して掲載してある事業への影響というものがいいのかどうか確認したいと思っております。

○議長　企画情報課長。

○企画情報課長　荒海議員の御質問にお答えいたします。

今ほどの継続事業についてでございますが、この総合計画の後期計画の策定に当たりましては、まず、委員の皆さん25名、それからプロジェクトチーム25名によりまして前期計画の評価検証をいたしました。全ての事業について1つずつ5つのグループに分かれて評価検証を行ってきたわけでございますが、この中で完全に終了している事業、または検討中の事業もあったわけでございますが、その中で継続してやはり取り組んでいかなきゃいけない事業、そういったものについても1つずつ評価をしまして、これは必要だということで今回の後期計画にも引き続き記載になったものでございます。そういったことで、それぞれ検討しながらここに位置づけているということで御理解をいただきたいと思っております。

○議長 1 番、荒海正人君。

○荒海正人 そしたら前期と後期の継続して掲載されている事業も整合性が取れているという認識でよろしいのかどうかと、あと、町の事業に関係している団体であったり民間の事業等に関しても同じような認識で周知だったりもされているかどうかについても最後確認したいと思います。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 再質問にお答えいたします。

確認されましたとおり、この計画の策定に当たりまして、もう一度申し上げますが、町内の町民の皆さん、いろんな団体からもいただいております。そういうことで、様々な団体等の意見も加えた中でのこの計画づくりを行ってきたということでございますので、そういった意味では出ていただいた委員の方々には周知をされているところでございます。

今後、この計画につきましては、御議決いただきましたらば、そういった各種団体も含めまして町民の方々に丁寧に周知を図っていきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長 ほかに。

4 番、秦貞継君。

○秦貞継 全協で非常に丁寧に説明いただきましたので内容に関しては理解いたしました。

ただ、今課長の答弁にもありましたが、この計画に関していろいろ、いろんな団体の方がこの計画の策定に携わったということですが、中に書かれてあることに関しては、町民の方々に非常に協力を仰がなくてはならない部分も多々あると思っております。今、町民の方々に丁寧に説明して理解を求めるといったことだったんですけども、どのような形でその丁寧な説明と理解を求めるといったことをお示してください。

それと、町民の協力、これに関しても、もしお考えの案等があるのであればお示してください。

以上です。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 4 番、秦議員の御質問にお答えいたします。

まず、町民の皆さんへの周知の部分につきましては、先ほど申し上げましたとおり今回御議決いただきましたらば、まずはこの作成された計画書の印刷、製本作業に入りましてこれを全戸配布していききたいというふうに考えております。

また、この後、全戸配布と併せまして町の広報紙の3月1日号に特集記事を作りまして、主だった事業、大切な部分、こういった部分の特集、抜き出しの記事を作りまして町民の皆さんにお知らせをしていききたいというふうに考えております。

そのほかにもホームページだったり、町ケーブルテレビを活用した周知だったり、こういったことを進めていききたいというふうに考えているところでございます。

それから、町民参加の部分にもなりますが、最後に私のほうで先ほど御説明いたしました共同のまちづくりの分野でございます。この計画書、それぞれにみんなで取り組むことということで、それぞれに町民の皆さんに御協力していただきたいこと、取り組んでいただきたいことを黄色い抜き出しで入れております。そこで、91 ページのほうになるんです

けれども、特に協働のまちづくり、まちづくり全体につきましては、やはり町民、議会、行政、この3者によってまちづくりをしていかなきゃいけないというふうに、ここが一番のまちづくり基本条例の一番大切な部分になっているところでございますので、こういった部分、ぜひ町民参加を促進するような広報の仕方についても、議員おっしゃるように工夫していきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 住民参加、協働のまちづくりに関しては非常に大事なことだと思いますが、資料の全戸配布及び広報、もしくはホームページということだったんですけど、今課長がお示しになったものに関しては、我々のような若い、私若くもないですけど、ある程度この字でも分かる、理解できる方々はそれでいいと思うんですけど、この町には年配の方々もいらっしゃいます。そういった年配の方々のマンパワーというのも非常に重要だと思いますが、そういった方々への丁寧な、理解していただけるような周知の工夫等というのはお考えなんですか。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 再質問にお答えいたします。

繰り返しにはなってしまいますが、先ほど申し上げました、まずは町広報の特集記事、それからケーブルテレビ、この2本で詳しく説明していきたいというふうに考えております。特に町広報におきましては、若い方から高齢の方までみんながお読みになる広報紙でございますので、分かりやすい表現で特集記事を作っていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 心配しているのは、先ほどの私の質問でも申し上げましたが、このサイズの字を年配の方々が読んで理解するんですかと、この厚さですよ、ここに関して、ただこれ全部理解、私も全部理解したかといったらしてませんけども、やっぱりこの要点、大事なところ、今課長がおっしゃったような協働のまちづくりの参画だとか、こういった大事なものというのは、やっぱりちゃんと伝わるように、年配の方にも理解していただけるような努力が町側も必要だと思うんですけども、ここに関しての重要性をいかにお考えか。それと周知方法に関していま一度、そういった自分たちの目線じゃなくてなかなか理解しづらい、小さい字もなかなか読みづらいような先輩の方々に対してもどう理解を求めるのか、そこだけ最後にお示してください。

○議長 秦議員に申し上げます。先ほどの質問も含めてですが、年齢とか何かで線引きをされているように思われますので、そういうことじゃなく、年齢がどうだこうだということじゃなく、幅広い意味での分かりやすい方法でというようなことの意味で発言いただければと思いますが、いかがですか。

○秦貞継 御訂正あったとおり、私も別に年齢で区切っているわけではなくて、様々な方が町内にはいらっしゃいます。その全ての方々に理解していただける努力、方向性、取組をお示してください。分かりやすく。

以上です。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 大変申し訳ございません。繰り返しの御説明になるんですが、町の広報紙におきましては、広く町民の方々に見ていただけるような構成だったり、文字の大きさだったり、そういったことに配慮して作っている広報紙でございます。そういうことで、特集記事につきましても、この内容全てというわけにはいきませんが、特にお知らせしたい部分、町民の皆さんに分かっていただきたい部分等、ところどころ抜粋をしまして、広報紙のサイズで見ていただけるように作っていきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

○議長 次、質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 10 号、西会津町総合計画・後期基本計画の策定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 10 号、西会津町総合計画・後期基本計画の策定については原案のとおり可決されました。

議案配付のため暫時休議します。(13時47分)

○議長 再開します。(13時50分)

日程第 11、議案第 11 号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

町長、薄友喜君。

○町長 議案第 11 号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて御説明申し上げます。

本年 12 月 31 日で任期満了となります固定資産評価審査委員会委員につきまして、その職務の重要性を十分に考慮し、選考いたしました結果、現職にありますが伊藤重人さんを引き続き固定資産評価審査委員会委員として任命したいので、何とぞ満場一致をもって御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 お諮りします。

本案については、質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案についての質疑、討論は省略することに決しました。

これから、議案第 11 号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 11 号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決しました。

日程第 12、議案第 12 号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

町長、薄友喜君。

○町長 議案第 12 号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて御説明申し上げます。

本年 12 月 31 日で任期満了となります固定資産評価審査委員会委員につきまして、その職務の重要性を十分に考慮し、選考いたしました結果、現職にあります齋藤和則さんを引き続き固定資産評価審査委員会委員として任命したいので、何とぞ満場一致をもって御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 お諮りします。

本案については、質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案についての質疑、討論は省略することに決しました。

これから、議案第 12 号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 12 号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決しました。

日程第 13、議案第 13 号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

町長、薄友喜君。

○町長 議案第 13 号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて御説明申し上げます。

本年 12 月 31 日で任期満了となります固定資産評価審査委員会委員につきまして、その職務の重要性を十分に考慮し、選考いたしました結果、現職にあります高濱悦子さんを引き続き固定資産評価審査委員会委員として任命したいので、何とぞ満場一致をもって御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 お諮りします。



本案については、質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案についての質疑、討論は省略することに決しました。

これから、議案第 13 号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 13 号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決しました。

日程第 14、提案理由の説明を行います。

町長の提案理由の説明を求めます。

町長、薄友喜君。

○町長 追加をいたしました議案について、御説明を申し上げます。

初めに、議案第 14 号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例及び議案第 15 号、議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本定例会において、本年度の人事院勧告に伴う職員の給与改定につきましては、さきに関係する条例の改正と補正予算を提案させていただいたところです。

県においては、職員の給与改定に併せ、県知事等の特別職及び県議会議員の期末手当の改定が行われるとのことから、本町におきましても同様に、町長等の特別職及び議会議員の期末手当の支給率を 0.05 月引き上げるため関係条例を改正するものであります。

次に、議案第 16 号、令和 4 年度西会津町一般会計補正予算（第 7 次）についてであります。27 万 6 千円を増額し、予算総額を 73 億 2,849 万 5 千円とするものであります。

補正の内容といたしましては、特別職及び議会議員の期末手当を福島県に準じ 0.05 月分増額するものであります。

以上、提出議案について御説明を申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長より説明いたさせますので、十分なる御審議をいただき原案のとおり御議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わります。

○議長 日程第 15、議案第 14 号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 議案第 14 号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

本案につきましては、町長が提案理由で御説明申し上げましたとおり、去る 8 月 8 日、国の人事院は国家公務員の期末・勤勉手当の支給月数を民間の支給割合 4.41 月に見合うよ

う、現在の支給月数 4.3 月から勤勉手当を 0.1 月引上げ 4.4 月とすることについて、国会及び内閣に勧告を行ったところであります。

また、県人事委員会においては、10 月 5 日、人事院勧告を踏まえ、県職員の期末・勤勉手当の支給率を民間の支給割合 4.35 月に見合うよう、現在の支給月数 4.25 月から期末・勤勉手当を 0.1 月引上げ 4.35 月とすることについて、県及び県議会に勧告を行ったところであります。

町長等の特別職の給与等につきましては、従来から職員給与に対する勧告に準じて改正しているところでありますが、この度、県の特別職の期末手当の改正がありましたことから、これに準じて町長等の特別職の期末手当を改正するものであります。

それでは、改正条文について御説明を申し上げます。併せて、条例改正案新旧対照表の 1 ページを御覧ください。

まず、改正条例案第 1 条の町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正であります。

第 4 条は、その他の給与を規定しており、町長、副町長及び教育長の本年 12 月に支給する期末手当の支給率について、100 分の 160 を 100 分の 165 に改め、0.05 月引上げるものであります。

次に、第 2 条につきましても、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正であります。

条例改正案新旧対照表の 2 ページを御覧ください。

第 4 条は、その他の給与を規定しており、令和 5 年度以降の期末手当の支給率について 6 月、12 月とも 100 分の 165 を 100 分の 162.5 に改正し、平準化するものであります。

次に、附則であります。施行期日でありまして、第 1 項の改正条例案第 1 条の規定は、公布の日から施行し、令和 4 年 12 月 1 日から適用するものであります。

第 2 項の改正条例案第 2 条の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行するものであります。

第 3 項は、期末手当の内払いの規定で、改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなすものであります。

以上で、説明を終了させていただきますが、よろしく御審議をいただきまして、原案のとおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから、議案第 14 号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 14 号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第 16、議案第 15 号、議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 議案第 15 号、議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

本案につきましては、さきの議案第 14 号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例でも御説明申し上げましたとおり、人事院勧告等による職員の給与改定に準じ、知事等の県の特別職及び県議会議員の期末手当が引上げになることから、本町におきましても同様に町議会議員の期末手当を 0.05 月引き上げるものであります。

それでは、改正条文について御説明を申し上げますが、併せまして、条例改正案新旧対照表の 3 ページを御覧ください。

まず、改正条例案第 1 条の議会議員の議員報酬及び費用弁償の一部改正であります。第 7 条第 2 項は、期末手当の額を規定しており、12 月に支給する期末手当の支給率について、100 分の 160 を 100 分の 165 に改め、0.05 月分引き上げるものであります。

次に、改正条例案第 2 条につきましても議会議員の議員報酬及び費用弁償の一部改正であります。

条例改正案新旧対照表 4 ページを御覧ください。

第 7 条第 2 項は、期末手当の額を規定しており、令和 5 年度以降の期末手当の支給率について、6 月、12 月ともに 100 分の 162.5 に改正し、平準化するものであります。

次に、附則であります。第 1 項及び第 2 項はこの条例の施行期日でありまして、第 1 項の改正条例案第 1 条の規定は公布の日から施行し、令和 4 年 12 月 1 日から適用するものであります。

また、第 2 項の改正条例案第 2 条の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行するものであります。

第 3 項は、期末手当の内払いの規定で、改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなすものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしく御審議をいただきまして、原案のとおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 15 号、議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 15 号、議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第 17、議案第 16 号、令和 4 年度西会津町一般会計補正予算（第 7 次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 議案第 16 号、令和 4 年度西会津町一般会計補正予算（第 7 次）の調整について、御説明いたします。

今次の補正につきましては、議案第 14 号及び議案第 15 号で御説明いたしましたとおり、特別職及び議会議員の期末手当の引き上げに伴うものであります。

それでは予算書を御覧ください。

令和 4 年度西会津町の一般会計補正予算（第 7 次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 27 万 6 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 73 億 2,849 万 5 千円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表、歳入歳出予算補正による。

補正の内容であります。事項別明細書で御説明いたします。

6 ページを御覧ください。

まず歳入であります。18 款、繰入金、2 項 1 目、財政調整基金繰入金 27 万 6 千円の増は、今次の補正におきまして不足する財源として繰り入れるものであります。

7 ページを御覧ください。歳出であります。

1 款、議会費、1 項 1 目、議会費 16 万 1 千円の増は、議会議員の期末手当の追加計上であります。

2 款、総務費、1 項 1 目、一般管理費 8 万円、10 款、教育費、1 項 2 目、事務局費 3 万 5 千円の増は、町長、副町長、及び教育長の期末手当の追加計上であります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしく御審議いただきまして、原案のとおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 16 号、令和 4 年度西会津町一般会計補正予算（第 7 次）を採決します。  
お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 16 号、令和 4 年度西会津町一般会計補正予算（第 7 次）は原案のとおり可決されました。

日程第 18、議長発議による農業公社設立調査特別委員会の設置についてを議題とします。

町は、仮称ではありますが、西会津町農業公社を設立する予定であることから、議会としての農業公社の設立について調査するため特別委員会を設置したいと思います。議長を除く全議員で構成する定数 11 名の農業公社設立調査特別委員会を設置し、農業公社設立に関する事項の調査をこれに付託して調査をすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、定数 11 名の委員で構成する農業公社設立調査特別委員会を設置し、農業公社設立に関する事項の調査をこれに付託して調査することに決定しました。

日程第 19、農業公社設立調査特別委員会委員の選任についてを議題とします。

農業公社設立調査特別委員会委員の選任については、委員会条例第 4 条第 3 項の規定によって、1 番、荒海正人君、2 番、上野恵美子君、3 番、小林雅弘君、4 番、秦貞継君、5 番、猪俣常三君、6 番、三留正義君、7 番、小柴敬君、8 番、伊藤一男君、9 番、多賀剛君、10 番、青木照夫君、12 番、武藤道廣君、以上の諸君を農業公社設立調査特別委員会委員に選任したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、以上の諸君を農業公社設立調査特別委員会委員に選任することに決定しました。

この後直ちに農業公社設立調査特別委員会を開催し、委員長及び副委員長を選任してください。会場は大会議室であります。

暫時休議にします。（14時18分）

○議長 再開します。（14時50分）

それでは報告いたします。先ほど設置された農業公社設立調査特別委員会の委員長に武藤道廣君、副委員長に荒海正人君を選任した旨の報告がありました。

日程第 20、陳情第 2 号、土砂災害防護柵の設置に関する陳情書を議題とします。

委員長の報告を求めます。

経済常任委員長、小柴敬君。

○経済常任委員会委員長 陳情審査の報告をいたします。

本委員会に付託されました陳情を審査した結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第 93 条の規定により報告いたします。

受理番号、陳情第 2 号。

付託年月日、令和4年12月9日。

件名、土砂災害防護柵の設置に関する陳情書。

審査の結果、採択すべきものと決定をいたしました。

以上です。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから、陳情第2号、土砂災害防護柵の設置に関する陳情書を採決します。

お諮りします。

陳情第2号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、陳情第2号、土砂災害防護柵の設置に関する陳情書は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第21、広報広聴常任委員会の継続審査申出についてを議題とします。

広報広聴常任委員会よりお手元に配付しました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

広報広聴常任委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、広報広聴常任委員会からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第22、議会運営委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会運営委員会よりお手元に配付しました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

議会運営委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第23、議会活性化特別委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会活性化特別委員会よりお手元に配付しました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

議会活性化特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異義ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会活性化特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第24、農業公社設立調査特別委員会の継続審査申出についてを議題とします。

農業公社設立調査特別委員会よりお手元に配付しました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

農業公社設立調査特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異義ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、農業公社設立調査特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

本定例会に付議された事件は、以上をもって審議を終了しました。

町長より挨拶があります。

町長、薄友喜君。

○町長 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会は、条例の一部改正及び令和4年度一般会計補正予算、人事案件など、町政が当面する重要な案件16件、報告1件について御審議をいただいたところでありますが、議員各位におかれましては、特段の御精励を賜り全議案について原案のとおり御議決並びに御同意を賜り厚く御礼を申し上げます。

今後は、一般質問及び議案審議の過程で皆様よりいただいた御意見を十分に尊重し、誠意を持って町政に反映させてまいる所存であります。

今、新型コロナウイルスオミクロン株対応ワクチン及びインフルエンザワクチンの接種を実施しているところではありますが、今までどおり油断することなく、基本的な感染防止対策を継続していくことが大事であります。皆様にはなお一層の御自愛の上、町政進展のため、特段の御理解と御協力を賜りますよう衷心よりお願いを申し上げて、閉会の御挨拶といたします。今年も残り少なくなりました。どうぞよい年をお迎えください。

ありがとうございました。

○議長 閉会に当たり一言挨拶を申し上げます。

今期定例会は、去る12月9日以来、本日まで6日間にわたり、条例の一部改正、令和4年度の補正予算、指定管理者の指定、人事案件と、多数の重要案件について、議員各位の終始極めて真剣な御審議をいただき、議事進行に各位の御協力を得ましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。

また、町当局におかれましても審議の間、実に真摯な対応をもって審議に協力されまし

たことに対し、深く敬意を表するとともに、本会議において、議員各位から述べられました意見及び要望事項につきましては、特に留意され、適切なる執行に十分反映されますよう切望し、町政進展のため一層の御努力をお願い申し上げます。

今、議会では、農業公社設立調査特別委員会を設置し、農業公社設立に向けての調査を行うことといたしました。西会津町の農業を継続していくためにはどのような施策が望ましいかの調査検討をまいります。

今年も残り少なくなり、寒さも厳しさを増してまいりました。議員の皆様方、執行部の皆様方におかれましては、一層御自愛の上、よい年を迎えられますよう御祈念いたしますとともに、今後とも町政の積極的な推進に御精励賜りますようお願い申し上げ、閉会の挨拶といたします。

これをもって、令和4年第8回西会津町議会定例会を閉会いたします。(15時03分)